

第3章 消防用設備等の設置単位

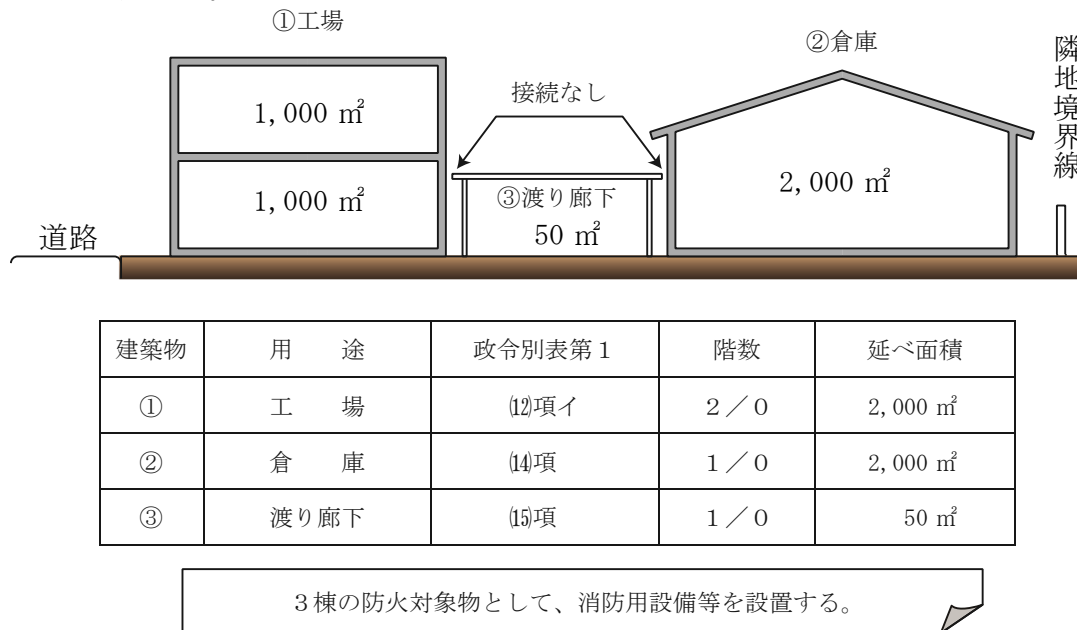
第1 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位

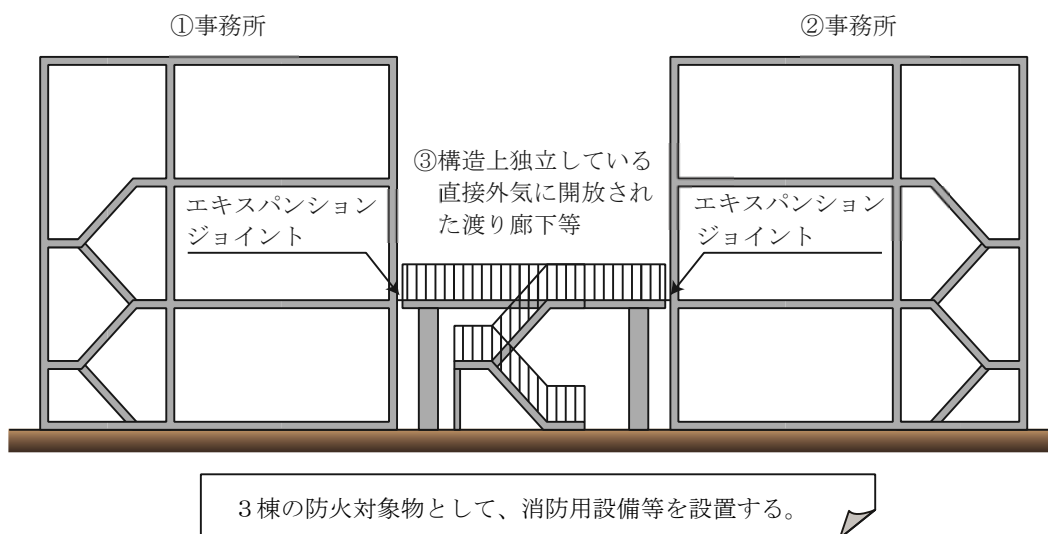
消防用設備等の設置単位は、建築物（屋根及び柱又は壁を有するものをいう。以下同じ。）である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。（第1-1図参照）

なお、ここでいう「棟」とは、原則として、独立した一の建築物、又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいうものであること（建築物と建築物が、構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているもの（一の建築物から発生した火災が、渡り廊下を介して延焼するおそれがないもの及び建基令第5章の避難施設等の規定について、各々の建築物内で適合しているものに限る。）を除く。第1-2図参照）。

独立した一の建築物が相互に接続されて一体となっているものを判断するにあたっては、第1-3図を参考とすること。

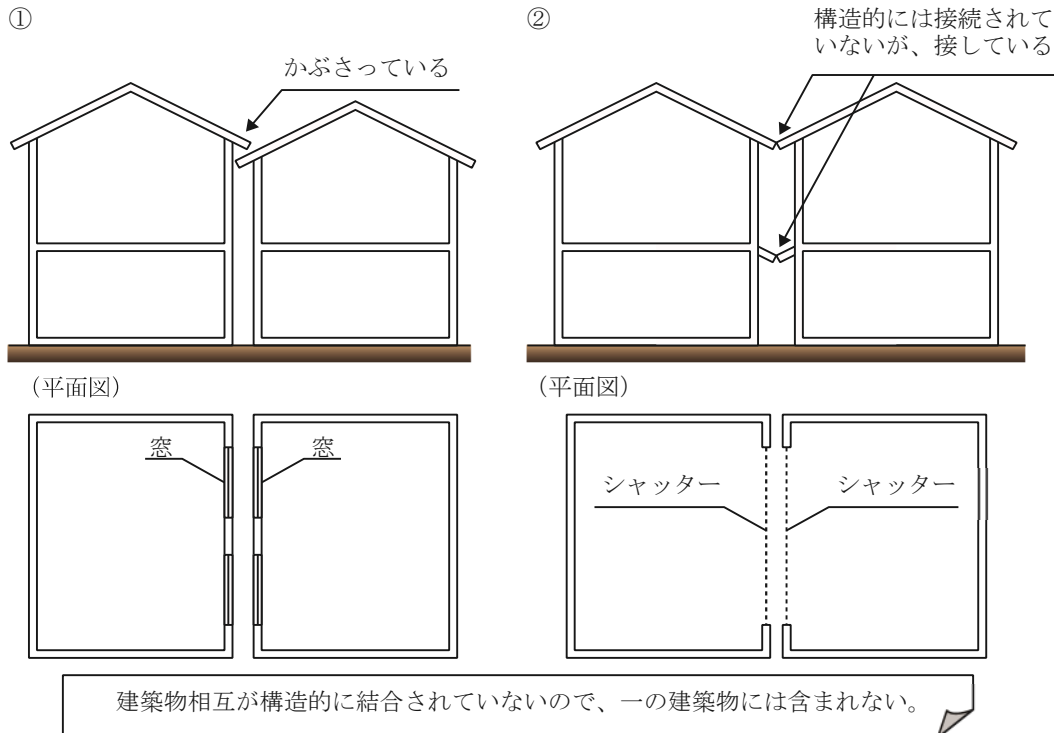


第1-1図

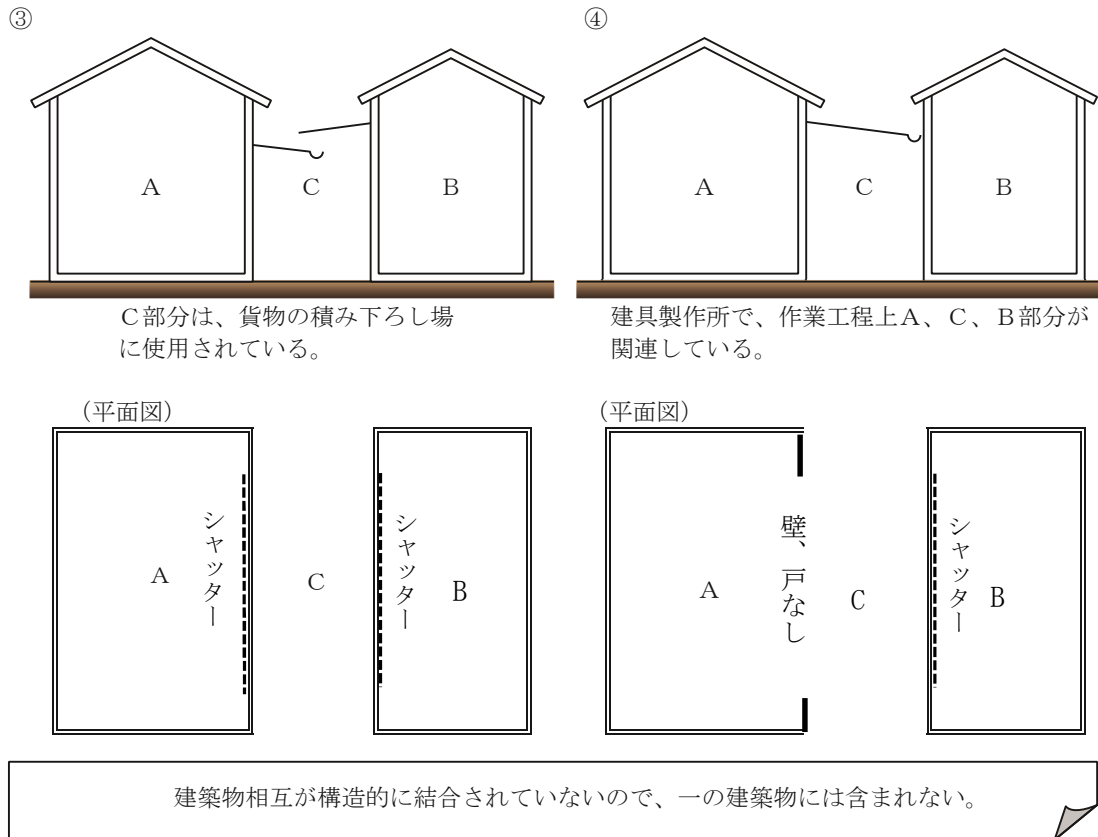


第1-2図

(その1) 相互の建築物のひさし又は屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合



(その2) 相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面してある場合



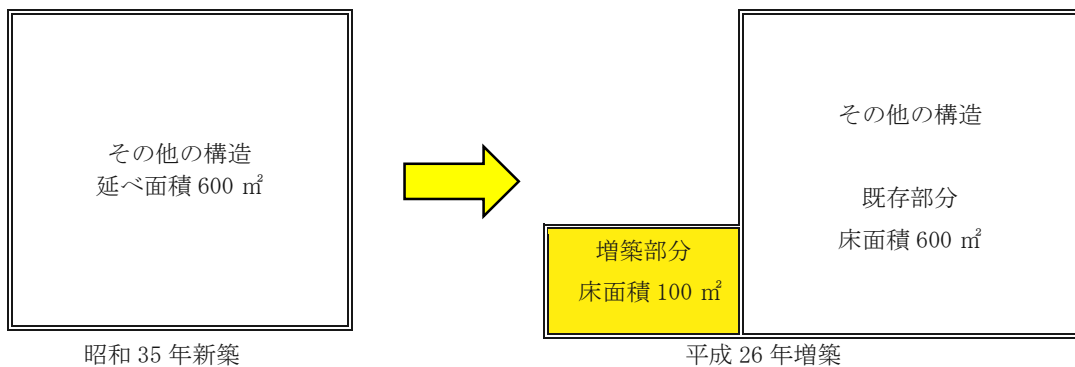
2 消防用設備等の遡及適用

法第17条の2の5及び第17条の3の規定の取扱いは、次によること。

- (1) 政令の施行の際、現に存する防火対象物で、その延べ面積が小さいため、そもそも消防用設備等の設置を要しなかったものの増築については、当該増築が法第17条の2の5第2項第2号に定める増築に該当しないときは、同条第1項の規定により、消防用設備等の設置は要しないものであること。
(第1－4図参照)

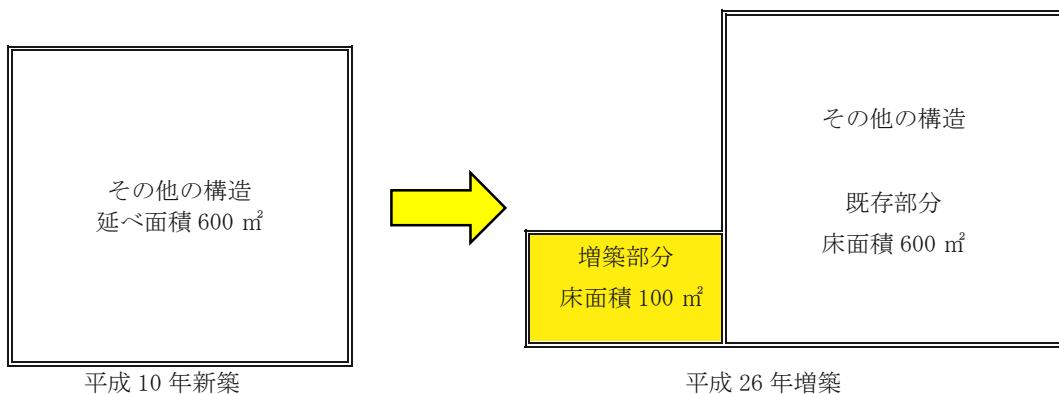
(政令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物)

○例1



屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（基準時：昭和36年4月1日）の際、現に存する防火対象物で、法第17条の2の5第2項第2号に定める増築（基準時以後における床面積1,000 m²以上又は基準時の延べ面積の2分の1以上）に該当しない場合は、屋内消火栓設備の設置は要しない。

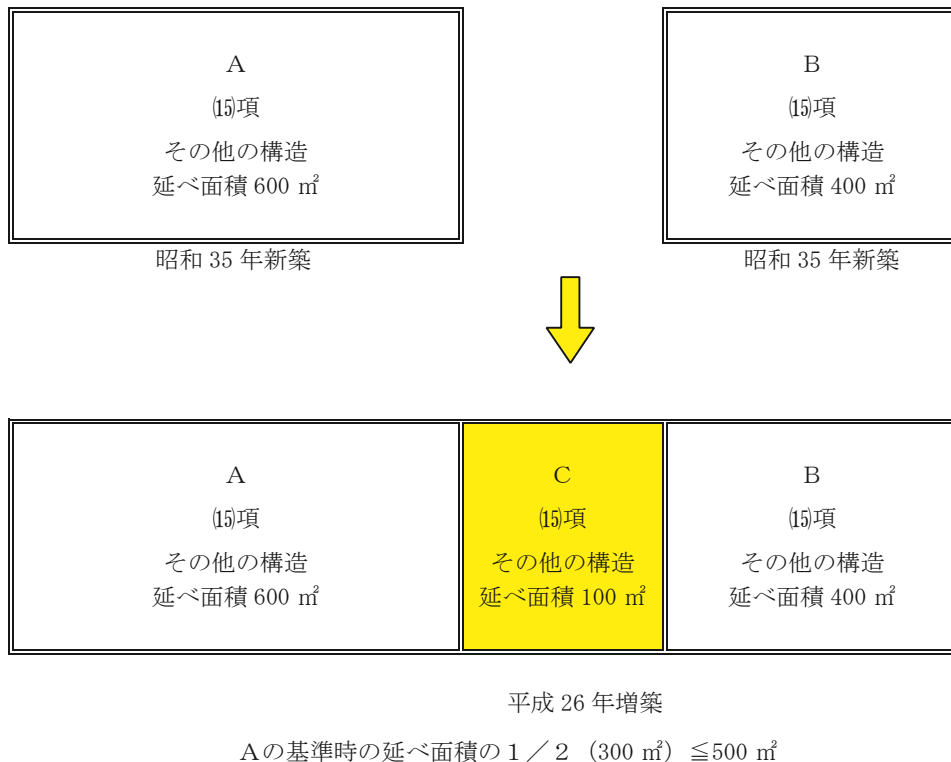
○例2



屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（基準時：昭和36年4月1日）後に新築されたものであり、増築によって当該規定に適合しなくなるものであるから、法第17条第1項の規定により設置義務が生じる。

- (2) 第1～5図の例で示すとおり、政令の施行の際、既存であったA（延べ面積 600 m²）及びB（延べ面積 400 m²）の政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物が、当該政令の施行の後、C（床面積 100 m²）を増築したことにより、A、B及びCが一棟となった場合の消防用設備等（屋内消火栓設備）については、Aにとっての増築はB+C（床面積の合計が 500 m²）であり、法第17条の2の5第2項の増築に該当するので、屋内消火栓設備の設置を要するものであること。

なお、この場合、既存のA又はBの防火対象物のうち、いずれか延べ面積の大なるものを主体にして考えること。

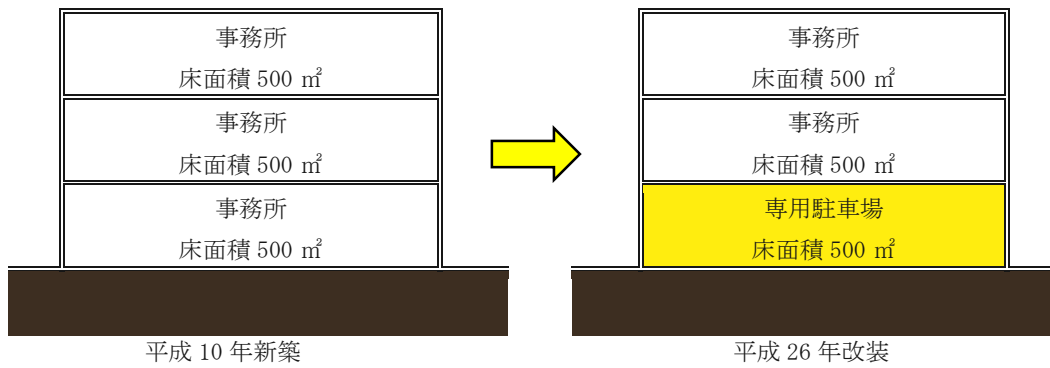


屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（基準時：昭和 36 年 4 月 1 日）の際、現に存する防火対象物A及びBであるが、Aにとっての増築はB+C（500 m²）であり、法第17条の2の5第2項第2号に定める増築（基準時の延べ面積の2分の1以上）に該当するため、屋内消火栓設備の設置を要する。

第1～5図

- (3) 第1～6図の例で示すとおり、事務所ビル（政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物）の1階部分を改装して、専用駐車場（床面積 500 m²）を設けた場合、政令第13条の規定による水噴霧消火設備等の設置については、主たる用途（事務所）に機能的に従属するものであり、当該防火対象物の用途自体は変更していないことから、法第17条の3第1項に規定する用途が変更されたものに含まれない。したがって、同条の規定は適用されずに、法第17条第1項の規定により水噴霧消火設備等の設置を要するものであること。

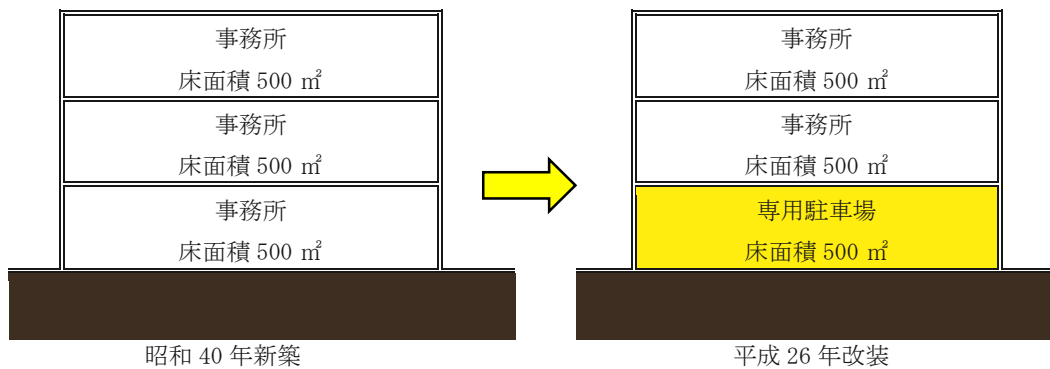
ただし、水噴霧消火設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（昭和 50 年 1 月 1 日）の際、現に存する防火対象物である場合は、法第17条の2の5第1項の適用を受けることになり、従前の規定が適用されること。（第1～7図参照）



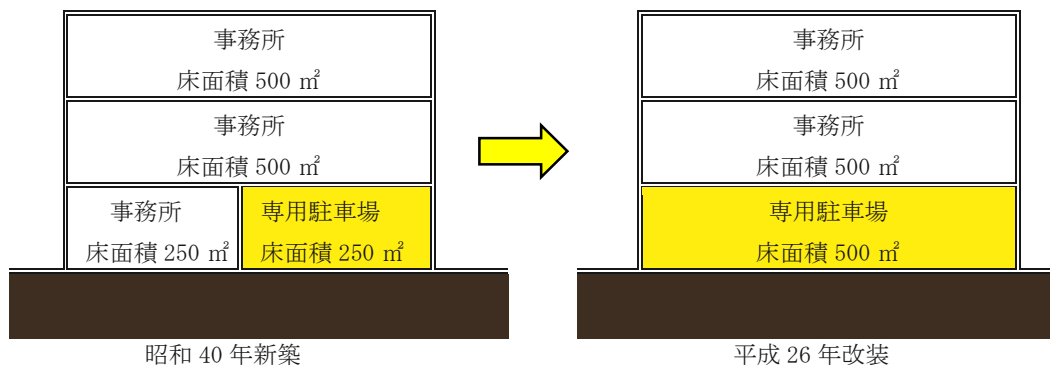
主たる用途（事務所）に機能的に従属するものであり、当該防火対象物の用途自体は変更しないことから、法第 17 条の 3 第 1 項に規定する用途が変更されたものに含まれず、同条の規定は適用されず、法第 17 条第 1 項の規定により水噴霧消火設備等の設置義務が生じる。

第 1 - 6 図

（その 1）非特定防火対象物にあって政令第 13 条第 1 項に該当する部分が、新たに出現することとなった場合



（その 2）非特定防火対象物にあって政令第 13 条第 1 項の基準数値に達していなかった部分が、同基準数値に達することとなった場合

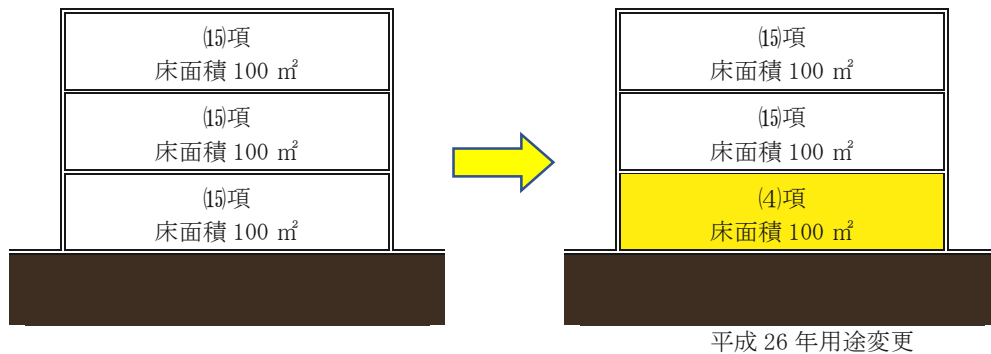


水噴霧消火設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行（基準時：昭和 50 年 1 月 1 日）の際、現に存する防火対象物で、法第 17 条の 2 の 5 第 2 項の規定に該当しないため、水噴霧消火設備等の設置を要しない。

第 1 - 7 図

- (4) 法第17条の3第2項第4号の規定により、非特定防火対象物が特定防火対象物に用途変更された場合、当該防火対象物は、既存遡及されることとなるが、この場合、第1～8図の例で示すとおり、防火対象物の一部（例えば3階建のうち1階のみ）が特定用途に変更されたような場合であっても、全体として消防用設備等に関する基準が遡及して適用されることとなること。

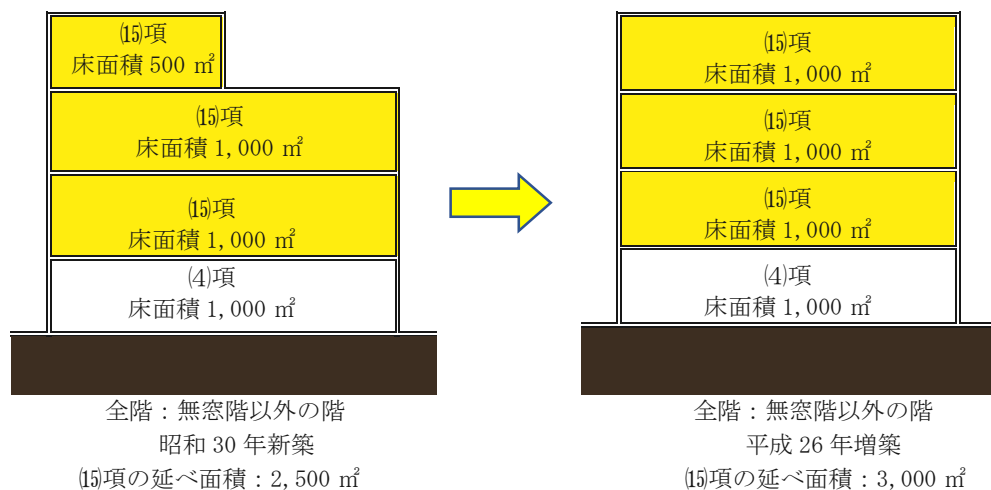
ただし、この場合において用途変更に係る部分が政令第1条第2項後段に規定する「従属的な部分」と認められる場合は、当該防火対象物は全体として用途変更がないこととなること。



政令第21条第1項第3号の規定により、防火対象物全体に自動火災報知設備の設置を要する。

第1～8図

- (5) 法第17条の2の5第2項第4号の規定により、特定防火対象物には遡及して消防用設備等を設置することとなるが、政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、政令第9条の規定によりそれぞれ別の防火対象物として設置を必要とする消防用設備等（例 屋内消火栓設備）を特定防火対象物以外の部分（例 (15)項 事務所）のみに設置しなければならない場合にも遡及して設置する必要があること。（第1～9図参照）



政令第11条第1項第3号の規定の施行（基準時：昭和36年4月1日）の際、現に存する防火対象物で、法第17条の2の5第2項第2号に定める増築（床面積1,000 m²以上又は延べ面積の2分の1以上）に該当しないが、当該防火対象物が特定防火対象物で、法第17条の2の5第4項に該当するため、(15)項に掲げる部分に屋内消火栓設備の設置を要する。

第1～9図

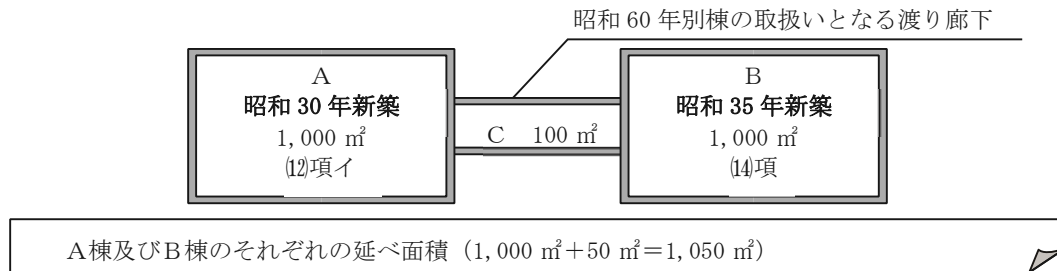
(6) 第1～10図の例で示すとおり、別棟の取扱いとなる渡り廊下等により接続された防火対象物に対する法第17条の2の5第2項の適用にあつては、次によること。

ア 別棟の取扱いとなる渡り廊下で接続した場合、A及びBに対する増築は、A及びBの面積按分により算定した渡り廊下部分のみの増築となりAに対する増築は50㎡、Bに対する増築は50㎡となる。

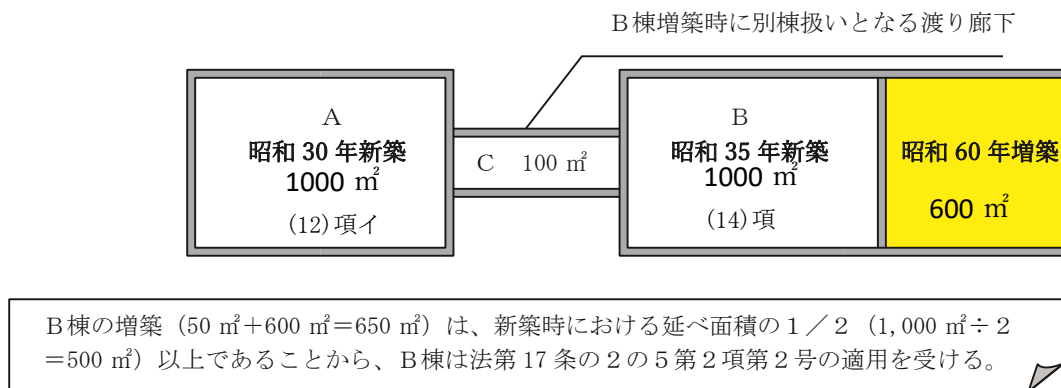
イ B部分を600㎡増築した場合、Bが法第17条の2の5第2項第2号の適用を受け遡及する。

ウ A及びBをそれぞれ300㎡の増築した場合は、新築時における床面積の2分の1未満であり、A及びBは、法第17条の2の5第2項第2号の適用を受けない。

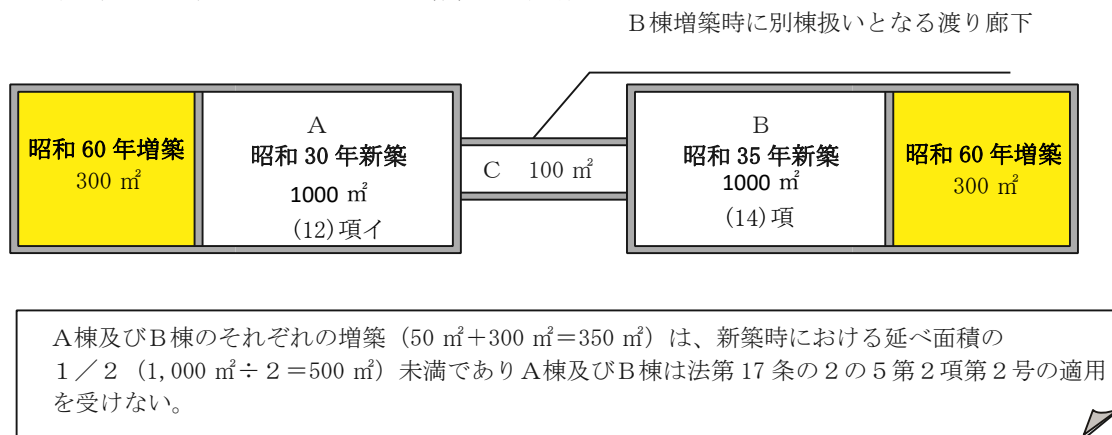
(渡り廊下で接続した場合)



(B棟部分を600㎡増築した場合)



(A棟及びB棟をそれぞれ300㎡の増築した場合)



第1～10図

第2 政令第8条に規定する区画等の取扱い

政令第8条に規定する区画（以下「令8区画」という。）の取扱いについては、次によること。

1 構造

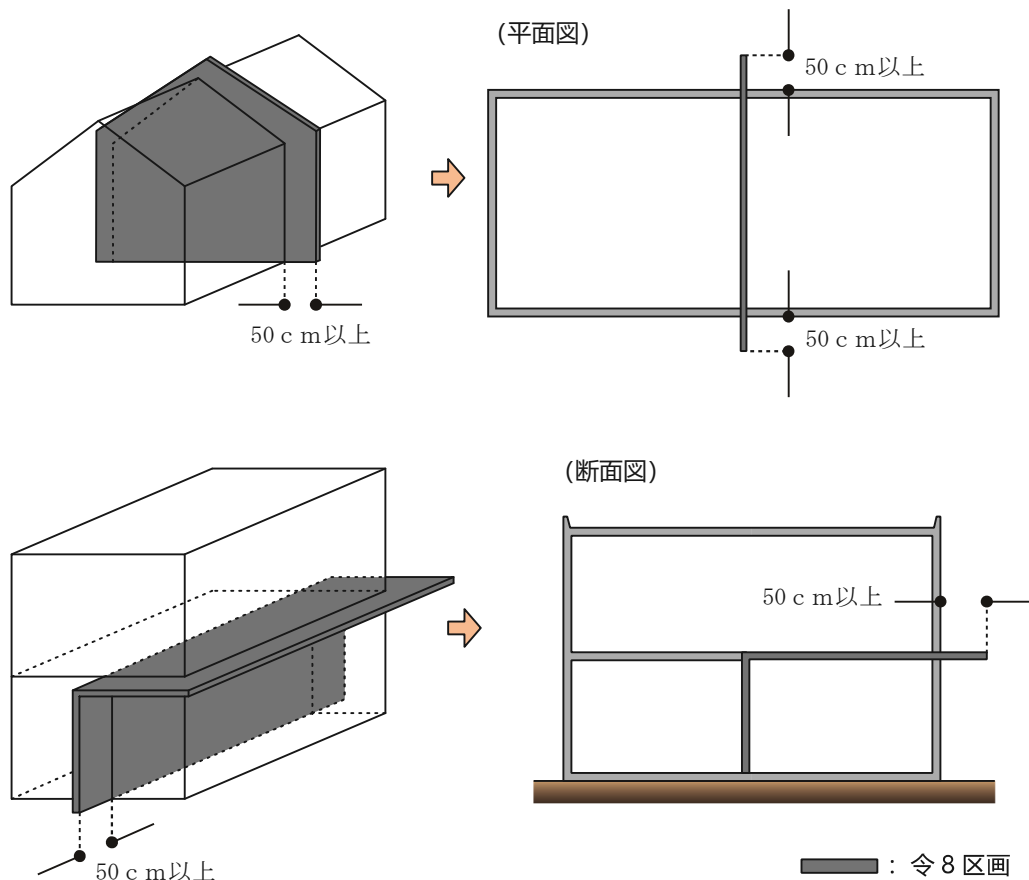
政令第8条に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とは、次に示す構造を有する必要があること。

(1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。（第2-2表参照）

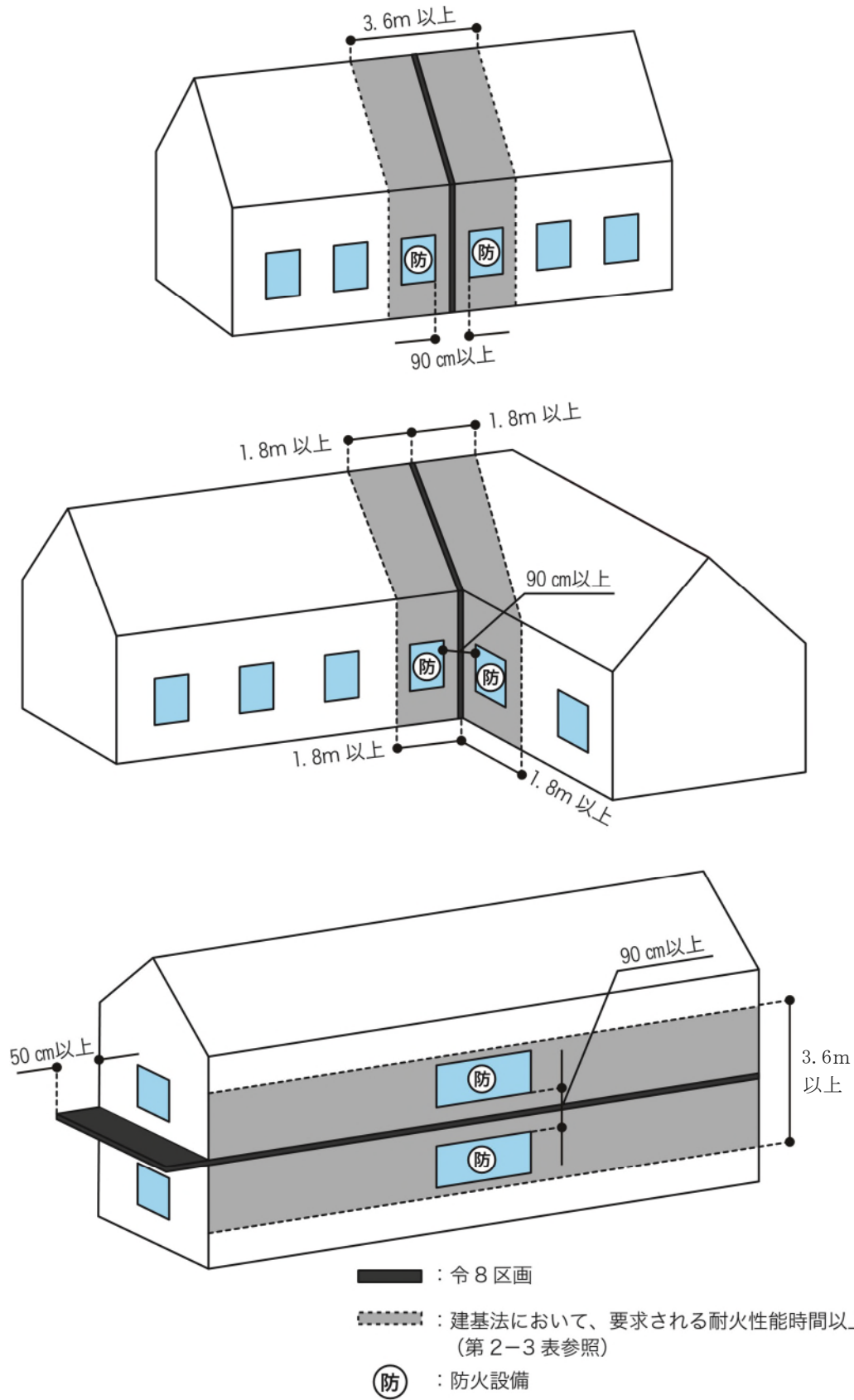
(2) 建基令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間が2時間以上の耐火性能を有すること。

(3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50 cm以上突き出していること。（第2-1図参照）

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、令8区画を含む3.6m以上（当該令8区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上）にわたり耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が90 cm以上確保され、これに防火設備が設けられている場合においては、その部分については、この限りでない。（第2-2図参照）



第2-1図



第2-2図

2 令8区画を貫通する配管及び貫通部

令8区画を配管が貫通することは、原則として認められないものであること。

ただし、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、次に適合する場合は、この限りでない。(第2-1表参照)

第2-1表

設備種別等	令8区画適用の可否	
	認められる	認められない
空調設備	鋼管又は鋳鉄管（以下この項において「鋼管等」という。）を用いる冷水配管又は温水配管	換気、暖房又は冷房設備の風道（ダンパー付を含む。）
ダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの		すべて
給排水管（付属する通気管を含む。）	鋼管等	左記以外の配管 例 塩化ビニル管 陶管
配電管又は電気配線		すべて
ガス配管		すべて

(1) 鋼管等の種類

令8区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

ア 鋼管

- (7) JIS G3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- (4) JIS G3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管）
- (7) JIS G3452（配管用炭素鋼管）
- (2) JIS G3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）
- (4) JIS G3459（配管用ステンレス鋼鋼管）

イ 鋳鉄管

JIS G5525（排水用鋳鉄管）

ウ 鋼管等と同様の取扱いができる配管

- (7) 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）
- (4) 次に掲げる配管のうち、その内部が常に充水されているもの。
 - a 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - b JWWA K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
 - c JWWA K140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - d JWWA G115（水道用ステンレス鋼鋼管）
 - e WSP 011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - f WSP 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
 - g WSP 042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - h WSP 054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

エ 消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定されたもの

(2) 鋼管等を使用する範囲

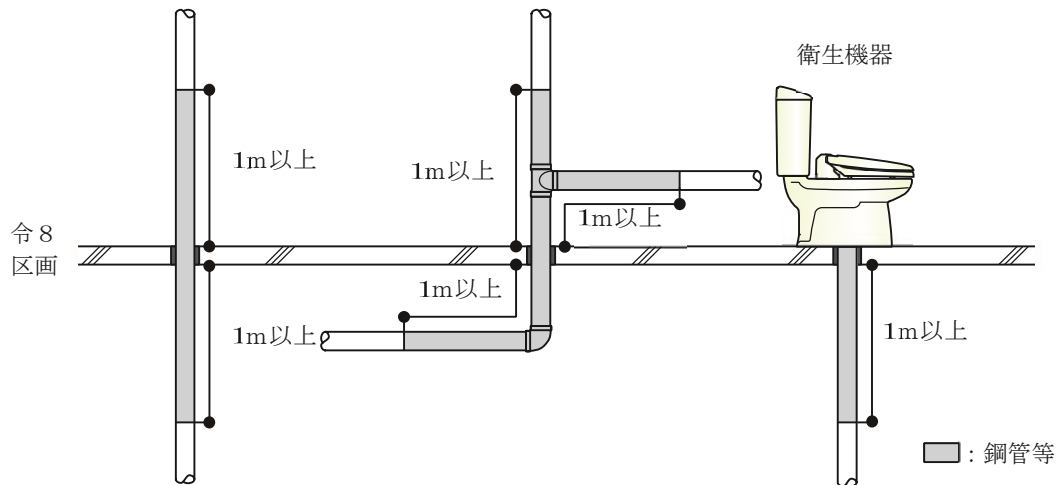
令8区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1 m以上の範囲は鋼管等とすること。

(第2-3図参照)

ただし、貫通部から1 m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合で、次のア及びイに適合する場合は、この限りでない。(第2-3図参照)

ア 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

イ 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。



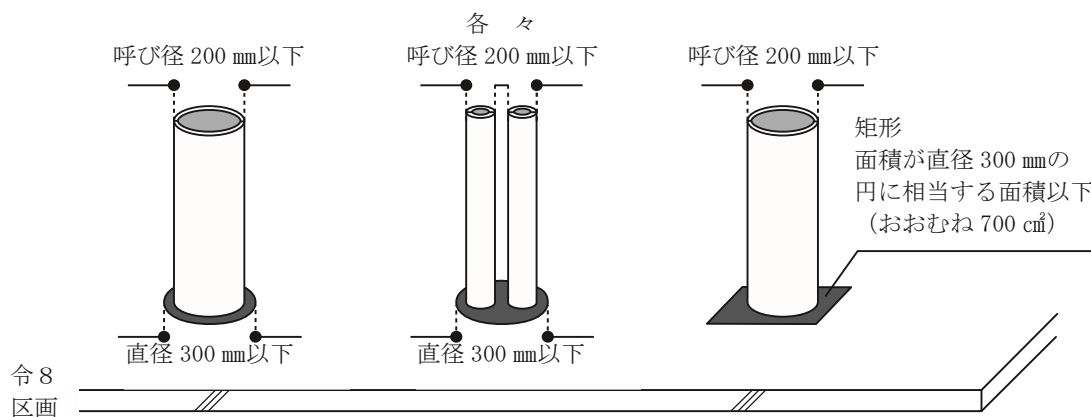
第2-3図

(3) 配管及び貫通部は、一体で建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

(4) 一の配管は、呼び径が200 mm以下のものであること。(第2-4図参照)

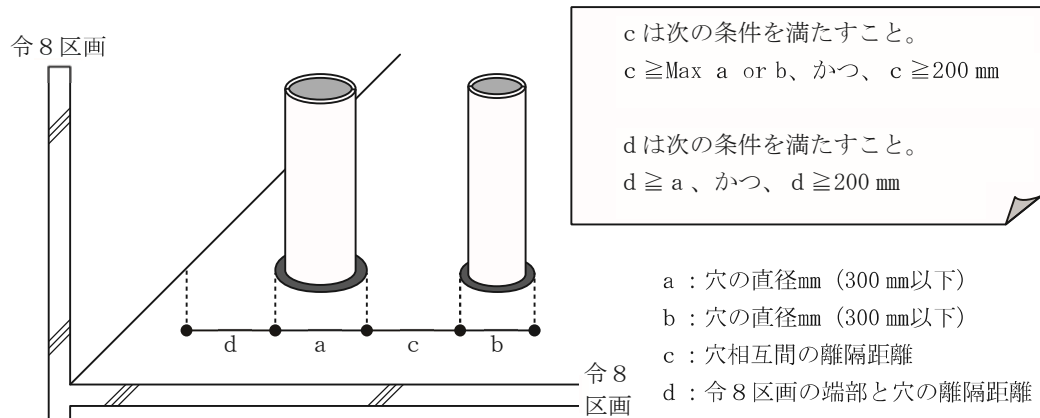
(5) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径が、300 mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径300 mmの円に相当する面積以下であること。(第2-4図参照)



第2-4図

- (6) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200 mm以下の場合にあっては、200 mm）以上であること。なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。（第2-5図参照）



第2-5図

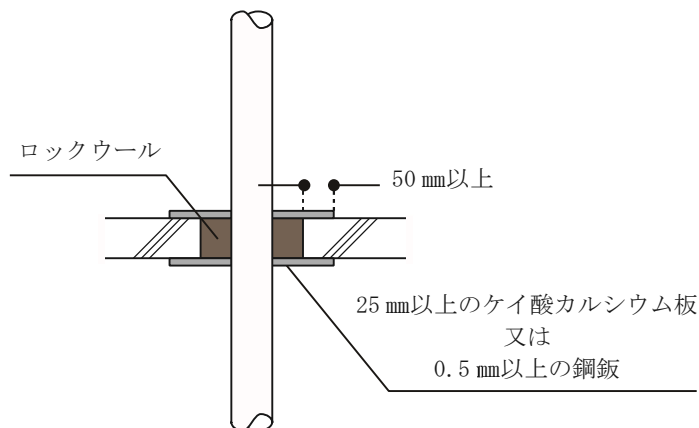
- (7) 配管の貫通部の処理は、次による方法により完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工とすること。

ア セメントモルタルによる方法

- (7) 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
- (i) 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分に充填すること。
- (ii) セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

イ ロックウールによる方法（第2-6図参照）

- (7) JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールですき間を充填すること。
- (i) ロックウール充填後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5 mm以上の鋼板を床又は壁と50 mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。



第2-6図

- (8) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれ（配管等の表面から 150 mm の範囲に可燃物が存する場合）のある場合には、ア又はイの措置を講ずること。

ア 可燃物への接触防止措置（第2-7図参照）

(7)に掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

(7) 被覆材

ロックウール保温材（充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

(i) 被覆方法

（床を貫通する場合）

鋼管等の呼び径	被 覆 の 方 法
100 mm以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆する。
100 mmを超え 200 mm以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

（壁を貫通する場合）

鋼管等の呼び径	被 覆 の 方 法
100 mm以下	貫通部の壁の両面から左右 30 cmの範囲に一重に被覆する。
100 mmを超え 200 mm以下	貫通部の壁の両面から左右 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

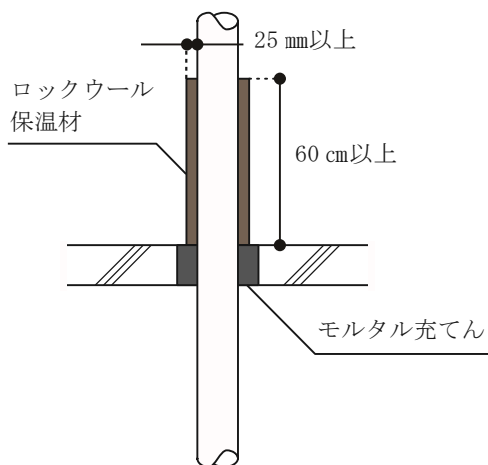
イ 給排水管の着火防止措置

次の(7)又は(i)に該当すること。

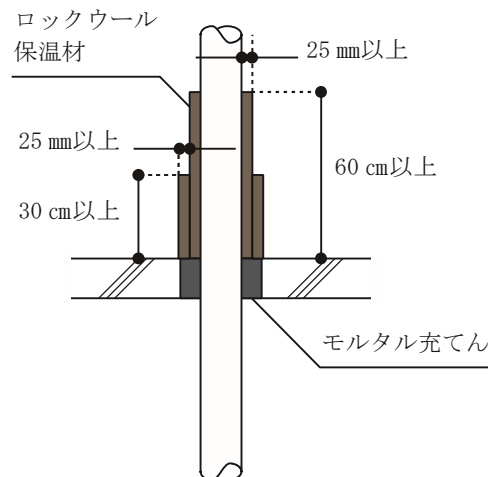
(7) 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

(i) 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150 mmの範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

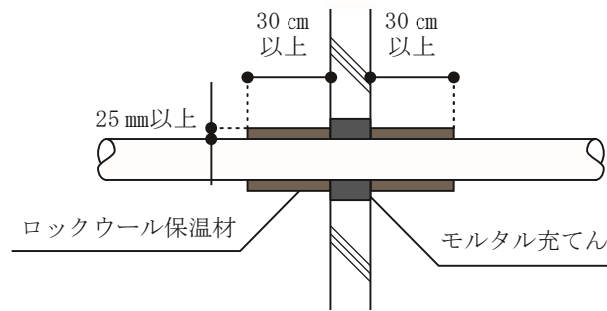
（鋼管等の呼び径 100 mm以下）



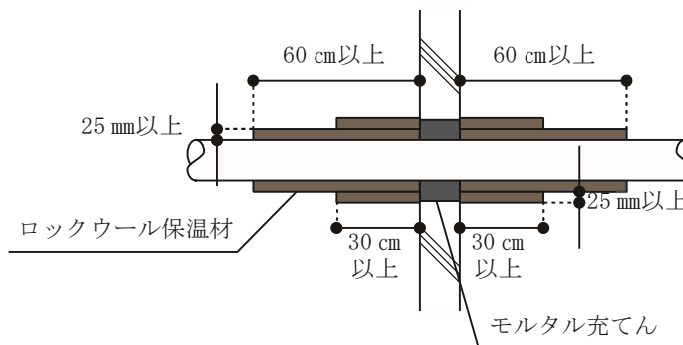
（鋼管等の呼び径 100 mmを超え 200 mm以下）



(鋼管等の呼び径 100 mm以下)



(鋼管等の呼び径 100 mmを超え 200 mm以下)



第2-7図

(9) 配管等の保温

配管等を保温する場合にあつては、次のア又はイによること。

ア 保温材は、前(8)ア(7)に掲げる材料を用いること。

イ 給排水管にあつては、JIS A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、前(7)及び(8)の規定について、特に留意すること。

(10) 配管等の接続

配管等を前(2)の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

ア 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。

イ 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、(4)に掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

(7) メカニカル接続

- ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下この項において同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- 押し輪又はフランジで押さえること。
- ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

(i) 差込み式ゴムリング接続

- a 受け口管の受け口の内面にシーリング剤を塗布すること。
- b ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

- c ゴムリングの内面にシーリング剤を塗布すること。
- d 挿入管の差し口にシーリング剤を塗布すること。
- e 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

(ウ) 袋ナット接続

- a 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- b ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- c 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- d 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

(x) ねじ込み式接続

- a 挿入管の差し口端外面に管用テーパネジを切る。
- b 接合剤をネジ部に塗布すること。
- c 継手を挿入管にねじ込むこと。

(t) フランジ接続

- a 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- b 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- c 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

ウ 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

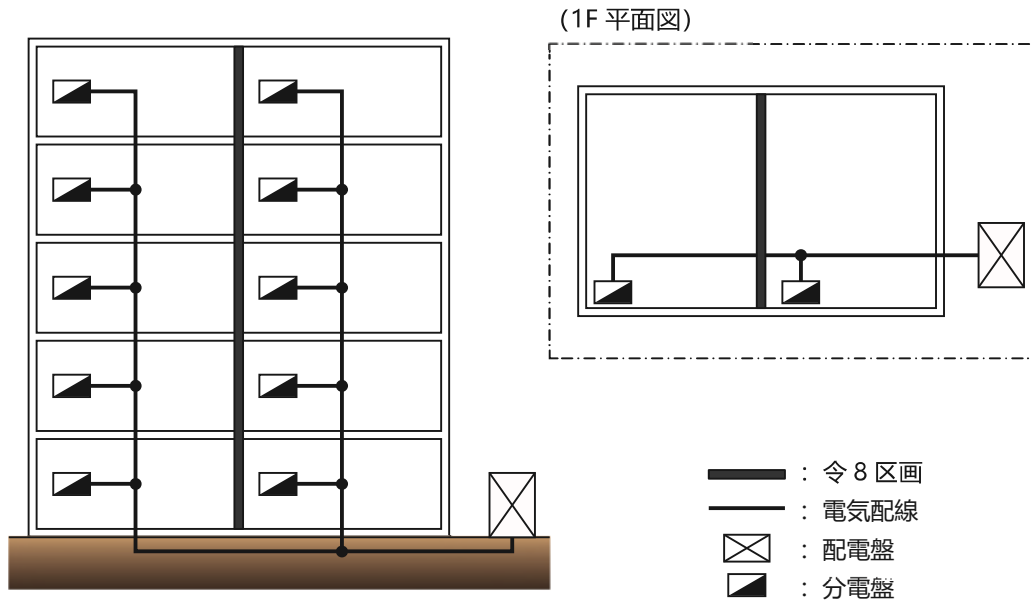
(11) 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

3 令8区画の貫通が認められない配管等の取扱い

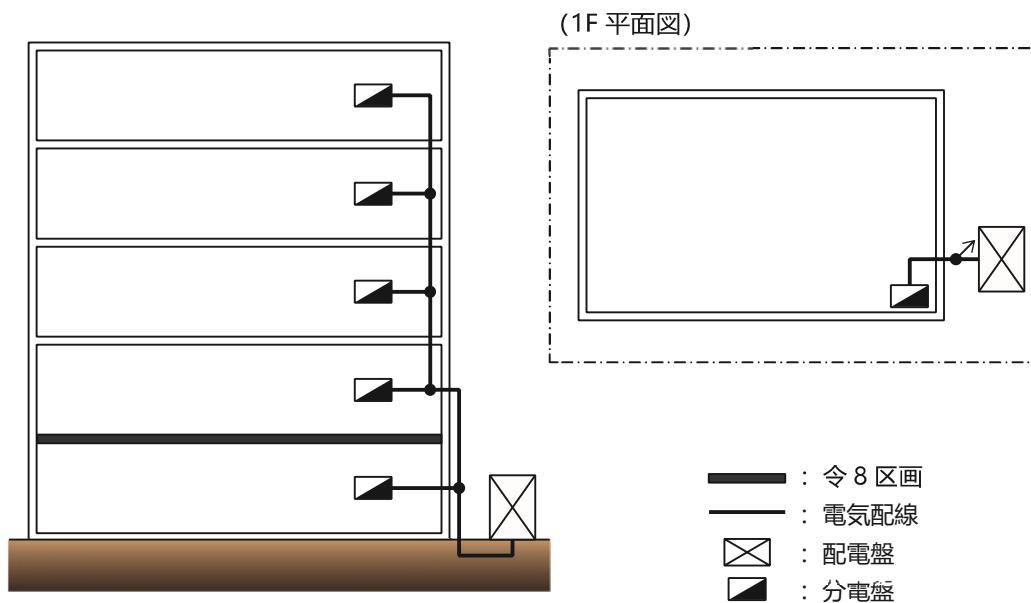
令8区画の貫通が認められない配管等（換気、暖房又は冷房設備の風道、配電管又はガス配管等）は次による場合、認められること。

(1) 地中埋設の場合（第2－8図参照）



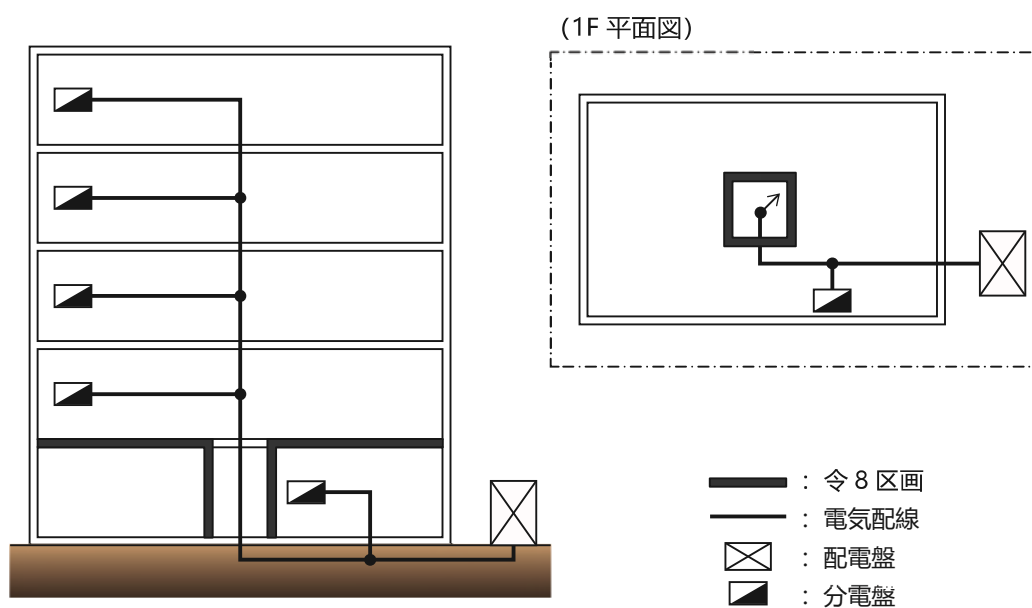
第2－8図

(2) 屋外配管の場合（第2－9図参照）



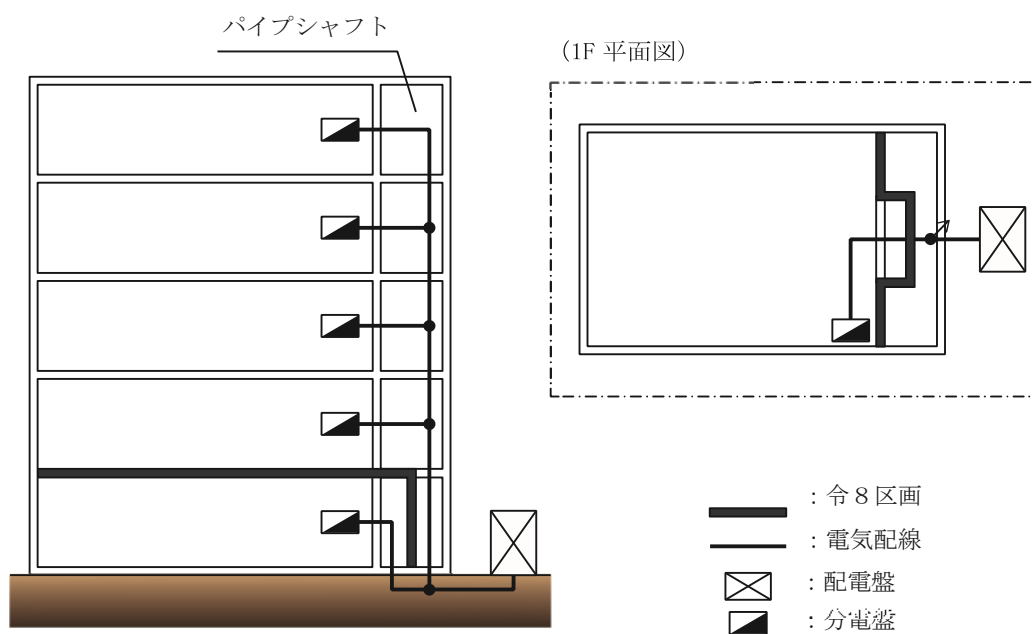
第2－9図

(3) 専用耐火パイプシャフトを設けた場合（第2-10図参照）



第2-10図

(4) 専用パイプシャフトを設けた場合（第2-11図参照）



第2-11図

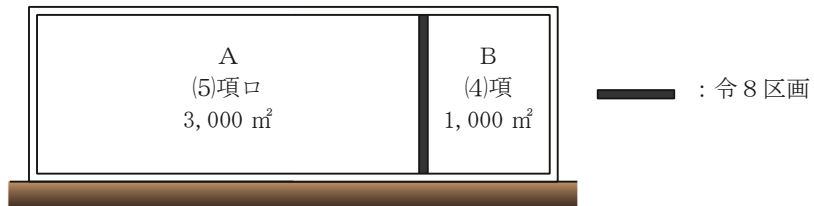
4 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の取扱い

- (1) 令第8区画された部分ごとに、別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置すること。(第2-12図参照)

ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。(第2-13図参照)

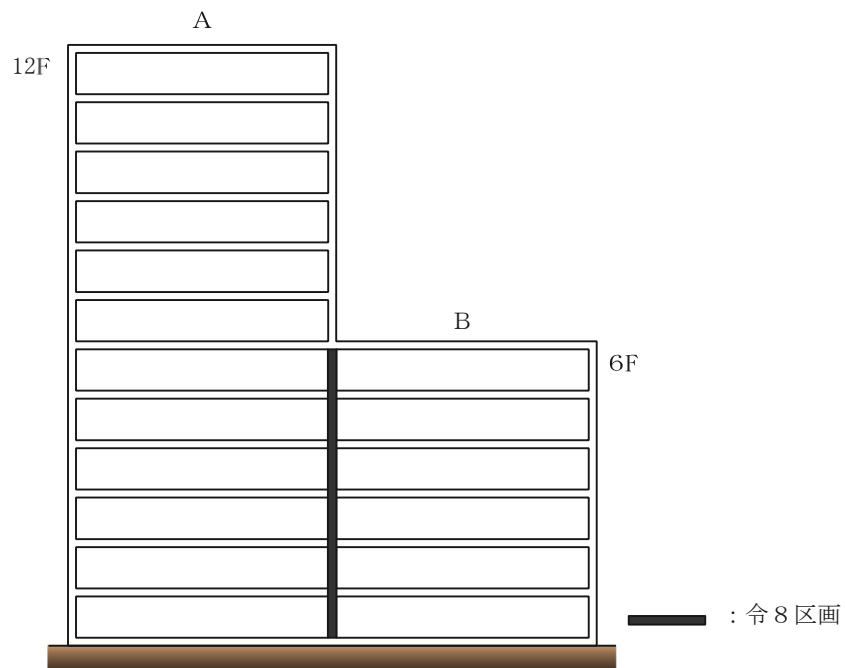
(例1)

(全体としては16項イ 4,000 m²)



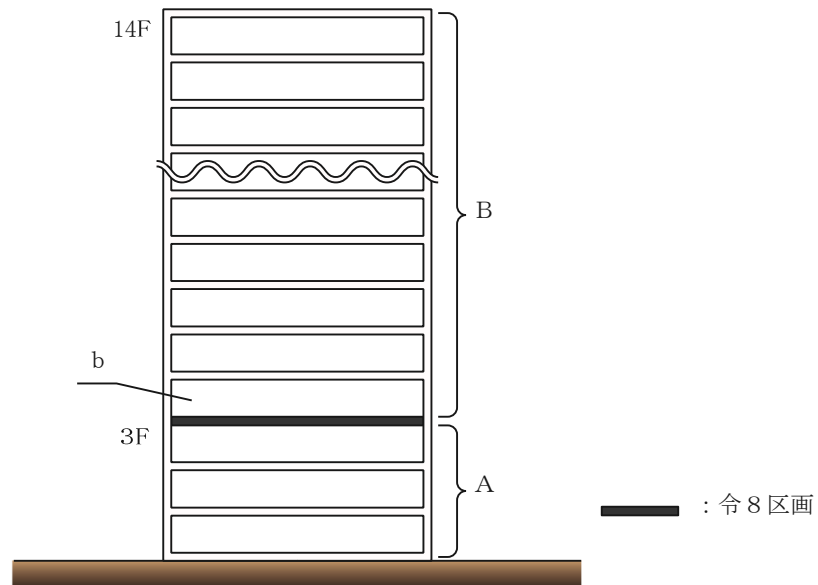
A→延面積 3,000 m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→延面積 1,000 m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

(例2)



A→階数 12 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→階数 6 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

(例3)



A→ 階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→ 階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

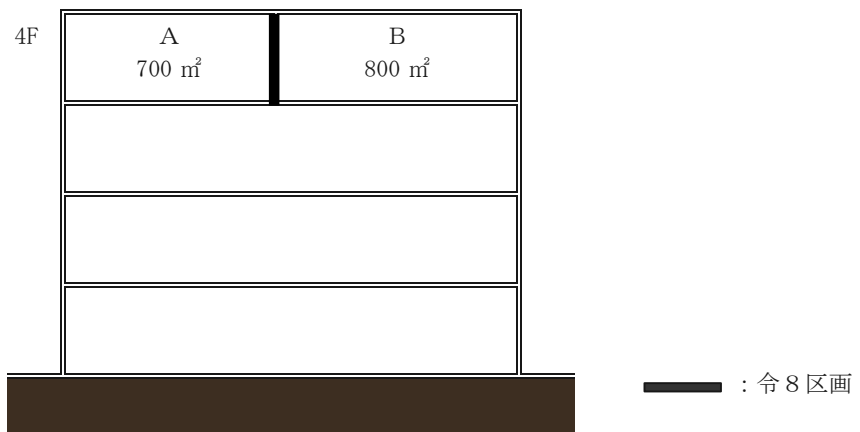
第2-13図

- (2) 令8区画されている階に、階単位の規制（例えば、政令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取扱うこと。

(第2-14図参照)

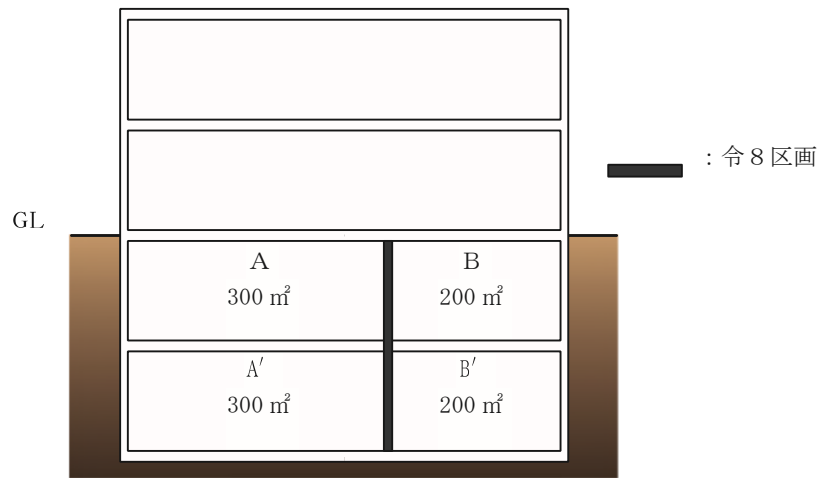
(例4)

(4) 項



4階部分の床面積は1,000 m²以上であるが、A、Bは4階で1,000 m²未満に令8区画されているので、4階には政令第12条第1項第11号口を適用しない。

(例5)

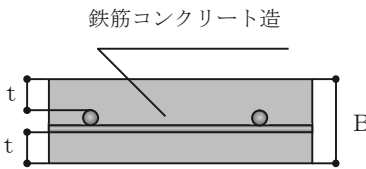
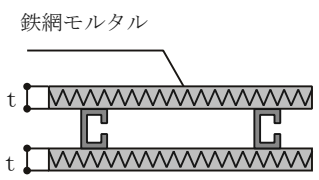
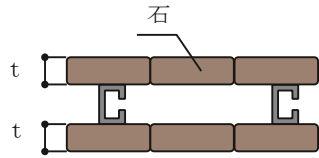
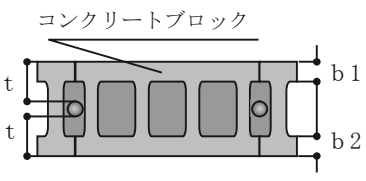
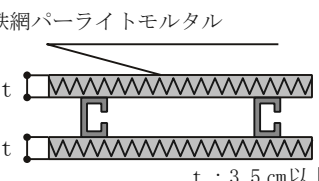


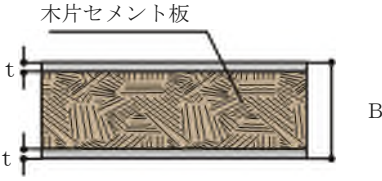
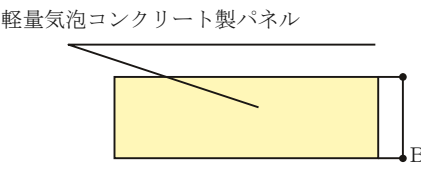
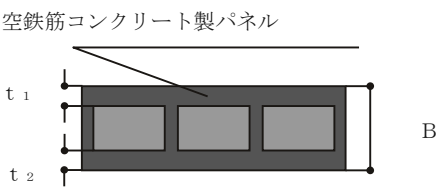
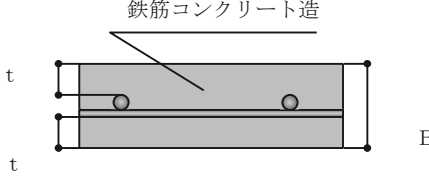
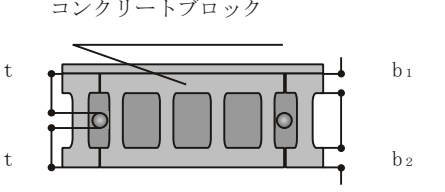
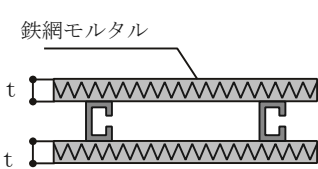
地階部分の床面積は 700 m²以上であるが、(A + A') (B + B') は地階において 700 m²未満に開口部のない令8区画されているので、政令第28条の2第1項を適用しない。

第2-14図

第2-2表

建基法第2条第7号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法（耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号））

部分	構 造	被覆材料
壁	 鉄筋コンクリート造 $B : 10 \text{ cm以上}$ $t : 3 \text{ cm以上}$	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが3 cm未満のものを除く。）で厚さが10 cm以上のもの
	 鉄網モルタル $t : 4 \text{ cm以上}$	軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが4 cm以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
	 石 $t : 5 \text{ cm以上}$	軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが5 cm以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの
	 コンクリートブロック $B = b_1 + b_2 : 8 \text{ cm以上}$ $t : 5 \text{ cm以上}$	鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が8 cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5 cm以上のもの
	 鉄網パーライトモルタル $t : 3.5 \text{ cm以上}$	軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが3.5 cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

部分	構造	被覆材料
壁	木片セメント板  $B : 8 \text{ cm以上}$ $t : 1 \text{ cm以上}$	木片セメント板の両面に厚さ 1 cm 以上モルタルを塗ったものでその厚さの合計が 8 cm 以上のもの
	軽量気泡コンクリート製パネル  $B : 7.5 \text{ cm以上}$	高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが 7.5 cm 以上のもの
	中空鉄筋コンクリート製パネル  $B : 12 \text{ cm以上}$ $t_1 + t_2 : 5 \text{ cm以上}$	中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にパーライト又は気泡コンクリートを充填したもので、厚さが 12 cm 以上であり、かつ、肉厚が 5 cm 以上のもの
床	鉄筋コンクリート造  $B : 10 \text{ cm以上}$ $t : 2 \text{ cm以上}$	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが 10 cm 以上のもの
	コンクリートブロック  $B = b_1 + b_2 : 8 \text{ cm以上}$ $t : 5 \text{ cm以上}$	鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が 8 cm 以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが 5 cm 以上のもの
	鉄網モルタル  $t : 5 \text{ cm以上}$	鉄材の両面を塗厚さが 5 cm 以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

第2-3表

耐火性能時間（建基令第107条第1号）

建築物の部分		建築物の階	最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階
壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）		1時間	2時間	2時間
	外壁（耐力壁に限る。）		1時間	2時間	2時間
柱			1時間	2時間	3時間
床			1時間	2時間	2時間
はり			1時間	2時間	3時間
屋根			30分間		
階段			30分間		

(1) この表において、建基令第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。

(2) (1)の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。

(3) この表における階数の算定については、建基令第2条第1項第8号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

※階数に算入されない
ペントハウス等は、
最上階の耐火時間と
同一とする。

建築物の部分	最上階からの階数	壁		柱	床	はり	屋根	階段
		間仕切壁（耐力壁）	外壁（耐力壁）					
PH2F	1							
PH1F	2							
15F	3	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間		
14F	4							
13F	5							
12F	6							
11F	7							
10F	8							
9F	9							
8F	10							
7F	11							
6F	12	2時間	2時間	2時間	2時間	2時間	30分間	30分間
5F	13							
4F	14							
3F	15							
2F	16							
1F	17	2時間	2時間	3時間	2時間	3時間		
B1F	18							

第3 政令第9条の取扱い

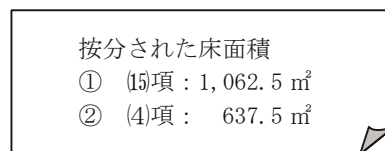
1 用途の按分

用途の按分は、第3-1図の例により算出すること。

(例1)



No.	床面積の合計	③をそれぞれの用途で按分 (1 式)	③を (1 式) の割合に応じて按分
①	1,000 m ²	$\text{①} / (\text{①} + \text{②}) = 0.625$	$\text{①} + (\text{③} \times 0.625) = 1,062.5 \text{ m}^2$
②	600 m ²	$\text{②} / (\text{①} + \text{②}) = 0.375$	$\text{②} + (\text{③} \times 0.375) = 637.5 \text{ m}^2$
③	100 m ²		



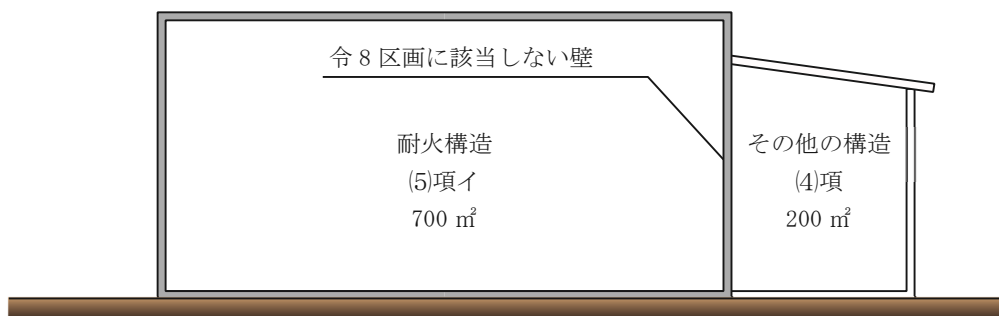
第3-1図

2 建築構造が異なる場合の取扱い

用途ごとに建築構造が異なる場合、政令第9条の規定により用途ごとに取扱うこととする。

(第3-2図参照)

(例2)



政令第11条第2項が適用され、屋内消火栓設備の設置義務はないものとする。

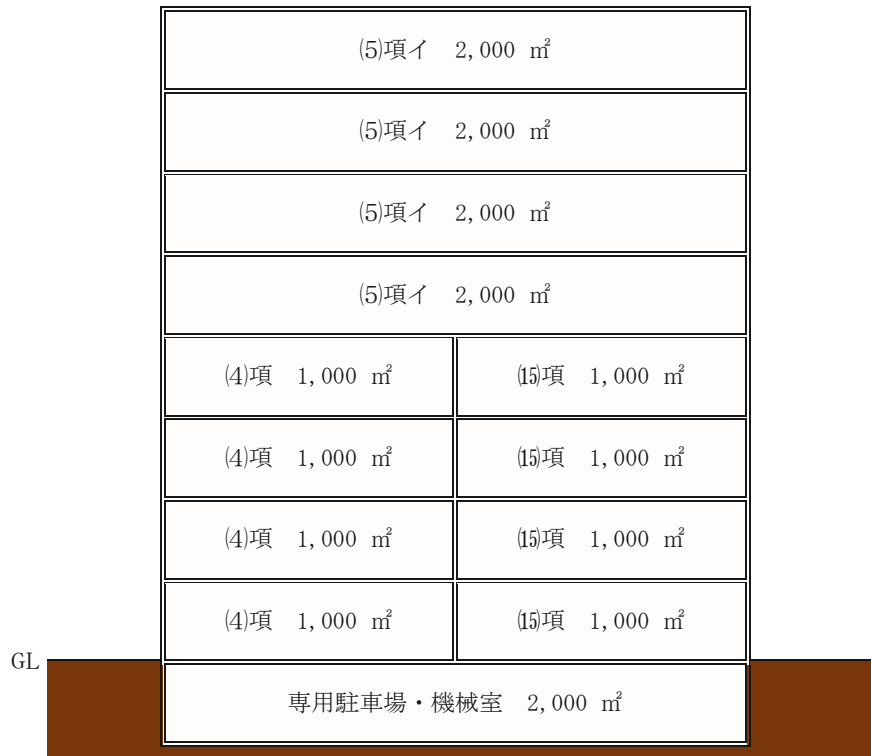
第3-2図

3 共用される部分がある場合の取扱い

共用される部分がある場合、当該共用される部分については、それぞれの用途で按分し、消防用設備等の設置を要する部分を求めること。(第3-3図参照)

なお、共用される部分の消防用設備等の設置については、床面積の合計が大となる防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。ただし、政令第9条の規定の適用のないものは、防火対象全体で判断すること。

(例3)



共用される部分（駐車場、機械室）が、各用途に従属するとみなされる床面積

用途	床面積の合計	按 分 計 算		従属する床面積
(4)項	4,000 m ²	$4,000 \div (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m ²
(5)項イ	8,000 m ²	$8,000 \div (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.50$	$2,000 \times 0.50 = 1,000$	1,000 m ²
(15)項	4,000 m ²	$4,000 \div (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m ²

地階部分に、政令第28条第1項第3号は適用されないものとする。

4 非常電源の取扱い

複合用途防火対象物の消防用設備等の非常電源は、当該用途ごとに判断して、特定用途に供される部分の床面積の合計が1,000㎡未満の場合、当該用途に供される部分に設置する非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備とすることができる。

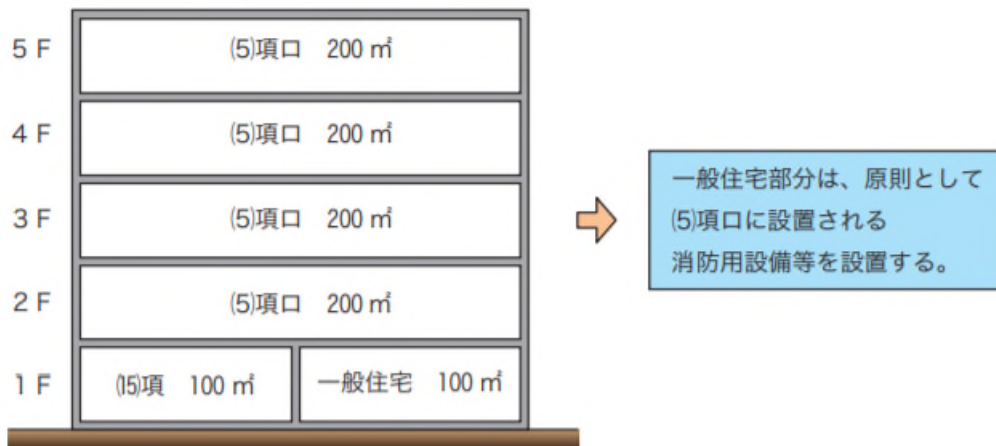
ただし、政令第9条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断すること。

5 一般住宅の取扱い

第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い8により、一般住宅の用途に供される部分を2以上の政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下この項において「政令別表対象物」という。）の用途に供される部分の床面積に応じて按分した場合は、床面積の大なる政令別表対象物に設置される消防用設備等を設置すること。（第3－4図参照）

ただし、政令第9条の規定の適用のないもの、又は当該政令別表対象物の用途、位置、構造若しくは設備の状況から判断し、火災の発生若しくは延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められるものは、これによらないことができる。

（例4）



	用途	床面積	床面積の合計	用途の割合
政 令 別 表 対 象 物	(5)項口	800㎡	900㎡	$800\text{㎡} \div 900\text{㎡} \approx 89\%$
	(15)項	100㎡		$100\text{㎡} \div 900\text{㎡} \approx 11\%$
一 般 住 宅		100㎡	100㎡	

住宅をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。

・ (5)項口 $100\text{㎡} \times 0.89 = 89\text{㎡}$ → $800\text{㎡} + 89\text{㎡} = 889\text{㎡}$

・ (15)項 $100\text{㎡} \times 0.11 = 11\text{㎡}$ → $100\text{㎡} + 11\text{㎡} = 111\text{㎡}$

○一般住宅部分は、原則として(5)項口に設置される消防用設備等を設置する。

第4 渡り廊下で接続されている場合の取扱い

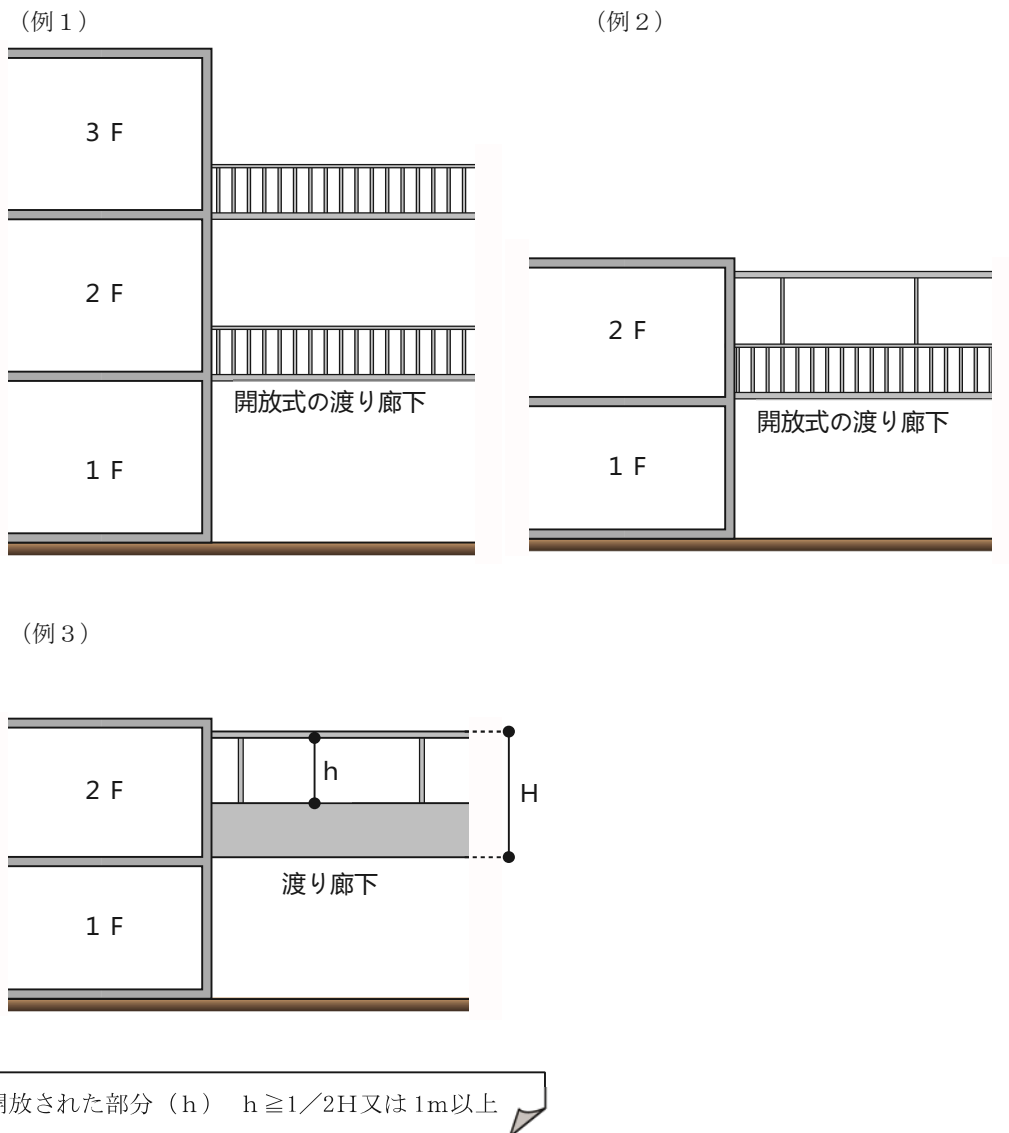
建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下その他これらに類するもの（以下「渡り廊下」という。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次の2から6までに適合している場合、別棟として取扱うことができる。

1 この項において、「吹き抜け等の開放式の渡り廊下」とは、次のいずれかに適合するものであること。（第4－1図参照）

(1) 廊下の両側の上部が、天井高の2分の1以上又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの

(2) 廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から50cm以上下方に突出したたれ壁を設けたもの

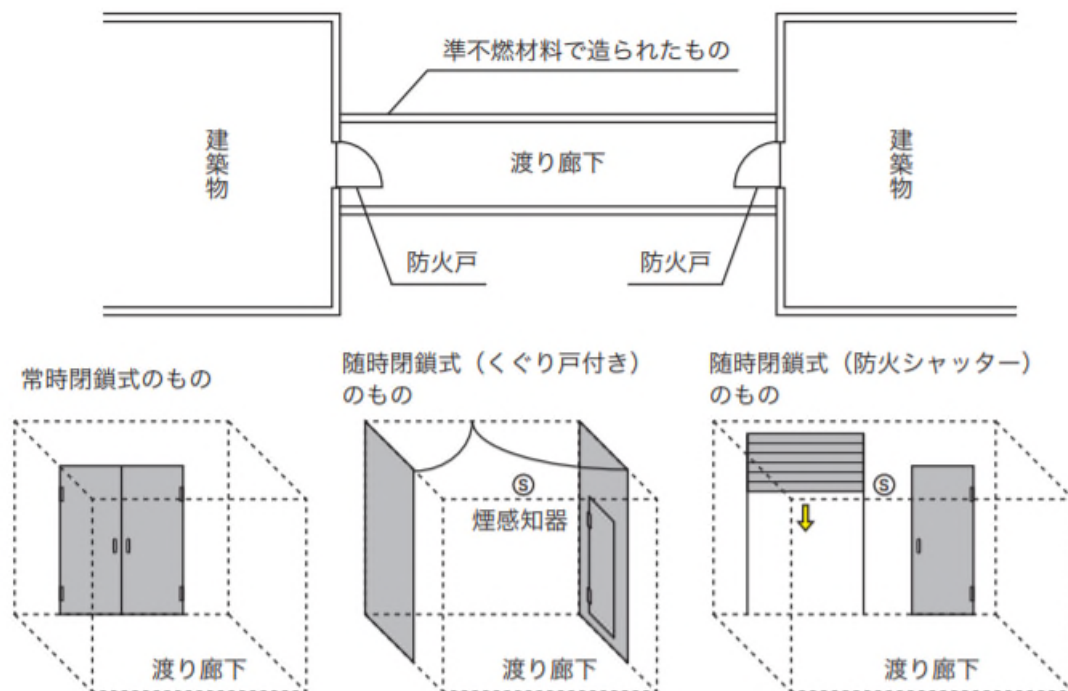


第4－1図

2 吹き抜け等の開放式の渡り廊下を除き、次によること。(第4-2図参照)

(1) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部は防火戸で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものが設けられていること。なお、ここでいう「開口部」には、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられた風道の貫通部は含まないこと。また、随時閉鎖式の防火戸を設けるものにあつては、当該防火戸に近接して常時閉鎖式の防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75 cm以上、1.8m以上及び15 cm以下である構造の防火戸を設けること。

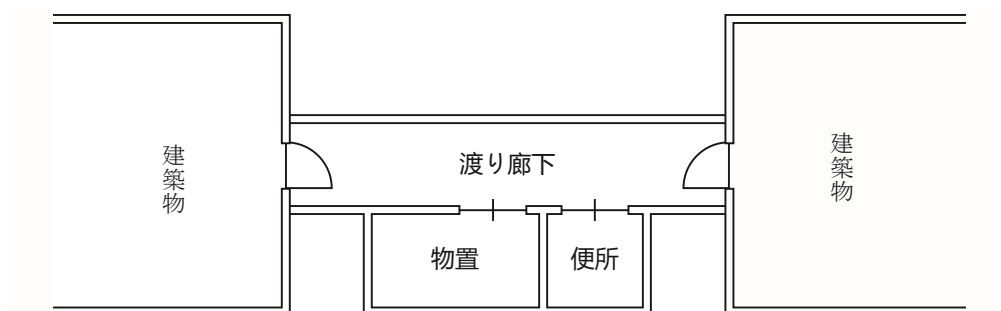
(2) 渡り廊下は、準不燃材料で造られたものであること。



第4-2図

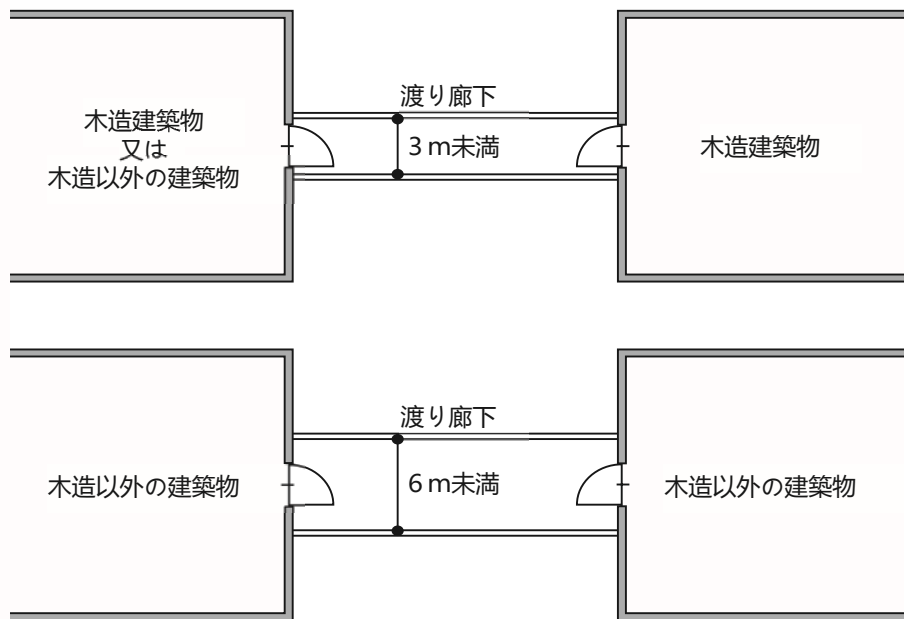
3 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

したがって、第4-3図の場合は、別棟の取扱いは認められないこと。



第4-3図

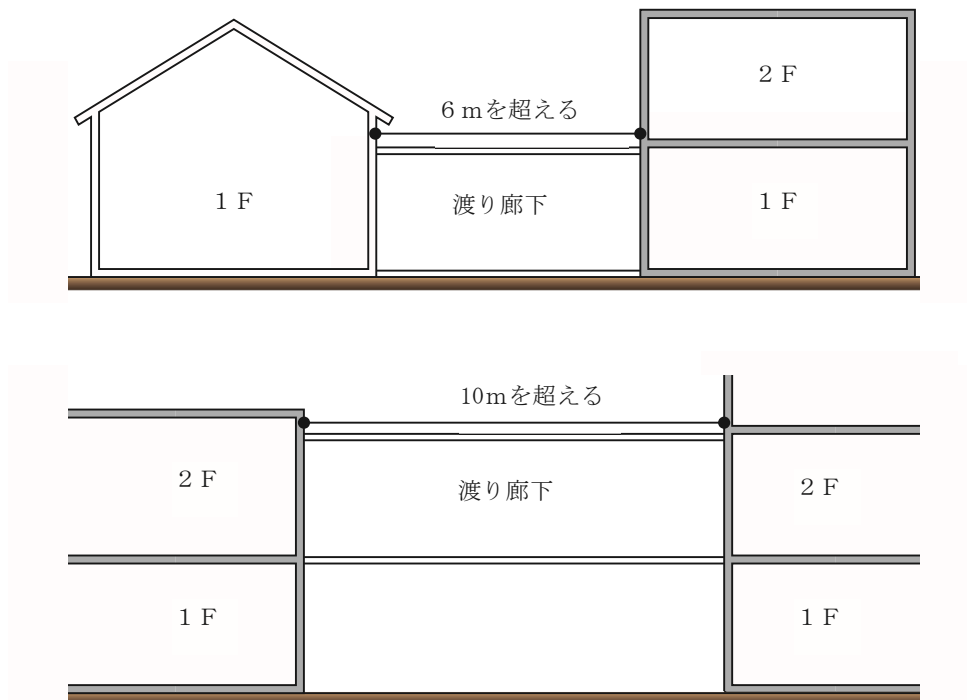
- 4 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3 m未満、その他の場合は6 m未満であること。(第4-4図参照)



第4-4図

- 5 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6 m、2階以上の階にあつては10 mを超えるものであること。

(第4-5図参照)

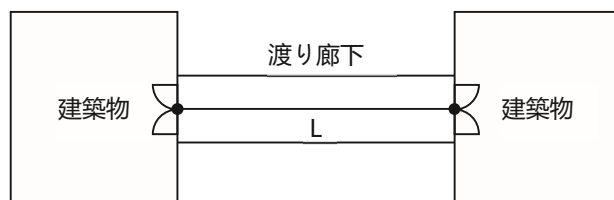


第4-5図

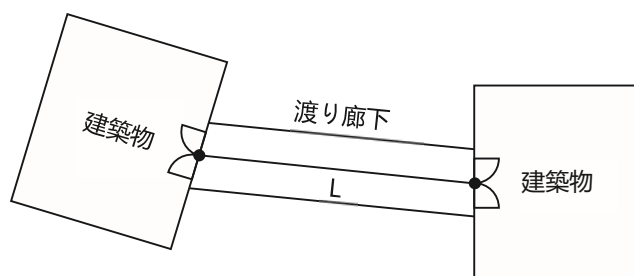
なお、この場合の建築物相互間の距離（L）は、次によること。

- (1) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離は、渡り廊下上における最短の歩行距離（開口部から開口部まで）とすること。（第4－6図参照）

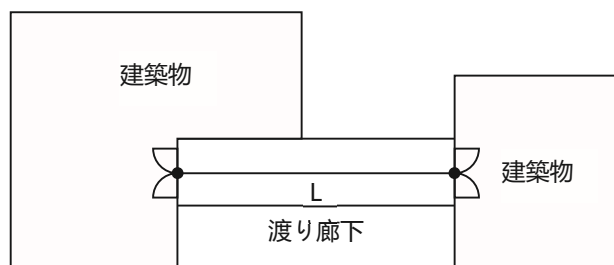
（例1）



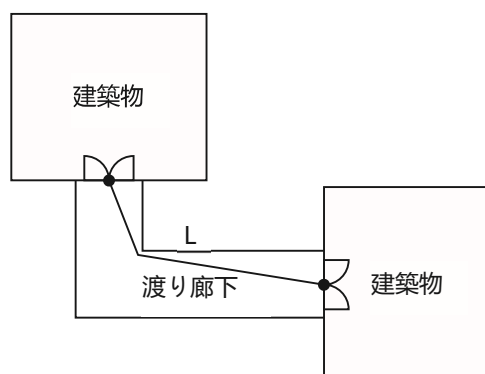
（例2）



（例3）

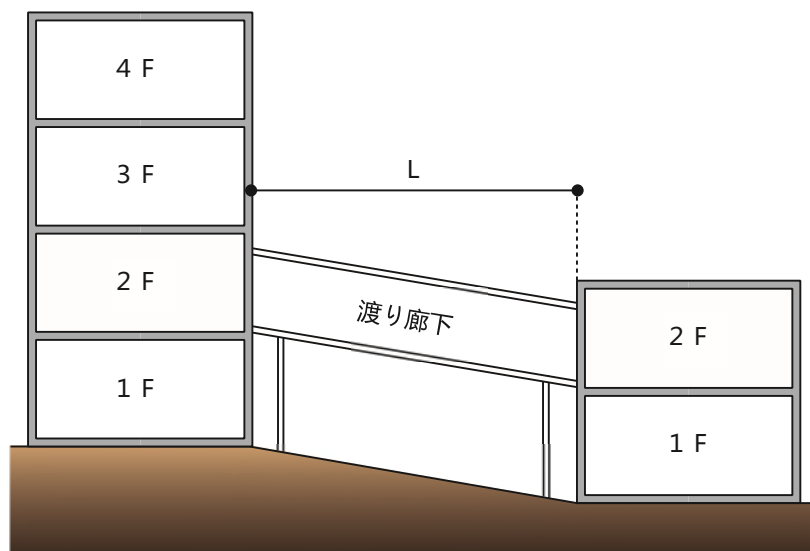


（例4）



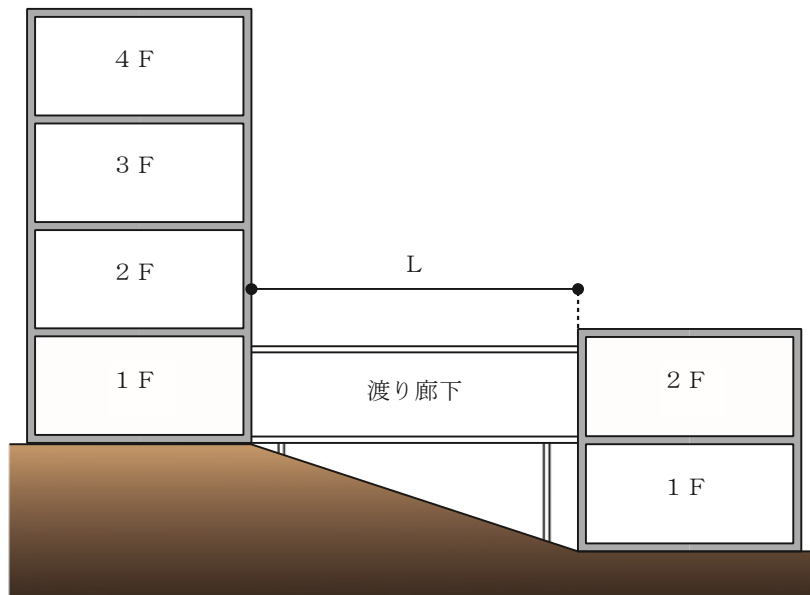
第4－6図

- (2) 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。(第4-7図参照)



第4-7図

- (3) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。(第4-8図参照)

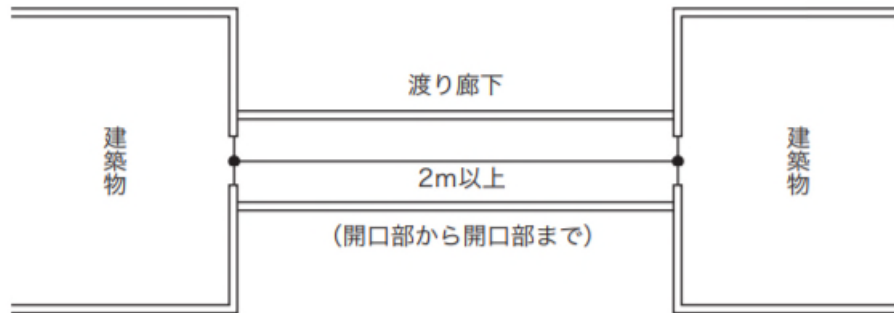


2階以上で接続される建築物相互間の距離として取扱うこと。(10mを超える距離)

第4-8図

- 6 前4に適合しないものであっても、次の(1)から(3)までに適合する場合は、5と同等の取扱いができるものであること。

ただし、いずれの階であっても2m（双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を延焼防止上有効に設置したものにあつては、1m）以上とすること。（第4-9図参照）

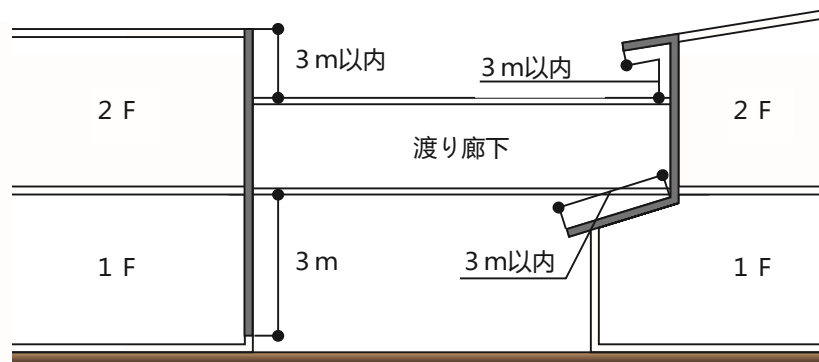


第4-9図

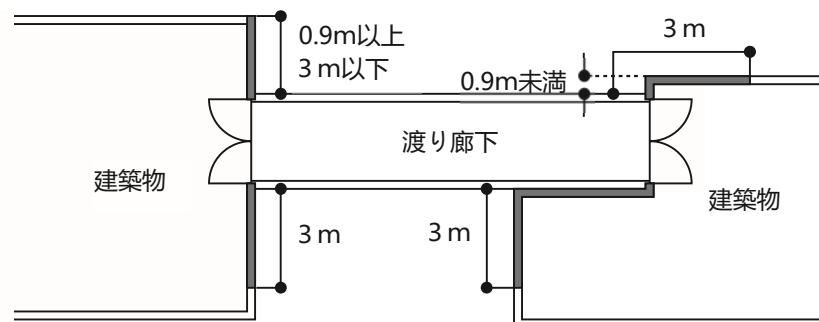
- (1) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(2)において同じ。）については、次のア又はイによること。

なお、渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として、建築物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする（渡り廊下の接続部分から幅90cm以上の距離を有している場合に限る。）。（第4-10図参照）

(断面図)

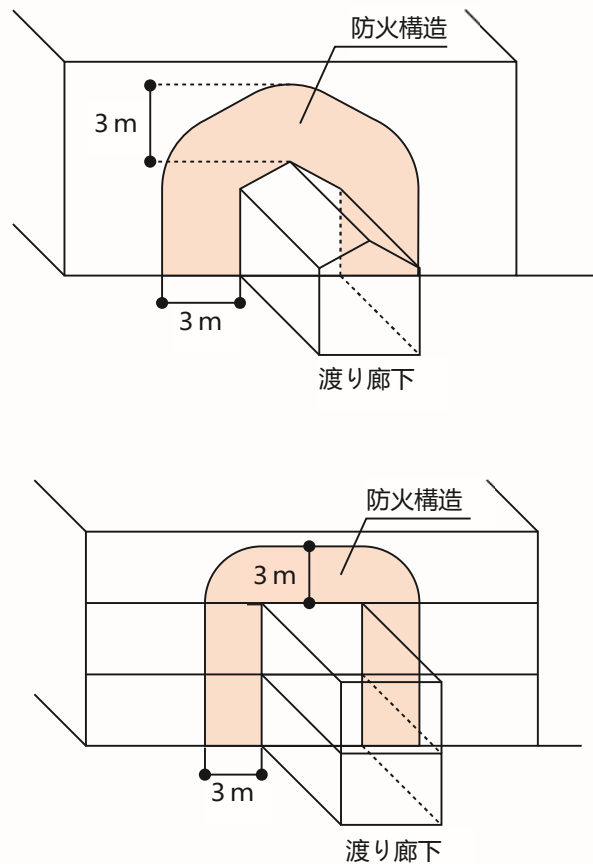


(平面図)



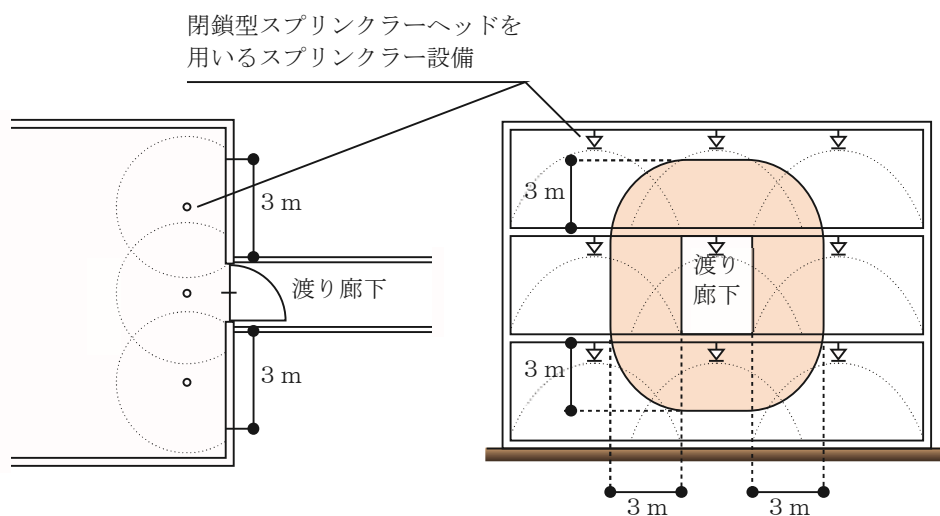
第4-10図

ア 建築物の外壁は防火構造、屋根にあっては準耐火構造で造られていること。(第4-11図参照)



第4-11図

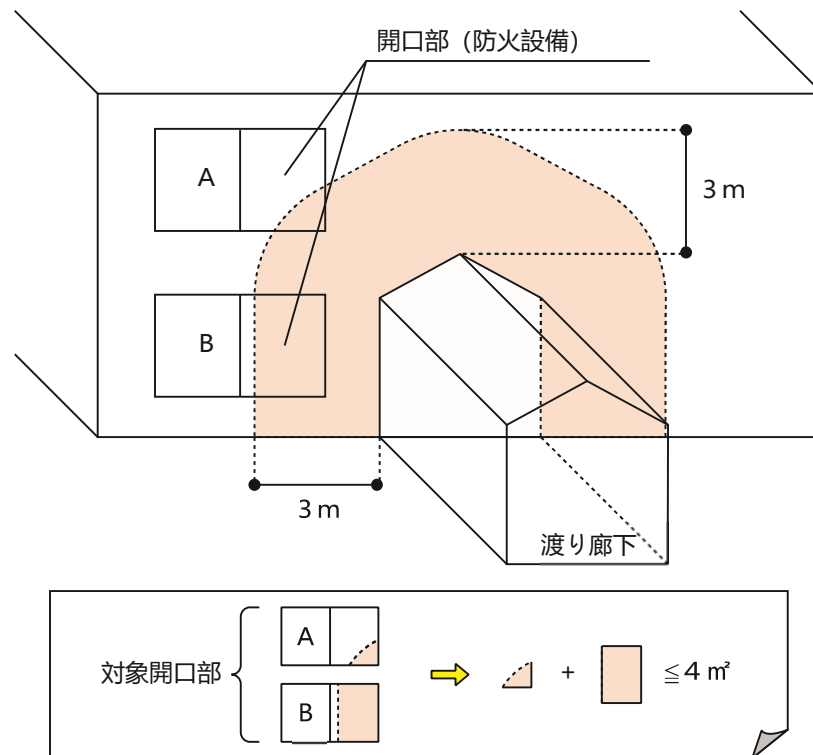
イ ア以外のものについては、防火構造の塀その他これらに類するもの、又は政令第12条第2項の基準の例により設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。(第4-10図参照)



第4-12図

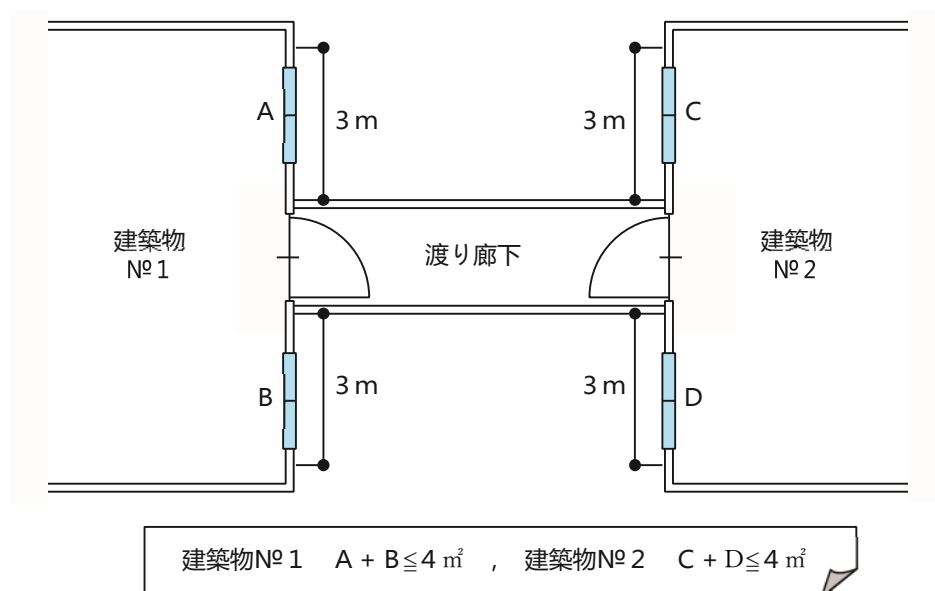
(2) 前アの外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。

ただし、面積 4 m^2 以内の開口部で防火設備が設けられている場合（建築物相互間の距離が 3 m 以上で、準不燃材料で造られた渡り廊下を除く。）にあっては、この限りでない。（第4-13図参照）



第4-13図

面積 4 m^2 以内の開口部とは、第4-14図のように建築物No.1と建築物No.2が接続する場合、各々側の開口部面積の合計が 4 m^2 以下のものをいうものであること。



第4-14図

(3) 渡り廊下については、次のア又はイによること。

ア 吹き抜け等の開放式の渡り廊下であること。

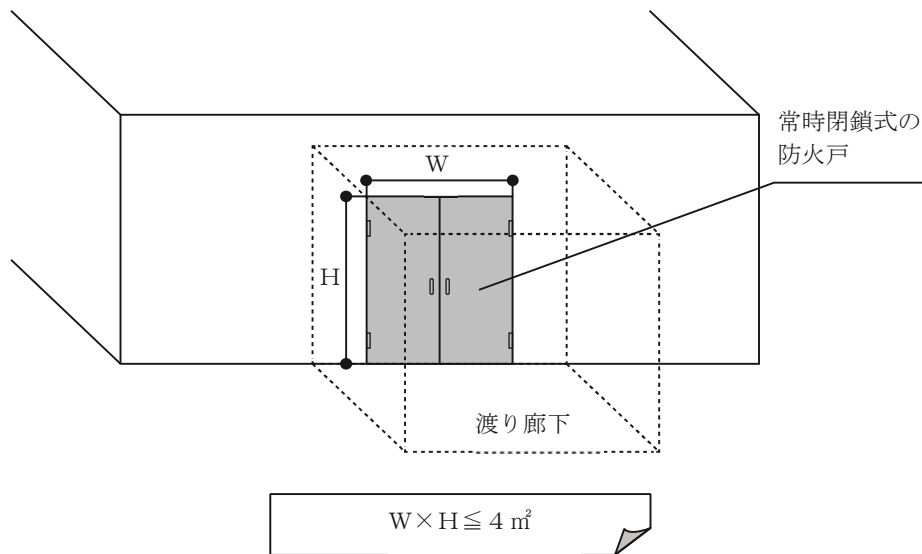
イ ア以外のものについては、次の(Ⅶ)から(Ⅸ)までに適合するものであること。

(Ⅶ) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

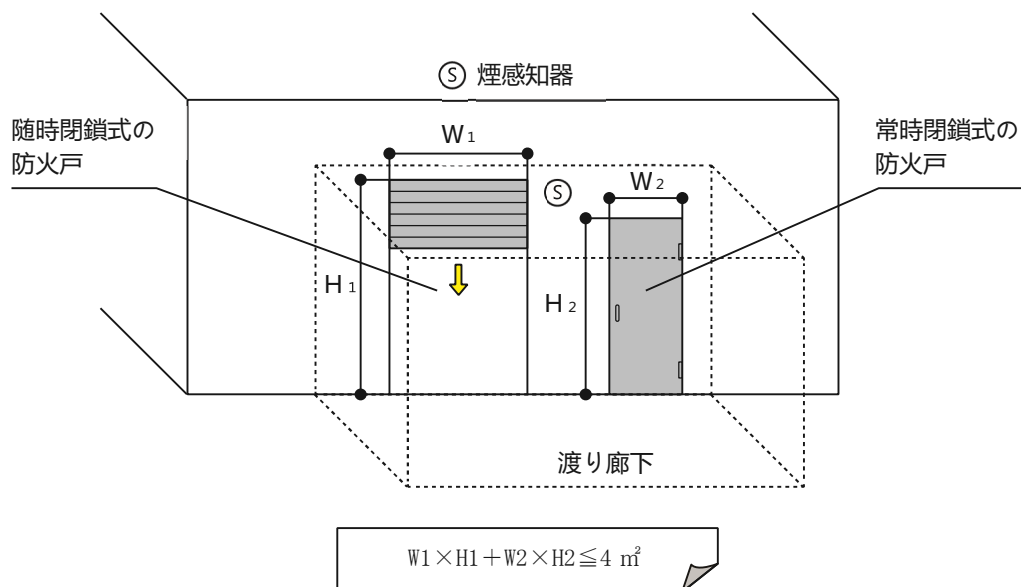
(Ⅷ) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも4㎡以下であり、当該部分には防火戸で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものが設けられていること。

(第4-15図参照)

(常時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)



(随時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)



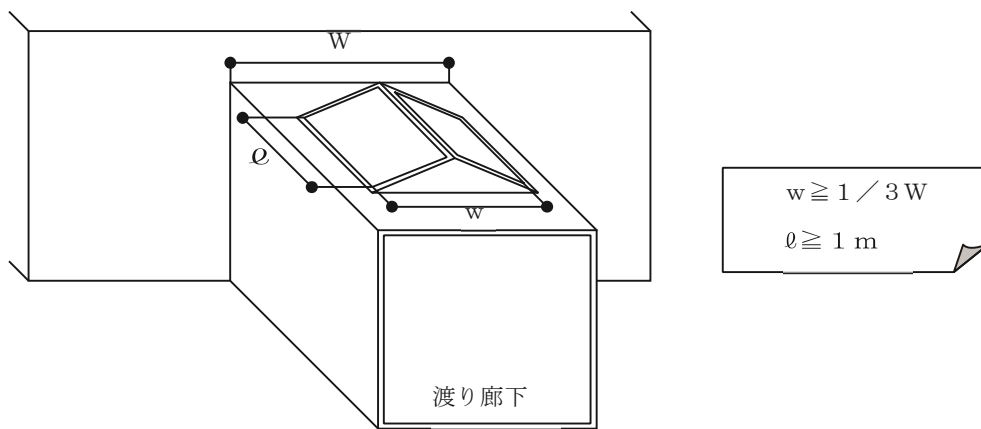
第4-15図

- (7) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。

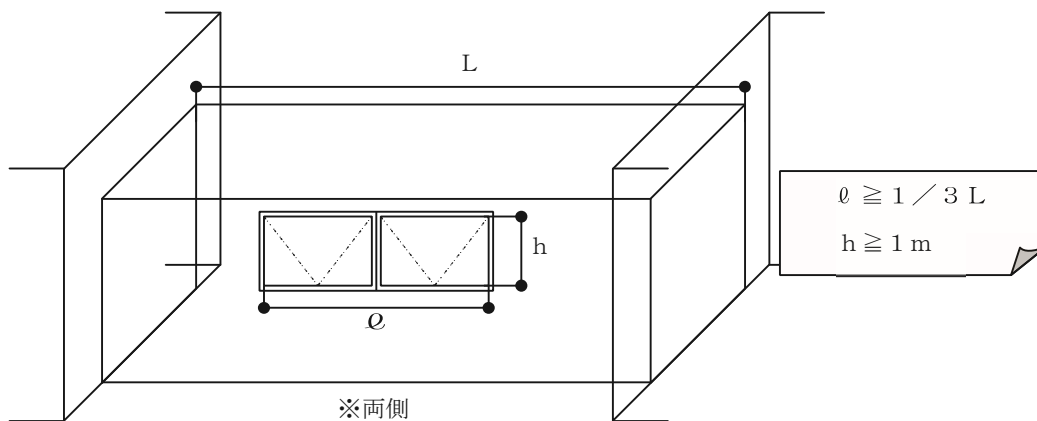
ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

- a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1 m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1 m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。(第4-16図参照)

(渡り廊下の屋根又は天井に設けるもの)



(渡り廊下の外壁に設けるもの)



第4-16図

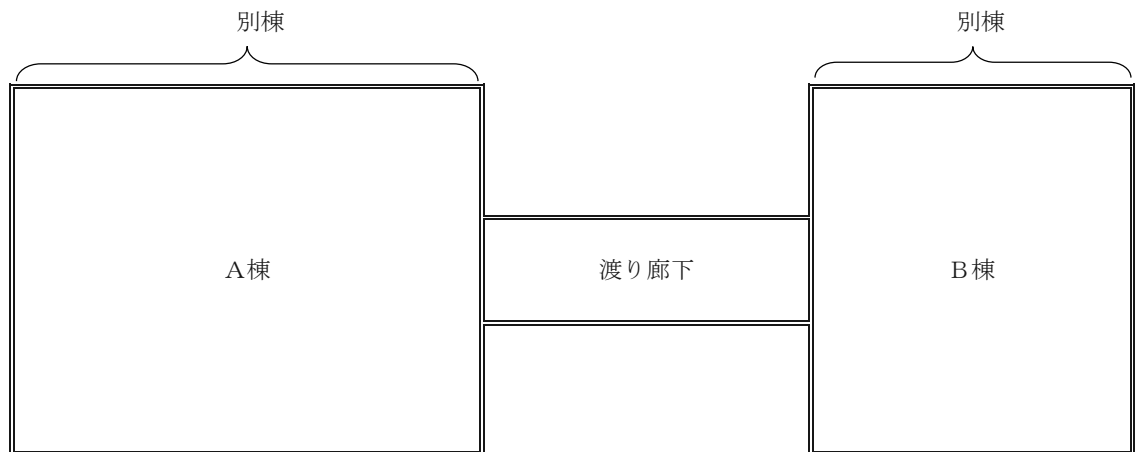
- b 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあつては非常電源が付置されていること。
- c 自然排煙口及び機械排煙設備の構造については、建基令第126条の3の規定を準用すること。

7 消防用設備等の設置単位

別棟としてみなされる場合の消防用設備等の設置単位は、次によること。

- (1) 第4-17図に示すとおり、A棟及びB棟が別棟とみなされる場合は、A棟及びB棟の延べ面積に応じて渡り廊下部分の床面積を按分して合算すること。

また、A棟及びB棟が1棟になる場合の延べ面積は、当該A棟及びB棟の床面積の合計並びに渡り廊下の部分の床面積を合算して取扱うこと。



区分	延べ面積	渡り廊下をA棟及びB棟で按分	渡り廊下を按分して合算した延べ面積
A棟	1,000 m ²	$1,000 \text{ m}^2 \div 1,500 \text{ m}^2 \approx 0.67$	$1,000 \text{ m}^2 + (20 \text{ m}^2 \times 0.67) = 1,013.4 \text{ m}^2$
B棟	500 m ²	$500 \text{ m}^2 \div 1,500 \text{ m}^2 \approx 0.33$	$500 \text{ m}^2 + (20 \text{ m}^2 \times 0.33) = 506.6 \text{ m}^2$
渡り廊下	20 m ²		

A棟 延べ面積：1,013.4 m²
B棟 延べ面積：506.6 m²

第4-17図

- (2) 渡り廊下部分の消防用設備等の設置については、原則として、延べ面積の大なる防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。

ただし、渡り廊下及びそれぞれの棟の用途、位置、構造又は設備の状況から判断し、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合、これによらないことができる。

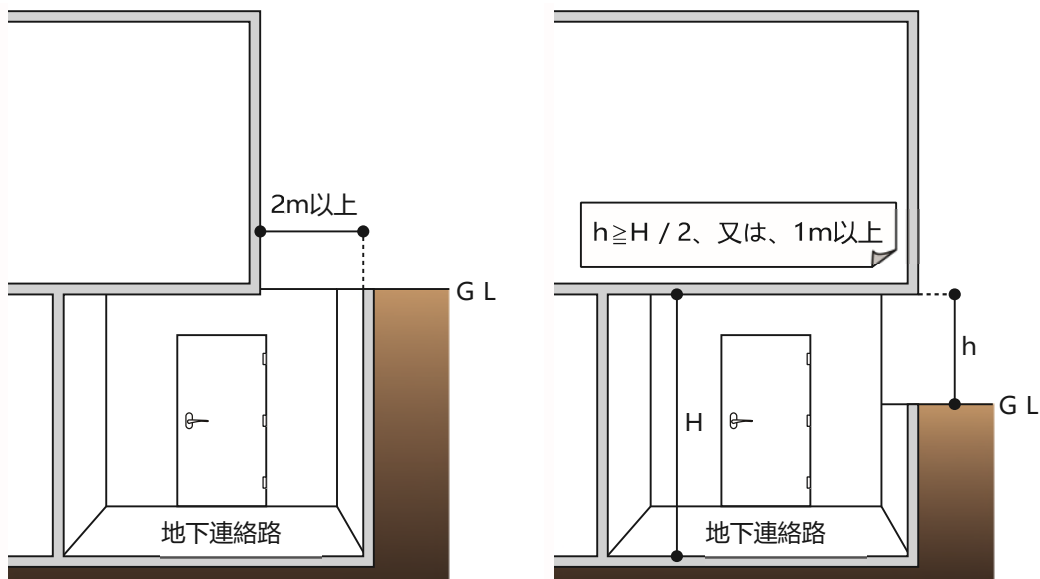
第5 地下連絡路で接続されている場合の 取扱い

建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下この項において同じ。）で接続されている場合は、原則として1棟であること。ただし、次の2から9までに適合している場合、別棟として取扱うことができる。

- 1 この項において、「天井部分が直接外気に常時開放されているもの」とは、次のいずれかに適合するものであること。（第5－1図参照）

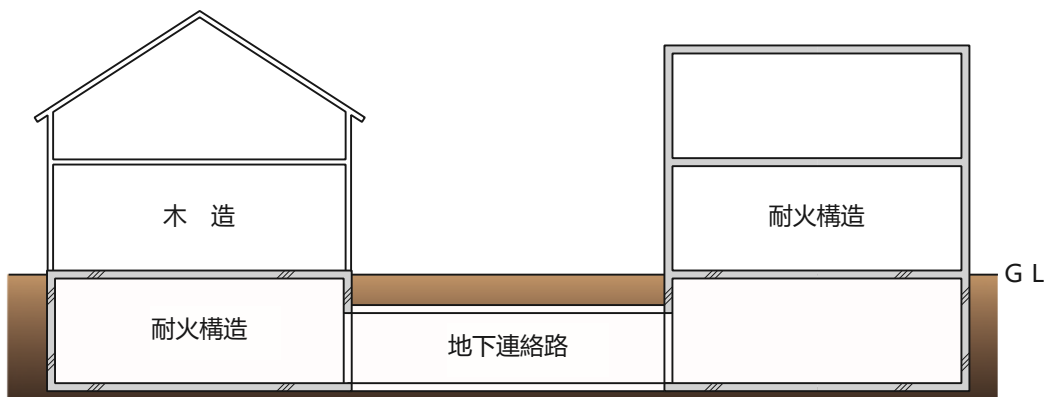
ア 連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね2 mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。

イ 側壁部分が開放されているものは、第4 渡り廊下の取扱いの「吹き抜け等の開放式の渡り廊下」の基準によるものであること。



第5 - 1図

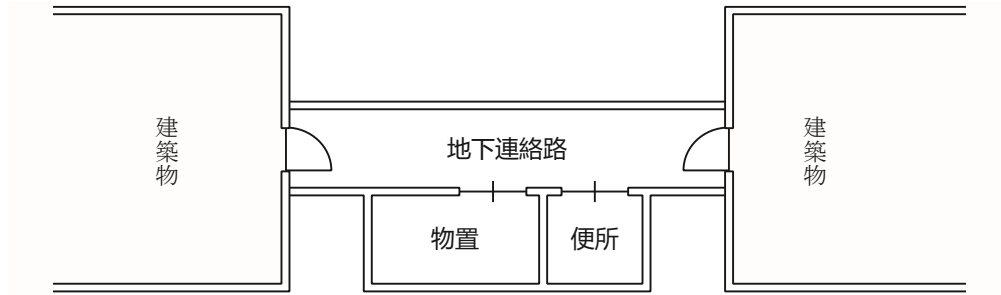
- 2 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を用いる。）の主要構造部は、耐火構造であること。（第5－2図参照）



第5 - 2図

- 3 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

したがって、第5-3図の場合は、別棟の取扱いは認められないこと。



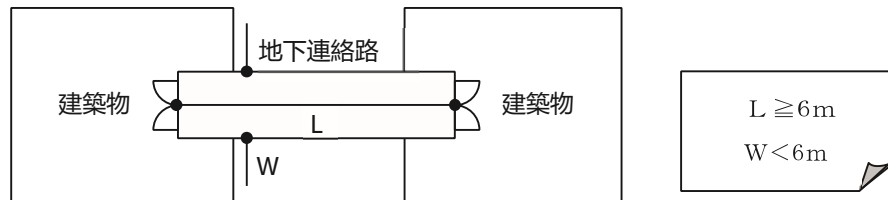
第5 - 3図

- 4 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。(第5-6図参照)

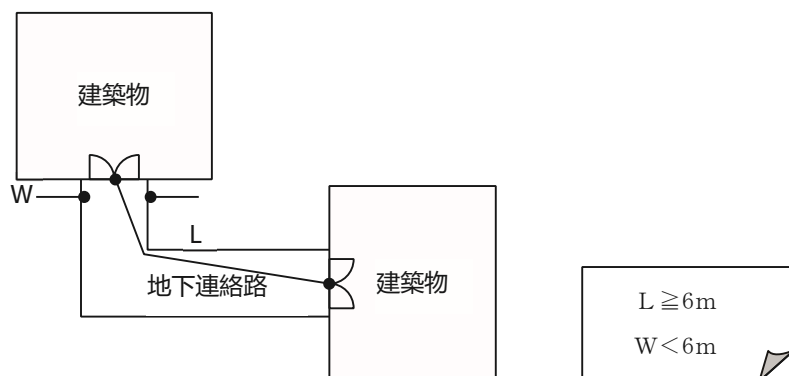
- 5 地下連絡路の長さ（(L) 地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6m以上であり、その幅員（(W) は6m未満であること。(第5-4図参照)

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、地下連絡路の長さを2m以上とすることができる。(第5-5図参照)

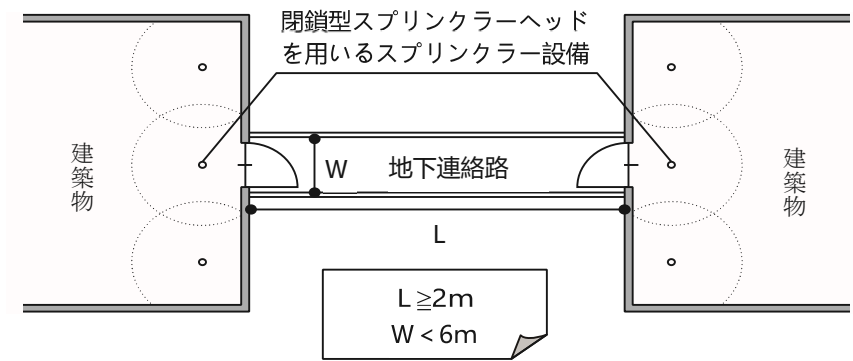
(例1)



(例2)



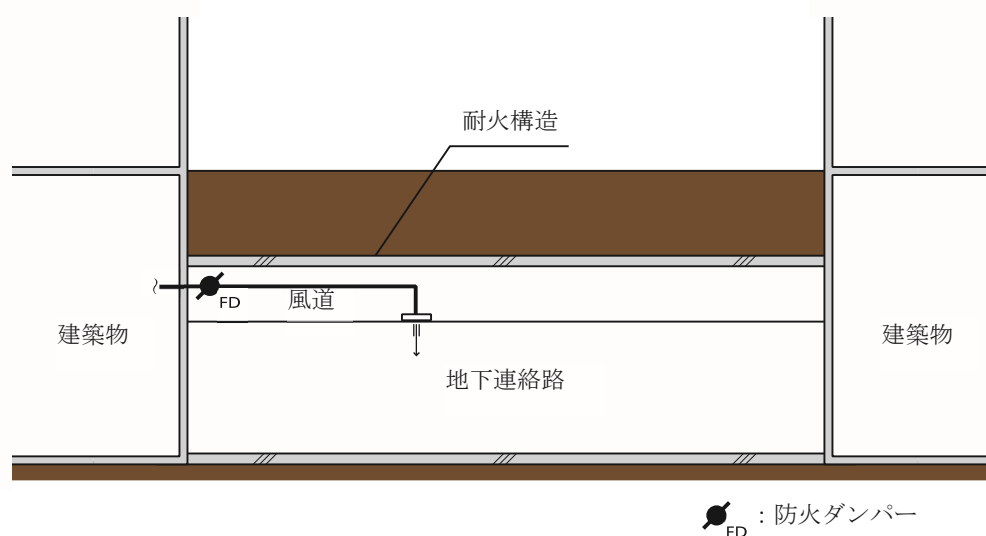
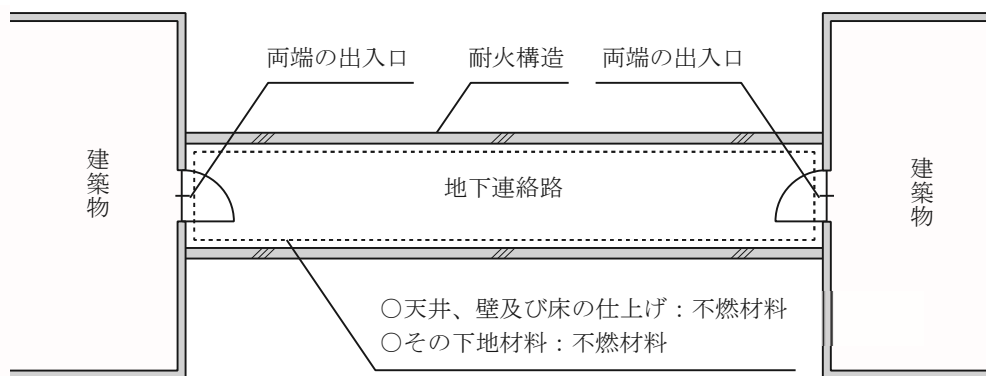
第5 - 4図



第5 - 5図

6 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。(第5 - 6図参照)

なお、ここでいう「開口部」には、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられた風道の貫通部は含まないこと。



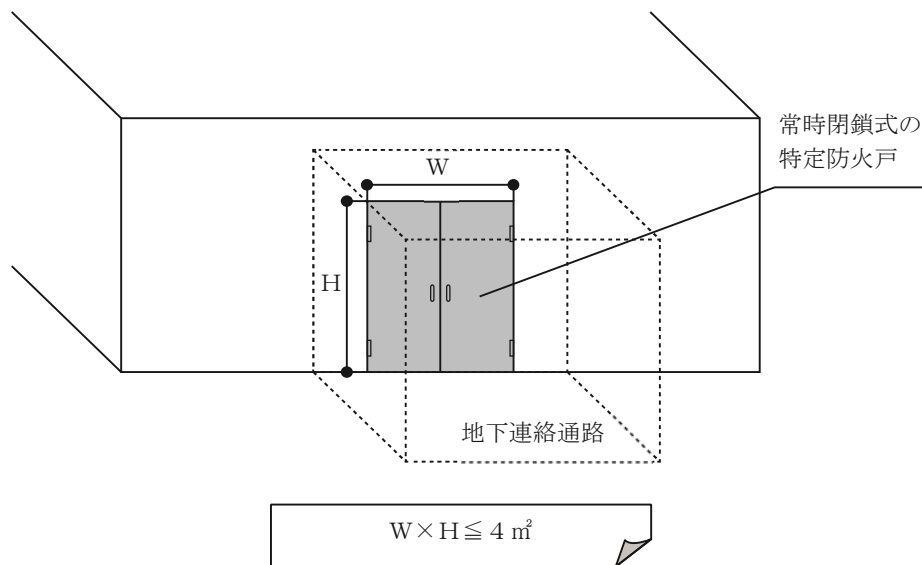
第5 - 6図

7 前5の出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。

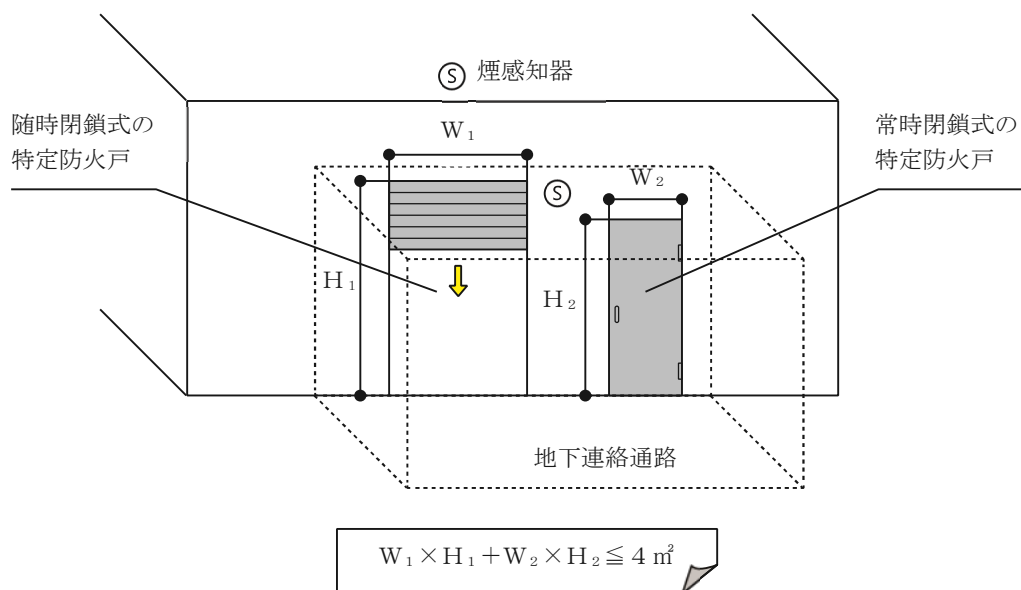
8 前5の出入口には、特定防火戸で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものが設けられていること。(第5-7図参照)

この場合、随時閉鎖式の特定防火戸を設けるものにあつては、当該特定防火戸に近接して常時閉鎖式の特定防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の特定防火戸を設けること。

(常時閉鎖式の特定防火戸を設ける場合の例)



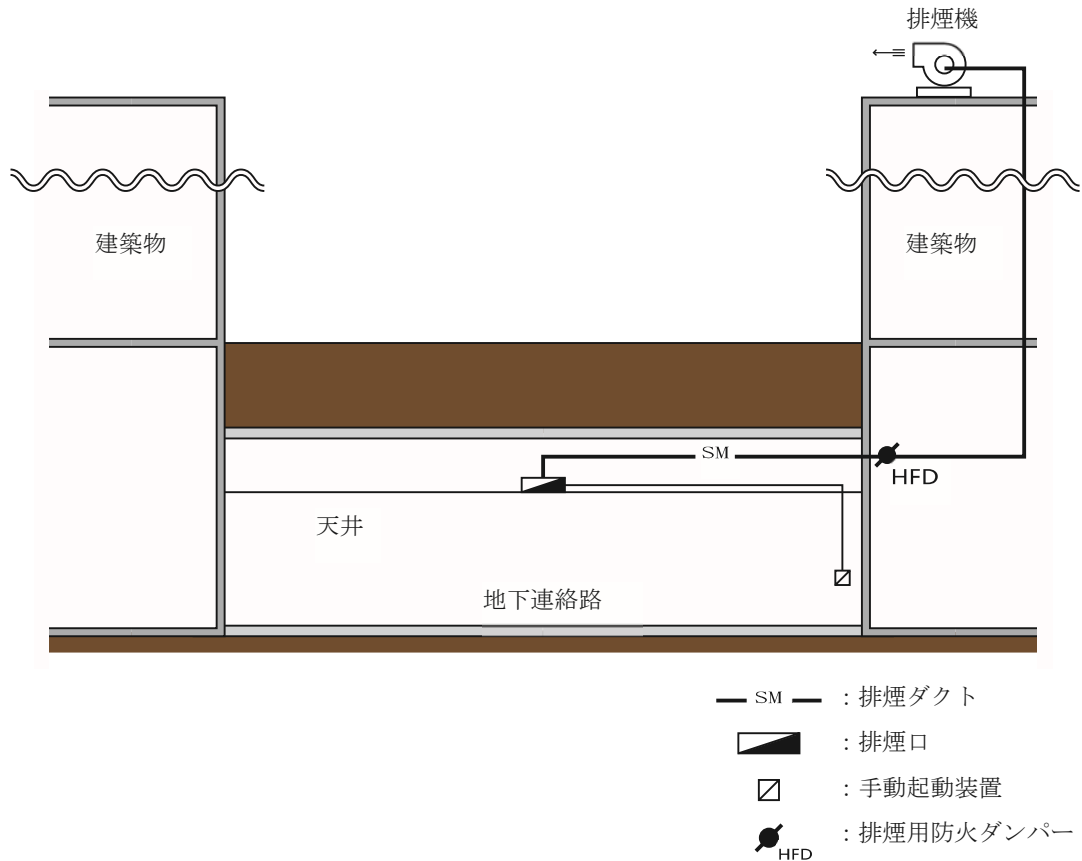
(随時閉鎖式の特定防火戸を設ける場合の例)



第5 - 7図

- 9 地下連絡路には、第4 渡り廊下の取扱い6 (3)イ（ウ）により、排煙設備が設けられていること。（第5－8 図参照）

ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。



第5 - 8 図

- 10 消防用設備等の設置単位

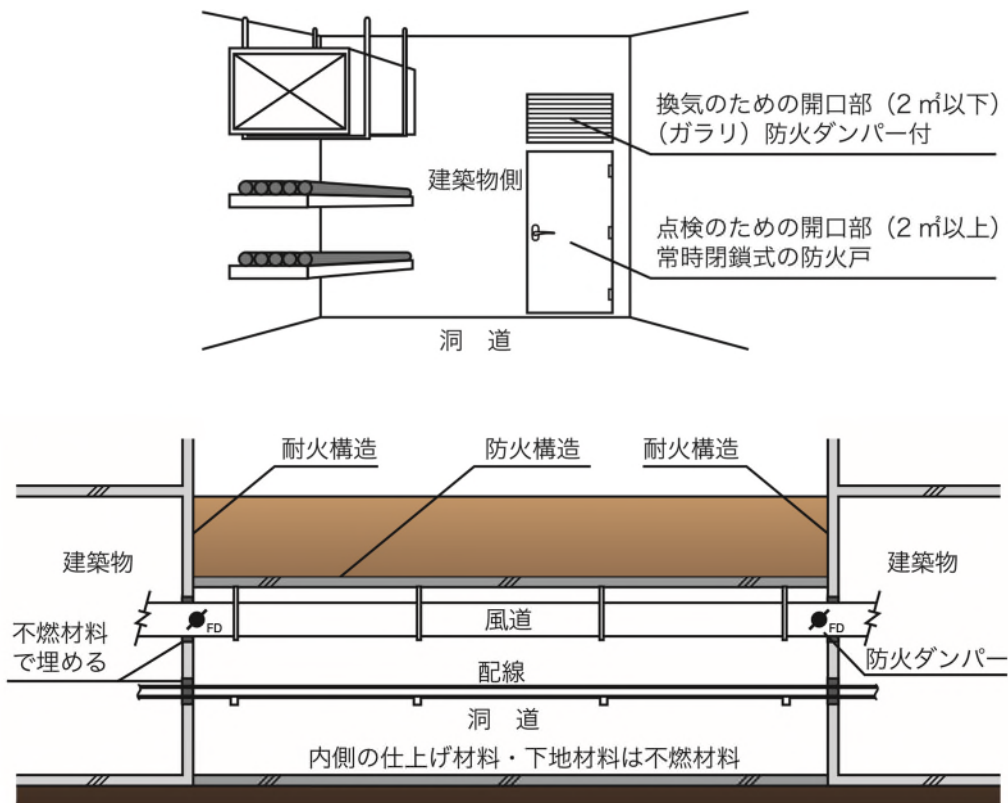
前2 から9 までに適合していることにより、別棟としてみなされる場合の消防用設備等の設置単位は、第4 渡り廊下で接続されている場合の取扱い7 を準用すること。

第6 洞道で接続されている場合の取扱い

建築物と建築物が洞道で接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次の1から5までに適合している場合、別棟として取扱うことができる。(第6-1図参照)

- 1 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので 2 m^2 以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- 2 洞道は、防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
- 3 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。
ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。
- 4 前1の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸（開口部の面積が 2 m^2 以上のものにあっては、常時閉鎖式の防火戸に限る。）が設けられていること。
- 5 前1の換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。



第6-1図

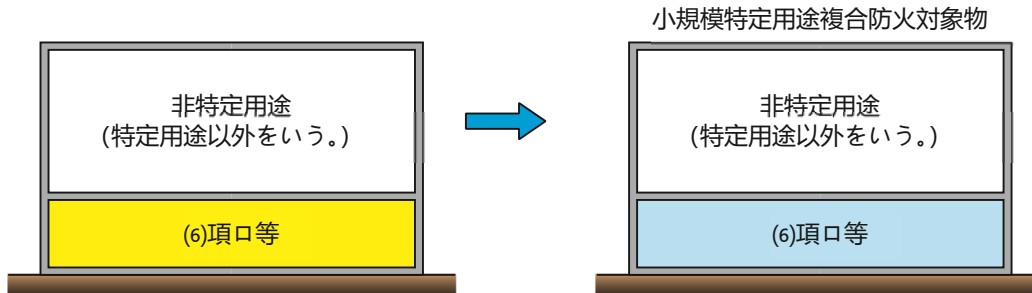
6 消防用設備等の設置単位

前1から5までに適合していることにより、別棟としてみなされる場合の消防用設備等の設置単位は、第4 渡り廊下で接続されている場合の取扱い7を準用すること。

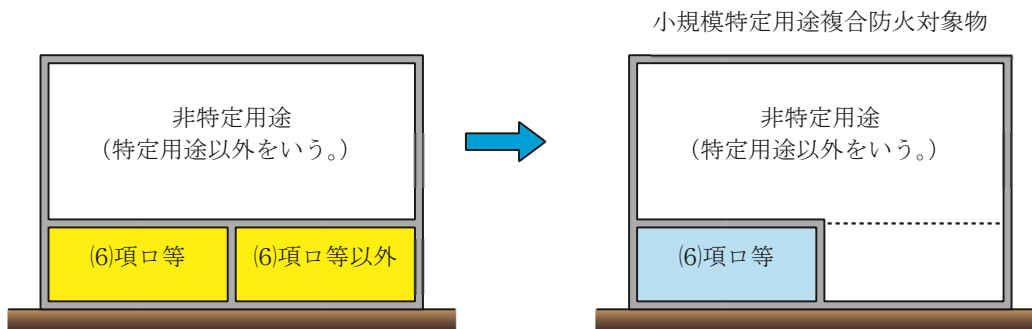
第 7 小規模特定用途複合防火対象物

小規模特定用途複合防火対象物（政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、特定用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300㎡未満であるものをいう。以下同じ。第7-1図参照）の消防用設備等の設置単位の取扱いは、次によること。

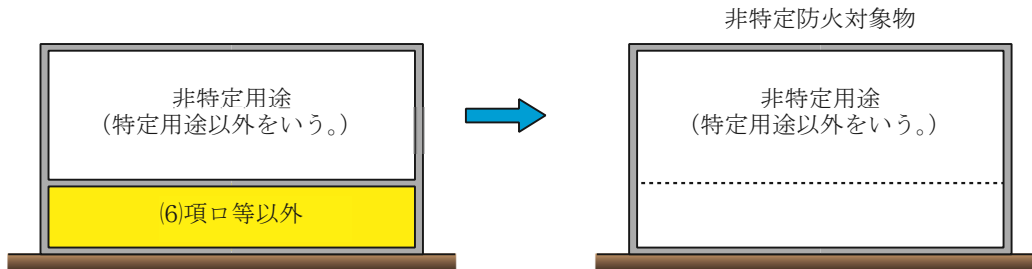
(例1)



(例2)



(例3)



: 特定用途の床面積の合計が10%以下、かつ、300㎡未満

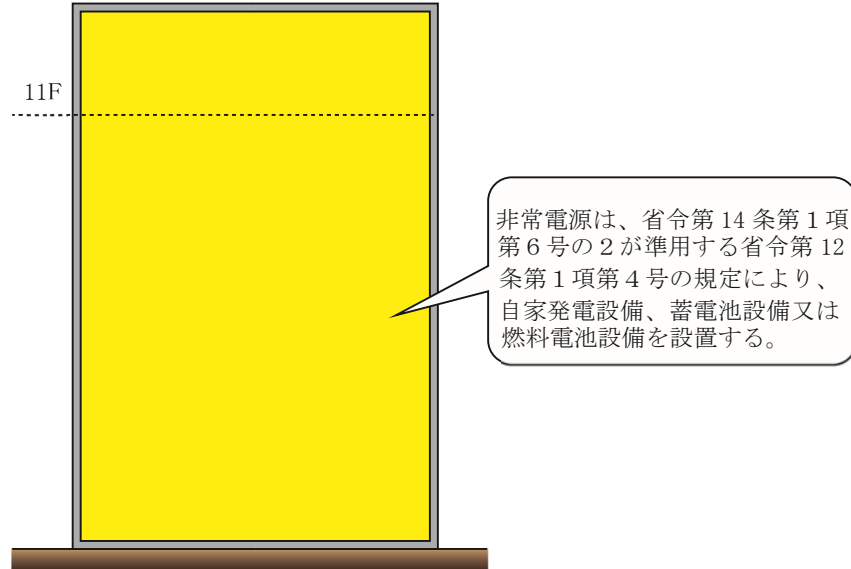
- (注) 1 「(6)項口等」とは、政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分をいう。
 2 「(6)項口等以外」とは、(6)項口等以外の特定用途に供される防火対象物をいう。

第7-1図

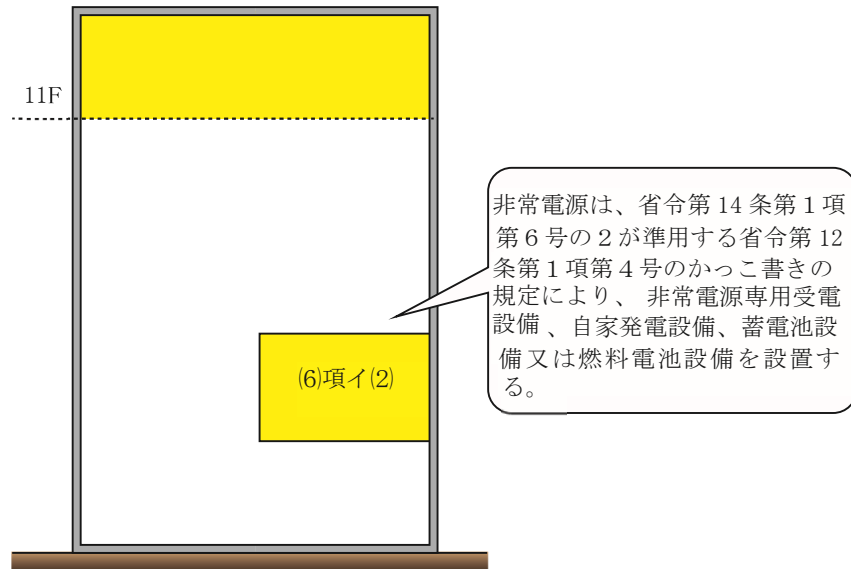
1 屋内消火栓設備等の非常電源に関する事項（省令第 12 条第 1 項第 4 号関係）

延べ面積が 1,000 m²以上の小規模特定用途複合防火対象物において、屋内消火栓設備の非常電源として非常電源専用受電設備を設置することができること。また、省令第 12 条第 1 項第 4 号の規定の例によることとされているスプリンクラー設備等の非常電源についても、同様であること。（第 7-2 図参照）

（複合用途防火対象物（16項イ）延べ面積 1,000 m²以上）



（小規模特定用途複合防火対象物（16項イ）延べ面積 1,000 m²以上）



: スプリンクラー設備の設置を要する部分
 : スプリンクラー設備の設置を要しない部分

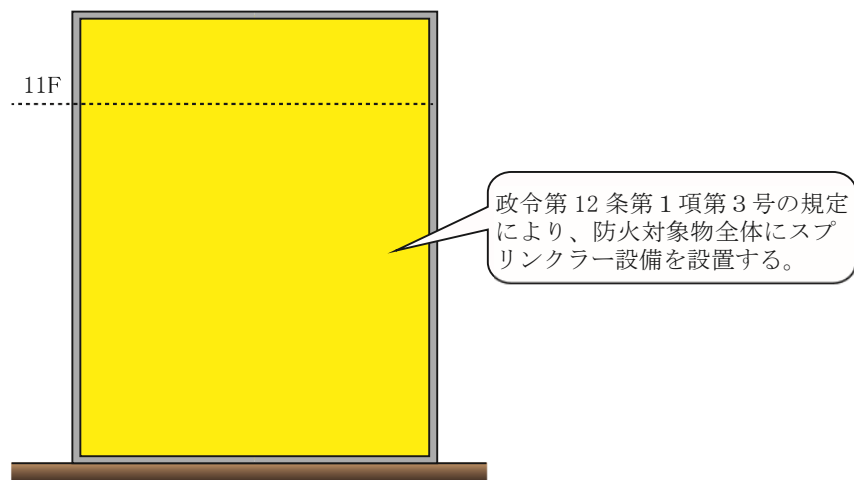
第 7-2 図

2 スプリンクラー設備を設置することを要しない部分（省令第13条第1項第2号関係）

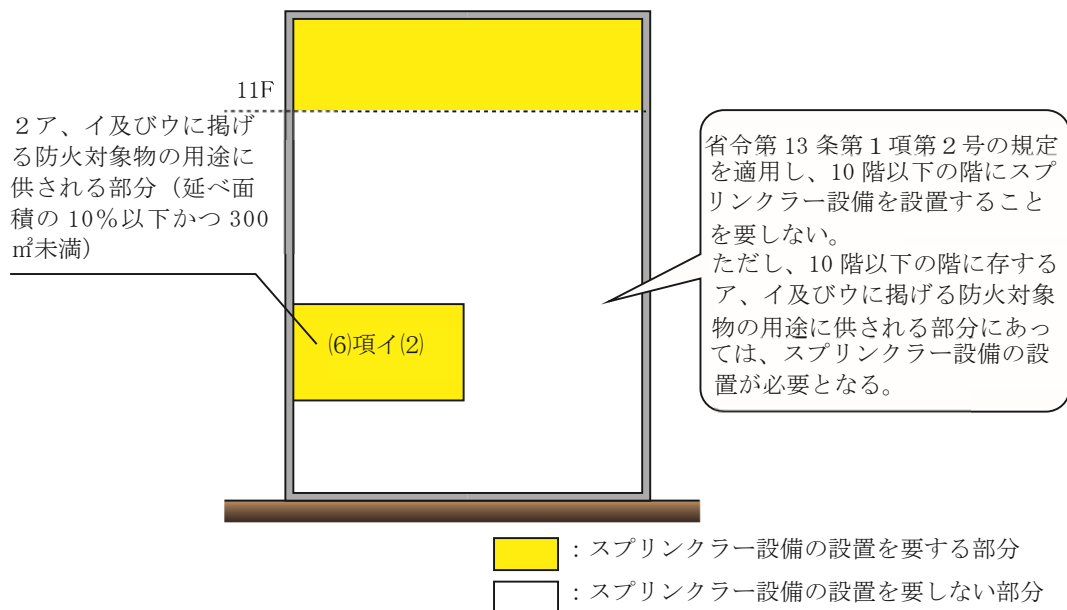
スプリンクラー設備を設置することを要しない部分として、小規模特定用途複合防火対象物の次に掲げる部分以外の部分で10階以下の階に存するもの（第7-3図参照）

- ア 政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
- イ 政令別表第1(6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
- ウ 政令別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（介助がなければ避難できない者として省令第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が275㎡以上のものに限る。）

（複合用途防火対象物（(16)項イ））



（小規模特定用途複合防火対象物（(16)項イ））



第7-3図

3 自動火災報知設備の感知器等を設けることを要しない部分（省令第23条第4項第1号へ関係）

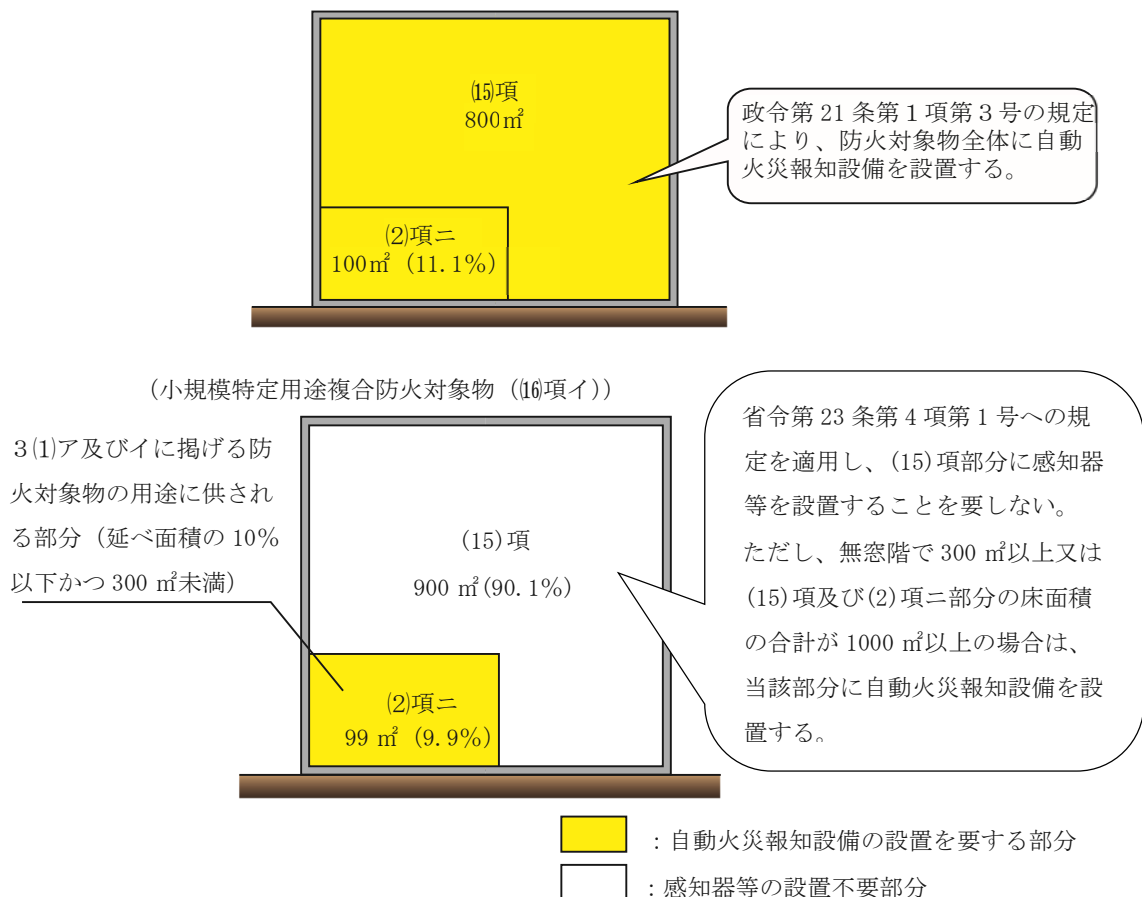
- (1) 自動火災報知設備の感知器等を設けることを要しない部分として、小規模特定用途複合防火対象物（政令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物を除く。）の部分（同項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、政令別表第1各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項（(13)項ロ及び(16)項から(20)項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であって当該用途に供される部分の床面積（その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあっては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が500㎡未満（同表(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあっては、1,000㎡未満）であるもの（第7-4図参照）

ア 政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

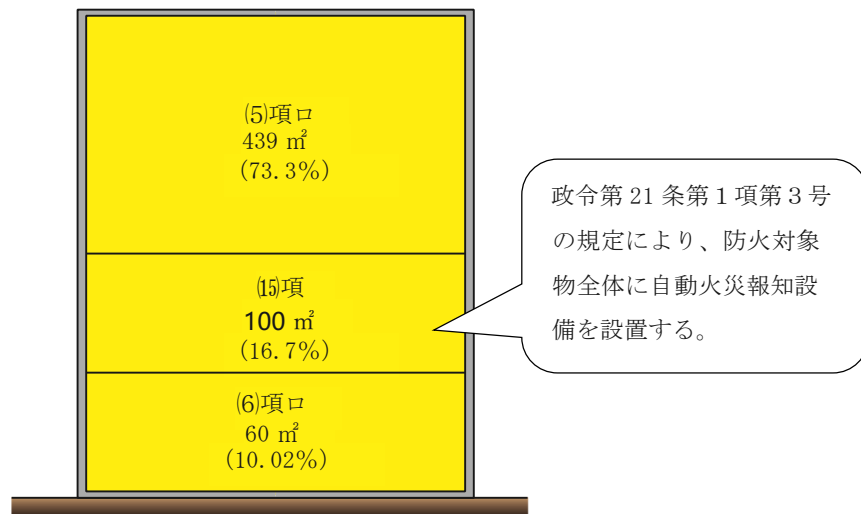
イ 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

- (2) (1)の自動火災報知設備の感知器等を設けることを要しない部分については、地区音響装置及び発信機（以下この項において「感知器等」という。）についても設けることを要しないこと。

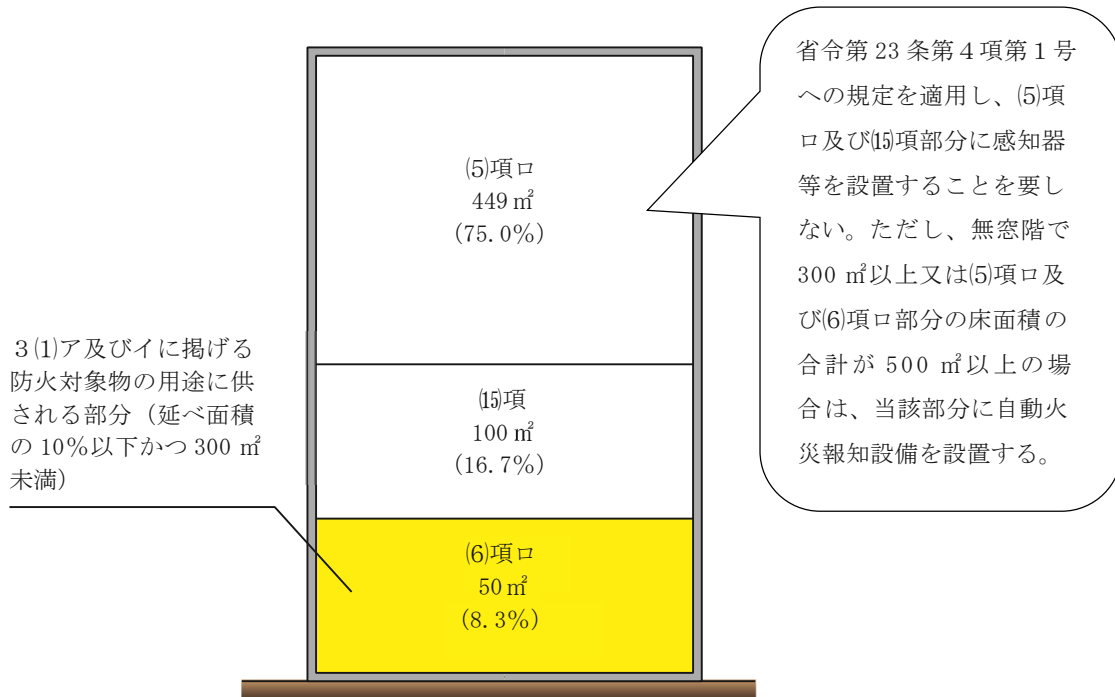
例1（複合用途防火対象物（(16)項イ））



例2 (複合用途防火対象物 (16項イ))



(小規模特定用途複合防火対象物 (16項イ))

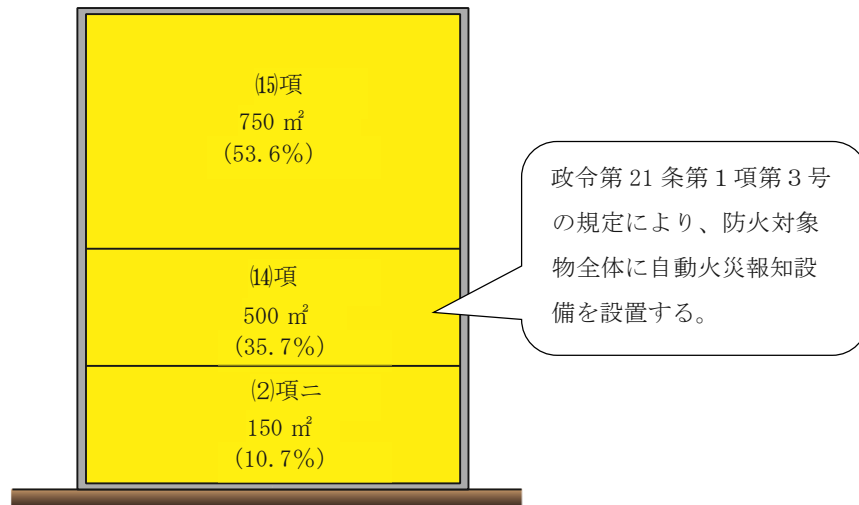


- ・ (5)項口 (449 m²) > (15)項 (100 m²)
- ・ (5)項口 (449 m²) + (6)項口 (50 m²) < 500 m²

: 自動火災報知設備の設置を要する部分

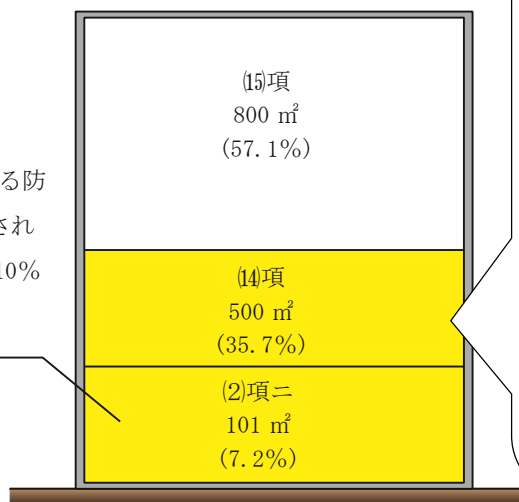
: 感知器等の設置不要部分

例3 (複合用途防火対象物 (16項イ))



(小規模特定用途複合防火対象物 (16項イ))

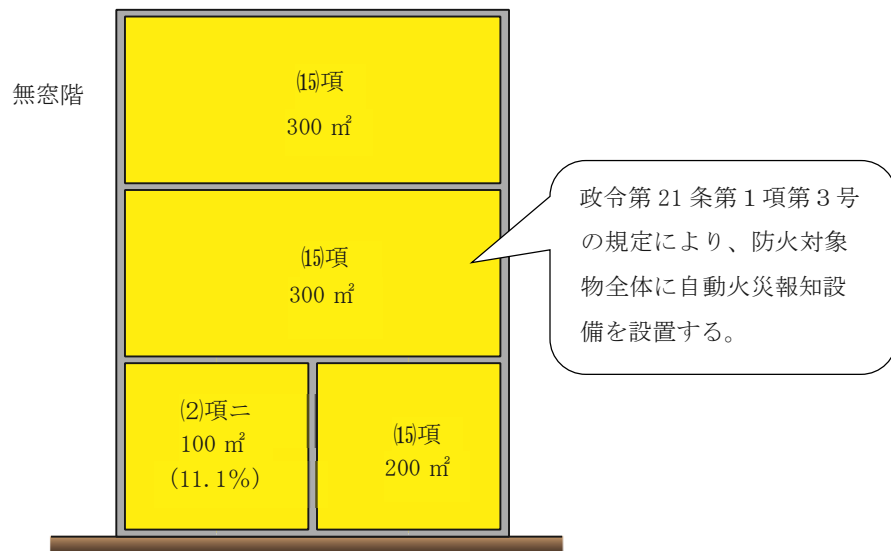
3 (1) ア及びイに掲げる防火対象物の用途に供される部分 (延べ面積の10%以下かつ300 m²未満)



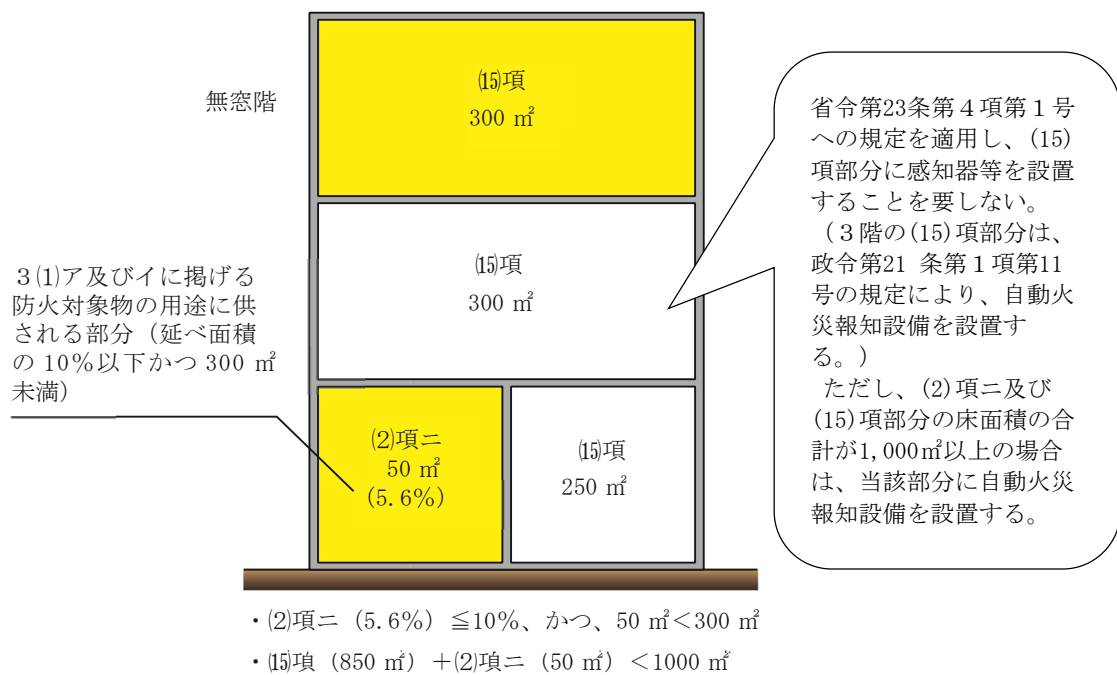
- ・ (15)項 (800 m²) > (14)項 (500 m²)
- ・ (15)項 (800 m²) + (2)項ニ (101 m²) < 1000 m²

黄色 : 自動火災報知設備の設置を要する部分
白色 : 感知器等の設置不要部分

例4 (複合用途防火対象物 (16項イ))



(小規模特定用途複合防火対象物 (16項イ))



: 自動火災報知設備の設置を要する部分
 : 感知器等の設置不要部分

第7-4図

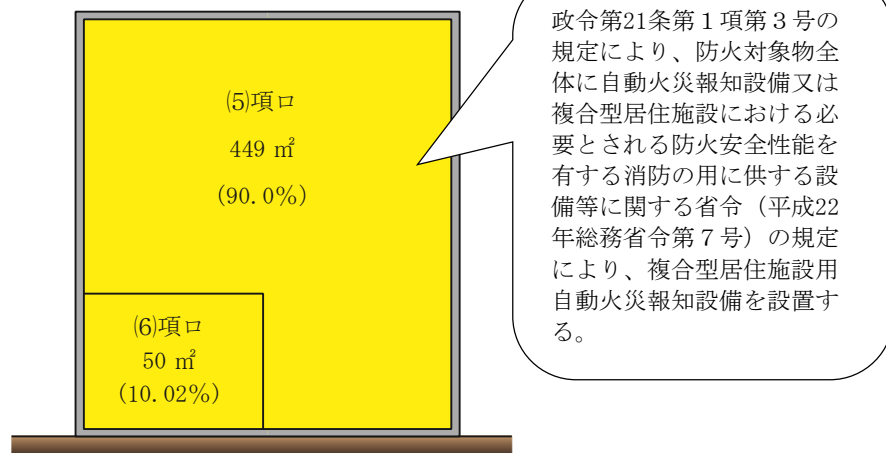
4 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第2条関係）

延べ面積が300㎡以上の小規模特定用途複合防火対象物であって、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分及び前3の感知器等を設けることを要しない部分に該当する部分のみで構成され、これらの部分以外の部分が存しないものについては、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる。（第7-5図参照）

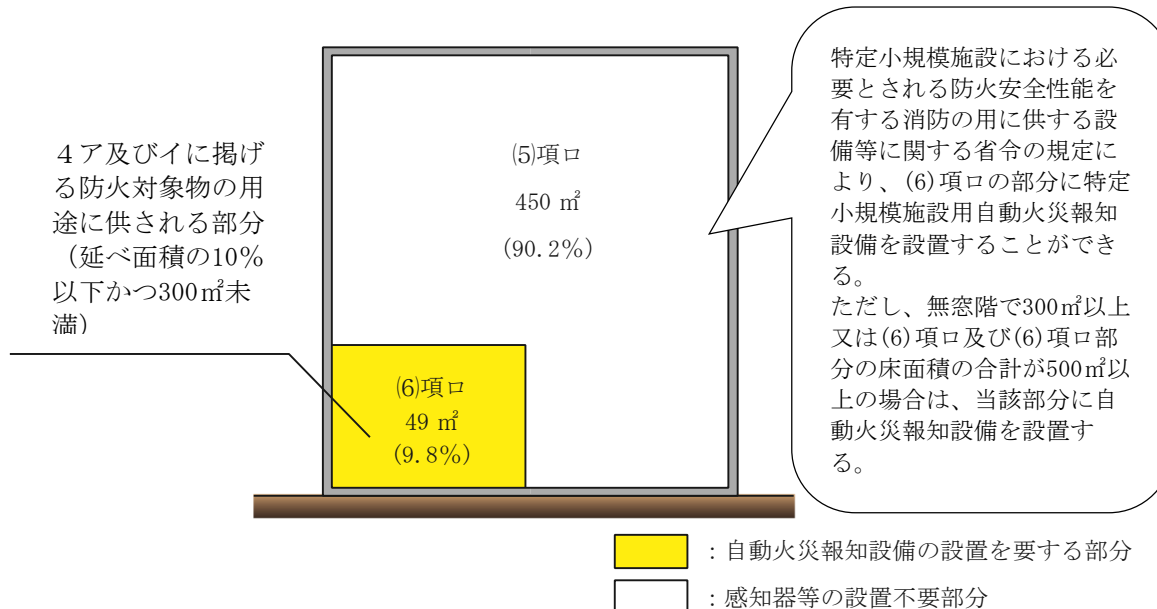
ア 政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

イ 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

（複合用途防火対象物（(16) 項イ））



（小規模特定用途複合防火対象物（(16) 項イ））

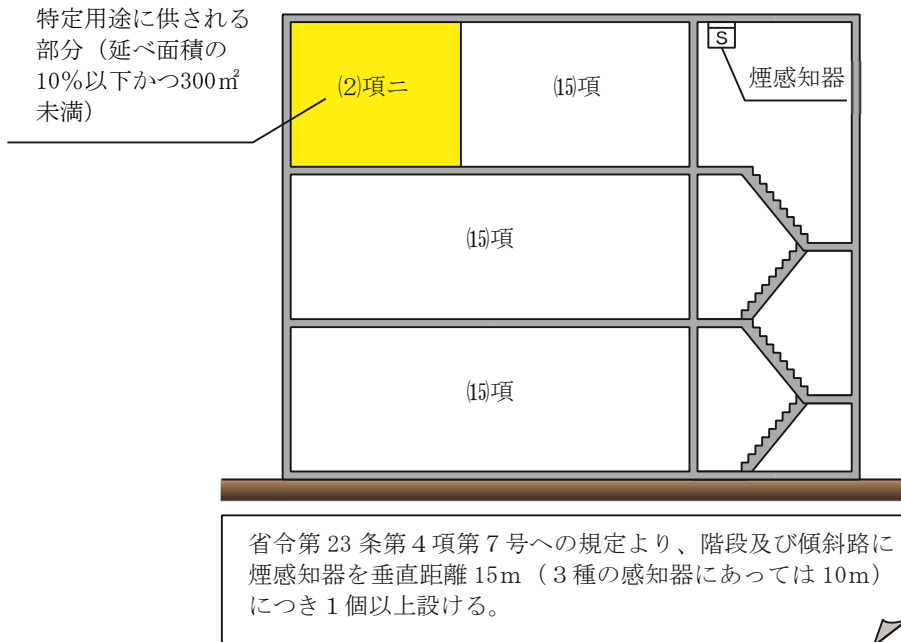


第7-5図

5 特定一階段等防火対象物の取扱い（省令第23条第4項第7号へ関係）

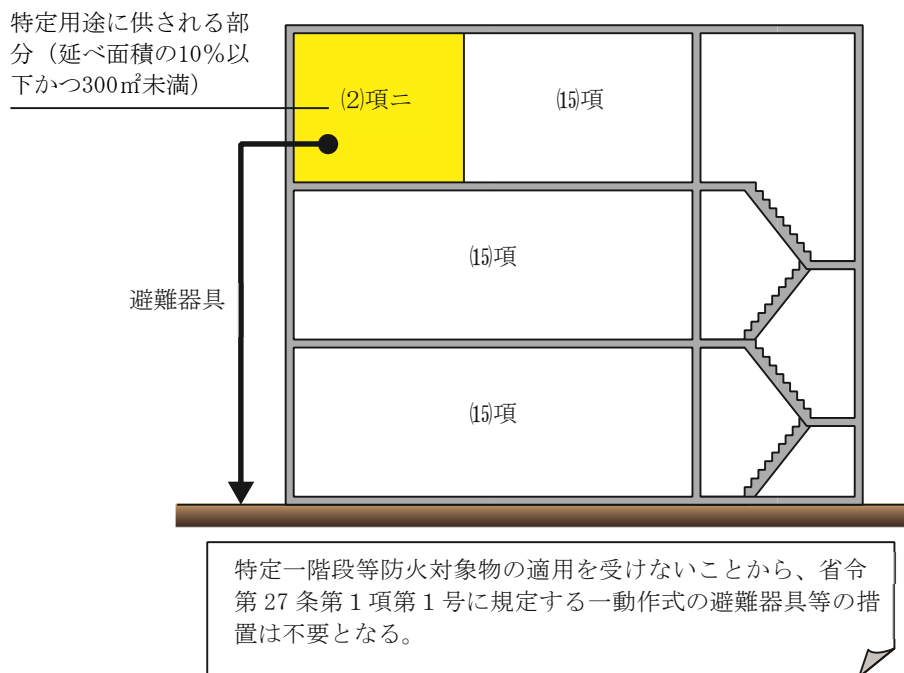
小規模特定用途複合防火対象物は、省令第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物の適用を受けないこと。（第7－6図及び第7－7図参照）

（自動火災報知設備）



第7－6図

（避難器具）



第7－7図

6 避難器具の設置個数の減免（省令第 26 条第 6 項関係）

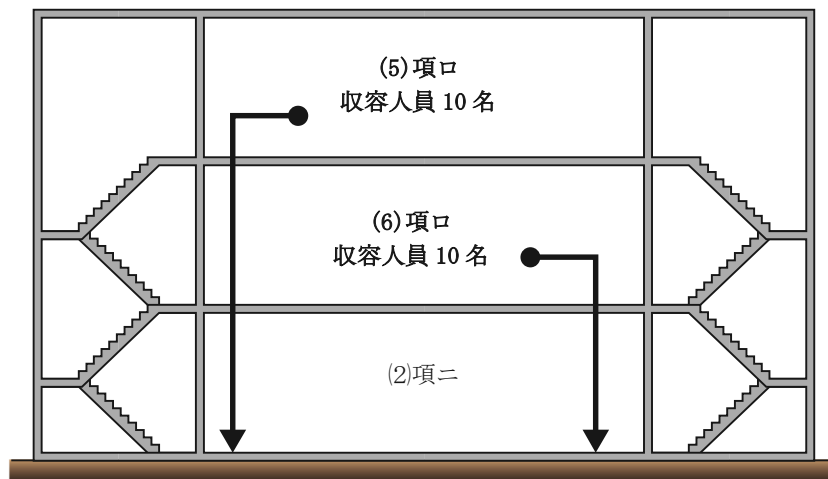
小規模特定用途複合防火対象物に存する政令第 25 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる防火対象物の階が次のアからウまで（当該階が 2 階であり、かつ、2 階に政令別表第 1 (2) 項及び (3) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない場合にあってはア及びウ）のいずれにも該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。（第 7－8 図参照）

ア 下階に政令別表第 1 (1) 項から (2) 項ハまで、(3) 項、(4) 項、(9) 項、(12) 項イ、(13) 項イ、(14) 項及び (15) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。

イ 当該階（当該階に省令第 4 条の 2 の 2 第 1 項の避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分）から避難階又は地上に直通する階段が 2 以上設けられていること。

ウ 収容人員が、政令第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物の階にあっては 20 人未満、同項第 2 号に掲げる防火対象物の階にあっては 30 人未満であること。

例 1（複合用途防火対象物（(16) 項イ））



（小規模特定用途複合防火対象物（(16) 項イ））

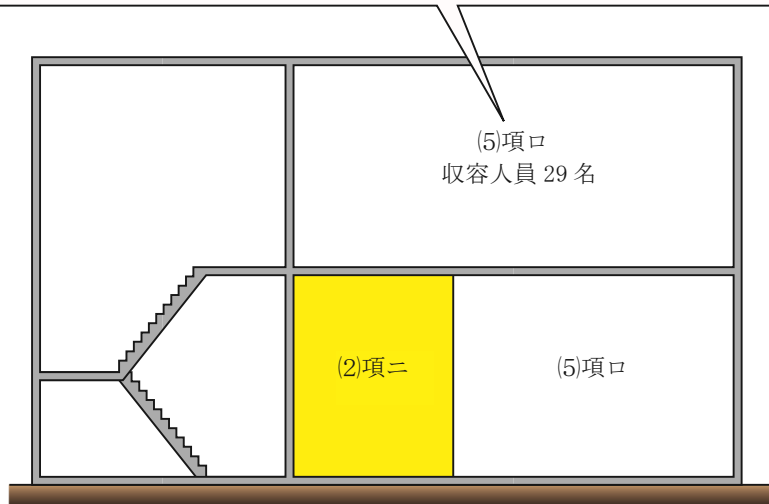


太字：避難器具の設置を要する部分

■：特定用途に供される部分（延べ面積の 10% 以下かつ 300 m² 未満）

例2（小規模特定用途複合防火対象物（16項イ））

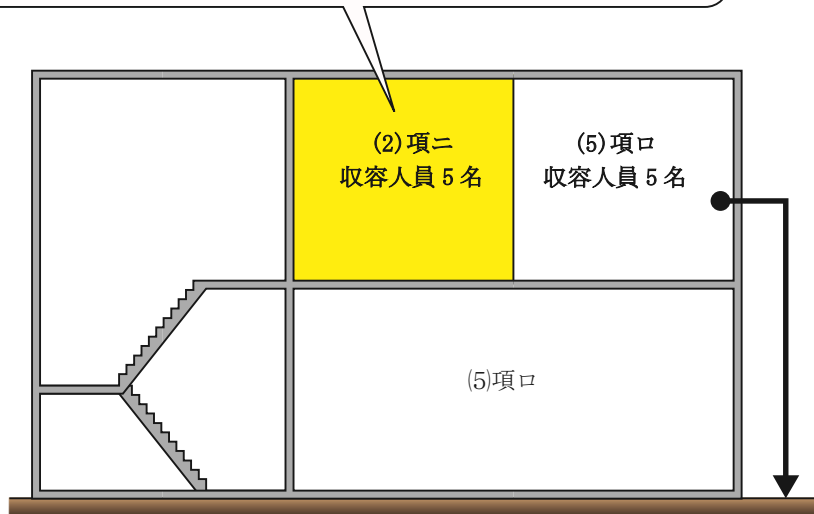
省令第26条第6項の規定を適用し、(5)項口部分に避難器具を設置することを要しない。
ただし、2階に(2)項及び(3)項部分が存する場合は、収容人員の合計が10人以上の場合は、当該部分に避難器具を設置する。



：特定用途に供される部分（延べ面積の10%以下かつ300㎡未満）

例3（小規模特定用途複合防火対象物（16項イ））

政令第25条第1項第5号の規定により、2階に避難器具を設置する。



太字：避難器具の設置を要する部分

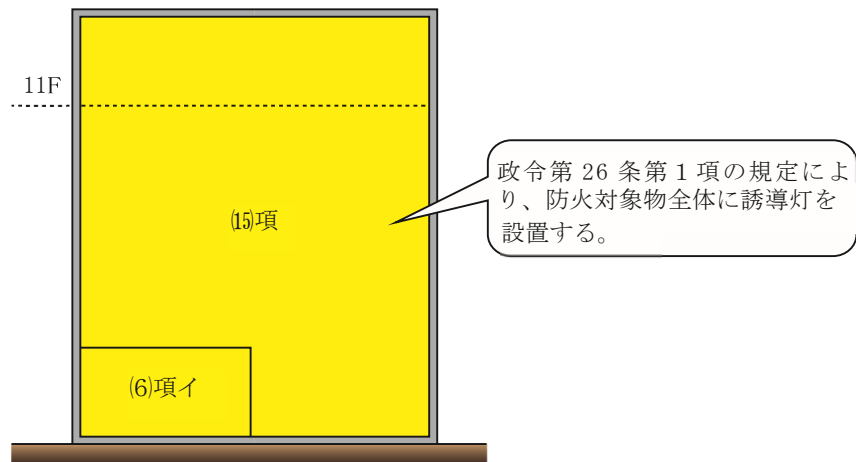
：特定用途に供される部分（延べ面積の10%以下かつ300㎡未満）

7 誘導灯を設置することを要しない部分（省令第 28 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 2 項第 4 号関係）

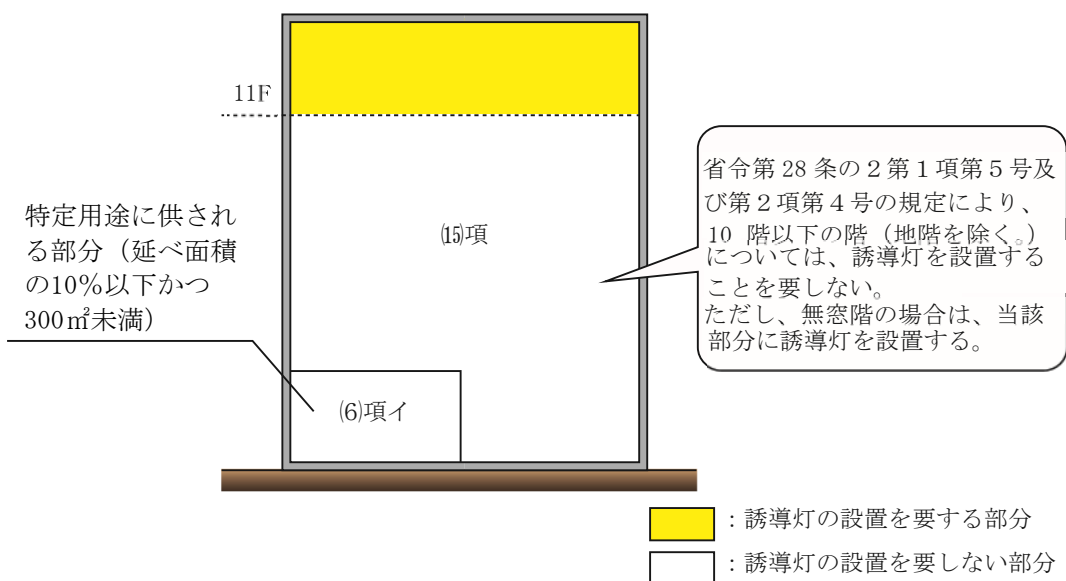
小規模特定用途複合防火対象物（政令別表第 1 (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の地階、無窓階及び 11 階以上の部分以外の部分については、避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置することを要しないこと。（第 7－9 図参照）

なお、政令別表第 1 (9)項ロに掲げる防火対象物は、政令第 26 条第 1 項の規定により、地階、無窓階及び 11 階以上の階以外の部分にも誘導灯の設置が義務付けられていることから、政令別表第 1 (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物及び(9)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分のみから成る小規模特定用途複合防火対象物については、適用できないこと。（第 7－10 図参照）

（複合用途防火対象物（(16)項イ））

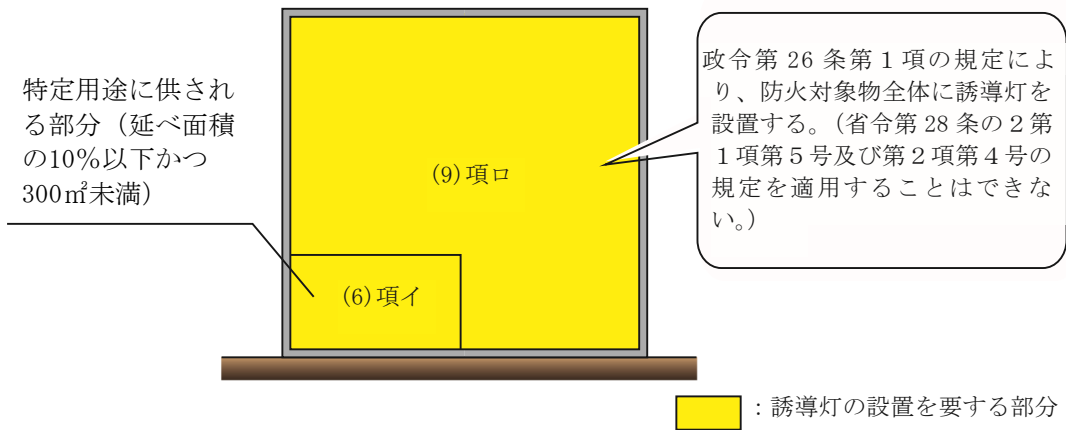


（小規模特定用途複合防火対象物（(16)項イ））



第 7－9 図

(小規模特定用途複合防火対象物 ((16) 項イ))



第7-10 図

第8 内装制限

政令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）並びに省令第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）、第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）、第13条第1項及び第2項（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）及び第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの取扱いは、次によること。

1 建基法令上、床面からの高さが1.2m以下の部分が除かれているが、消防法令上にあつては、床面から規制の対象範囲となること。

2 「室内に面する部分」とは、建基法第2条第4号に規定する居室及び風呂、便所、洗面所、駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室並びに廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分をいう。すなわち屋内のすべての部分をいうものであること。

ただし、収納のために人が出入りする形態を有しない収納庫内、ユニットタイプの浴室・家庭用サウナ器、トイレブース内の壁及び天井については、この限りでない。

3 室内に面する天井又は壁の一部に木材その他の可燃材料を用いた場合は、原則として内装制限の適用はできないものであること。

ただし、鴨居、柱、はり、天井のさお縁等の木材が露出する部分又は照明器具のカバー等の部分で、当該部分の室内に面する面積が各面の面積の10分の1以下の場合は、この限りでない。

4 天井まで達しない間仕切壁で、次に掲げる場合は、内装制限の対象として取り扱うこと。

ア 床に固定又は固定はされていないが、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないもの

イ 床面からの高さが1.5m以上で、用途の形態により、別空間となるよう設けられた室を形成するもの

5 容易に取り外しできないよう木材その他の可燃材料を用いた棚を壁全面に取り付けた場合は、内装制限の適用はできないものであること。

6 壁面からの突出が1m以下の雨除け等は、主要構造部としてみない。

7 冷凍、冷蔵、恒温又は低温室内側のベニヤ板等については、小売店舗等の場合は内装仕上げとみなす。ただし、冷凍、冷蔵等を業としている「室」の場合は内装仕上げである。

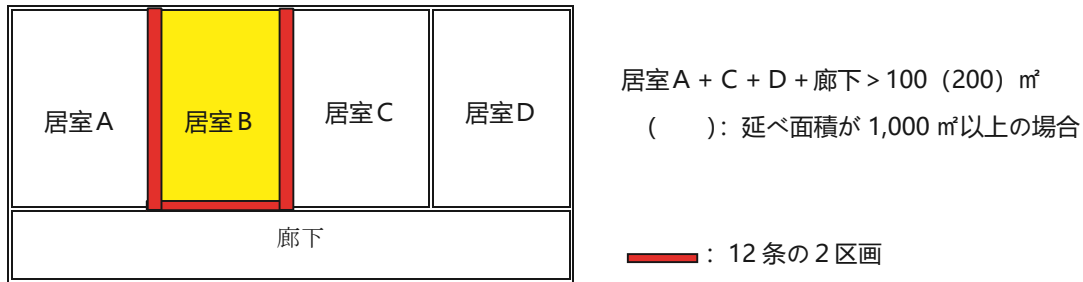
第9 スプリンクラー設備を設置すること を要しない構造の取扱い

1 共通事項

省令第12条の2並びに第13条第1項第1号及び第2項に規定するスプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取扱い、次によること。

- (1) 省令第12条の2で定める一定の区画（以下この項において「12条の2区画」という。）は、政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物の全部又は同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の全部を区画する必要があることから、例えば、第9-1図の例に示すとおり、居室Bが一定の区画を有することのみによって、居室B部分がスプリンクラー設備を設置することを要しない構造とはならないこと。

（防火対象物の全体にスプリンクラー設備の設置が必要となる例）



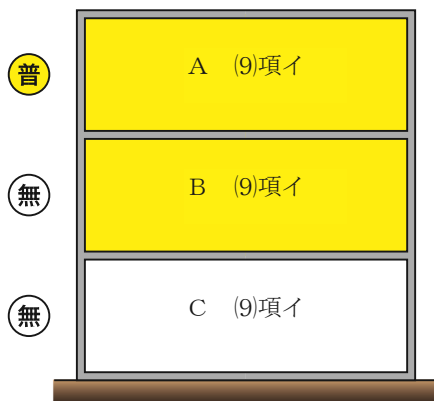
第9-1図

- (2) 第13条第2項で定める一定の区画（地階及び無窓階を除く。以下この項において「13条区画」という。）は、政令第12条第1項第3号及び第12号についてはスプリンクラー設備の設置を要する部分から除外できることとし、第4号、第10号及び第11号についてはスプリンクラー設備の設置基準の床面積から13条区画された部分を除外できるものであること。（第9-2図参照）

（政令第12条第1項第3号の適用を受けるもの）



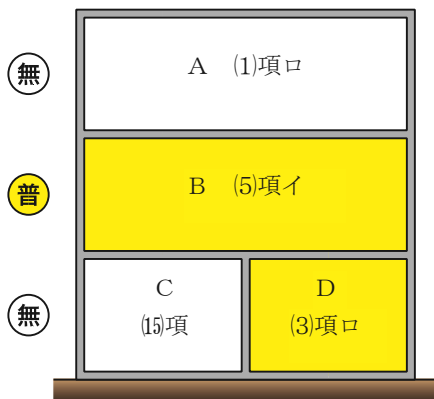
(政令第12条第1項第4号の適用を受けるもの)



BとCの床面積の合計が
政令第12条第1項第4号の設置基準の床面積になる。

- : 13条区画
- 普 : 無窓階以外の階
- 無 : 無窓階

(政令第12条第1項第10号の適用を受けるもの)



AとDの床面積の合計が
政令第12条第1項第10号の設置基準の床面積になる。

- : 13条区画
- 普 : 無窓階以外の階
- 無 : 無窓階

(政令第12条第1項第11号の適用を受けるもの)



Aの床面積の合計が
政令第12条第1項第11号の設置基準の床面積になる。

- : 13条区画
- 普 : 無窓階以外の階
- 無 : 無窓階

第9-2図

(3) 12条の2区画は、地階及び無窓階においても適用することができること。

(4) 13条区画は、2以上の階にわたらないこと。

- (5) 省令第12条の2第1項及び第2項に規定する「居室」とは、建基法第2条第4号に規定する居室のほか、各用途の取扱いは、次によること。

なお、居室の判断は、使用実態を考慮し、決定すること。

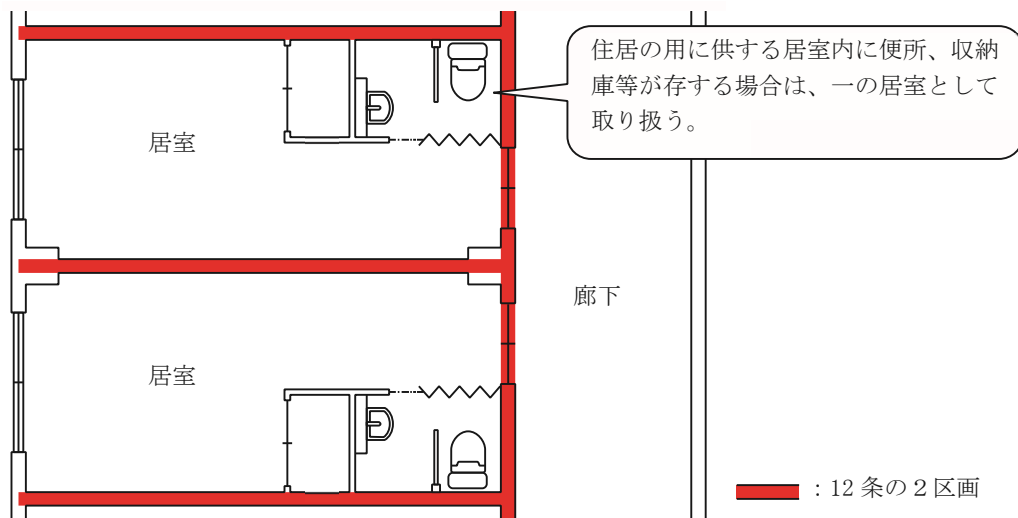
ア 住居又は病室の用に供する居室内に便所、風呂、洗面所、収納庫等が存する場合は、一の居室として取り扱う。(第9-3図参照)

イ エントランス、廊下その他の通路に付随する談話コーナー(集会、娯楽の目的で、継続的に使用する室形態のものを除く。)は、居室に含まれないものとする。(第9-4図参照)

ウ 浴室及び脱衣室は、多数の入所者が継続的に使用する場合は、居室として取り扱う。

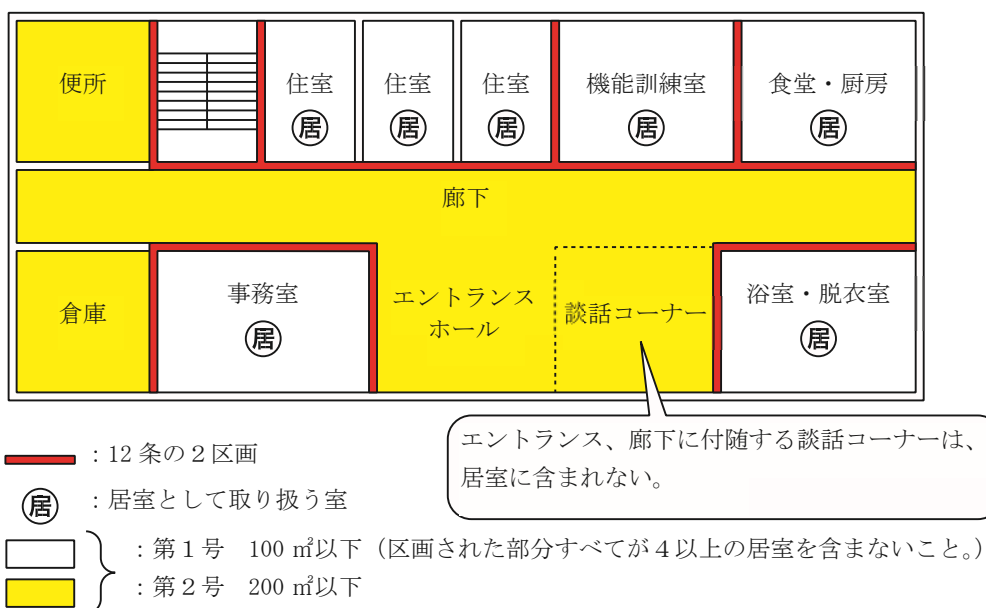
エ 食堂及び厨房は、居室として取り扱う。

オ 機能訓練室は、居室として取り扱う。



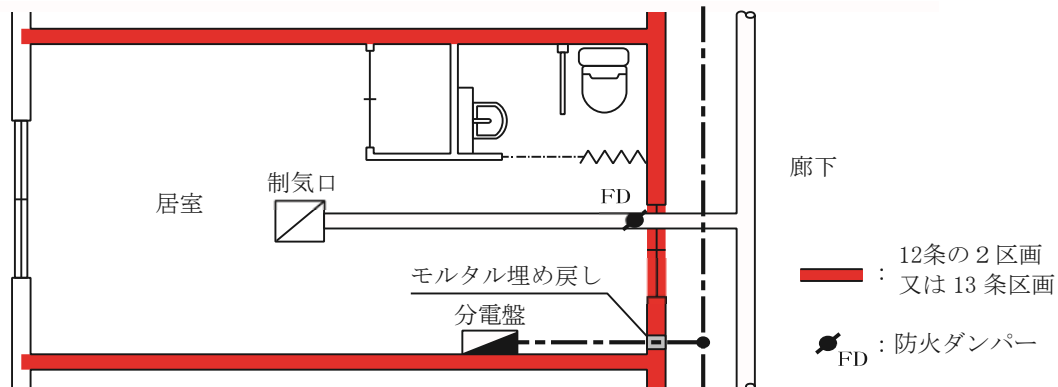
第9-3図

(政令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物の例)



第9-4図

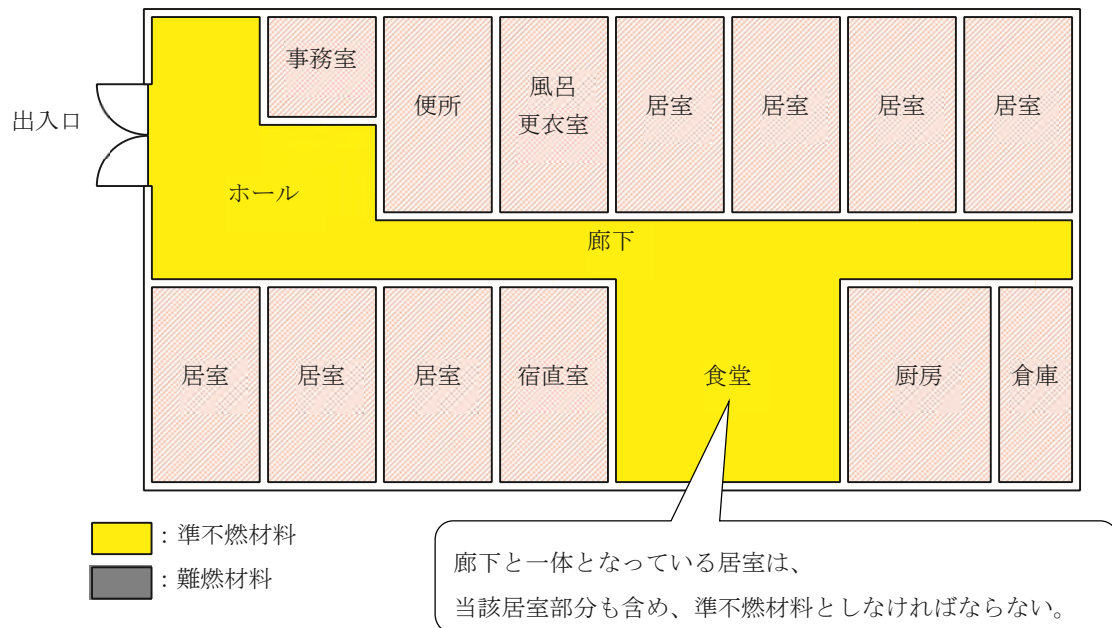
- (6) 12条の2区画又は13条区画された部分に給水管、配電管その他の管が、当該区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。(第9-5図参照)
- (7) 12条の2区画又は13条区画された部分に換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。(第9-5図参照)



第9-5図

- (8) 省令第12条の2第1項第1号ロ及び同項第2号ロ並びに省令第13条第1項第1号ロ及び第2項第1号イに規定する「主たる廊下その他の通路」とは、主たる廊下など、通路全般のことをいうものであること。

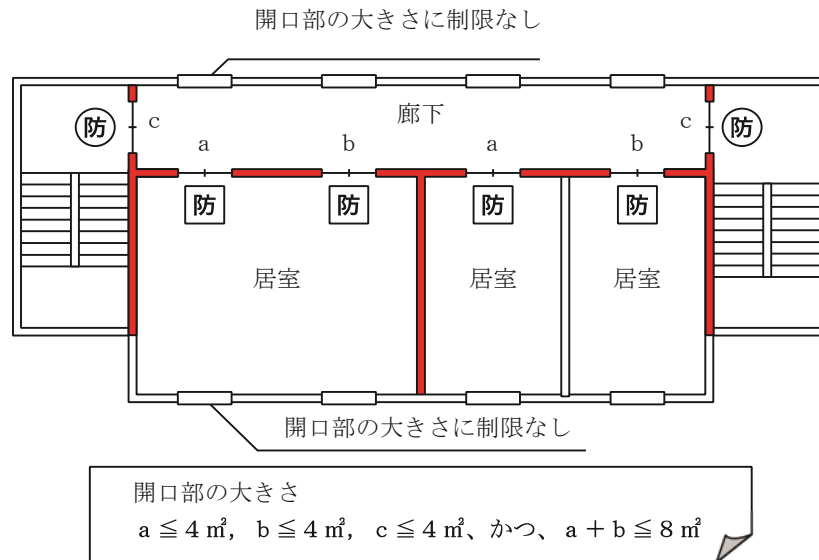
なお、「主たる廊下その他の通路」に接続して一体となっているエレベータホールは含まれるが、階段は含まれないこと。また、居室が主たる廊下その他の通路と一体となっている場合は、当該居室を準不燃材料とする必要があること。(第9-6図参照)



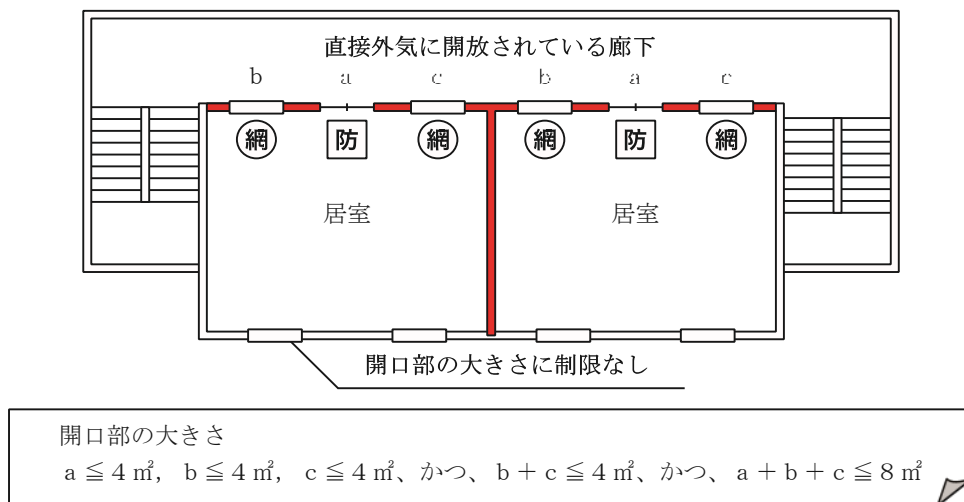
第9-6図

- (9) 省令第12条の2第1項第1号ハ、同項第2号ハ並びに第13条第1項第1号ハ及び第2項第1号ロに規定する開口部の面積は、第9-7図の例によること。

(常時閉鎖式又は随時閉鎖式以外の防火戸（特定防火戸）の場合）



(鉄製網入りガラス入り戸の場合)



— : 12条の2区画又は13条区画

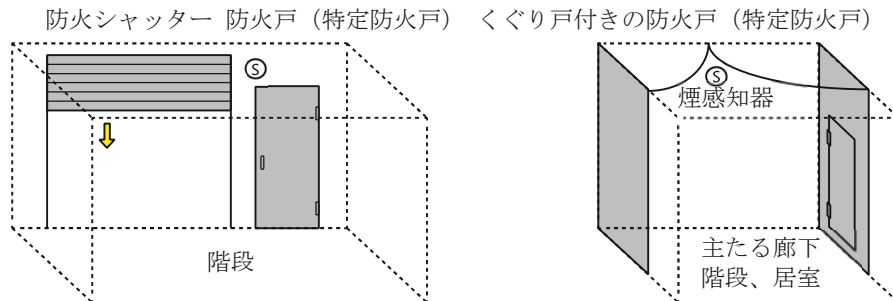
防 : 防火戸又は特定防火戸（防火シャッター不可） 網 : 鉄製網入りガラス入り戸（防火戸）

防 : 防火戸又は特定防火戸（防火シャッター可）

第9-7図

- (10) 省令第12条の2第1項第1号ニ、同項第2号ニ、第2項第2号及び第3項第3号並びに省令第13条第1項第1号ニ及び第2項第1号ハに規定する「自動閉鎖装置付きのもの」とは、ドアクローザ、フロアヒンジ、ヒンジクローザ及び引戸クローザのものうち、扉をある角度まで開け放った場合、開いたままの状態でも保持する機能を有していないものをいう。

- (11) 随時閉鎖式の防火戸（特定防火戸）を居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火戸（特定防火戸）に近接して当該通路に常時閉鎖式の防火戸（特定防火戸）が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75 cm以上、1.8m以上及び15 cm以下である構造の防火戸（特定防火戸）とすること。（第9－8図参照）



第9－8図

- (12) 省令第12条の2第1項第2号ニ並びに省令第13条第1項第1号ニ及び第2項第1号ハに規定する「鉄製網入りガラス入り戸」とは、常時閉鎖式又は随時閉鎖式以外の防火戸が該当するものであること。

- (13) 省令第12条の2第1項第2号ニ並びに省令第13条第1項第1号ニ及び第2項第1号ハに規定する「2以上の異なった経路により避難することができる」とは、居室において火災が発生した場合に、当該居室が存する階の居室に存する者が、当該階の居室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段まで安全に避難することができることをいう。（第9－9図参照）

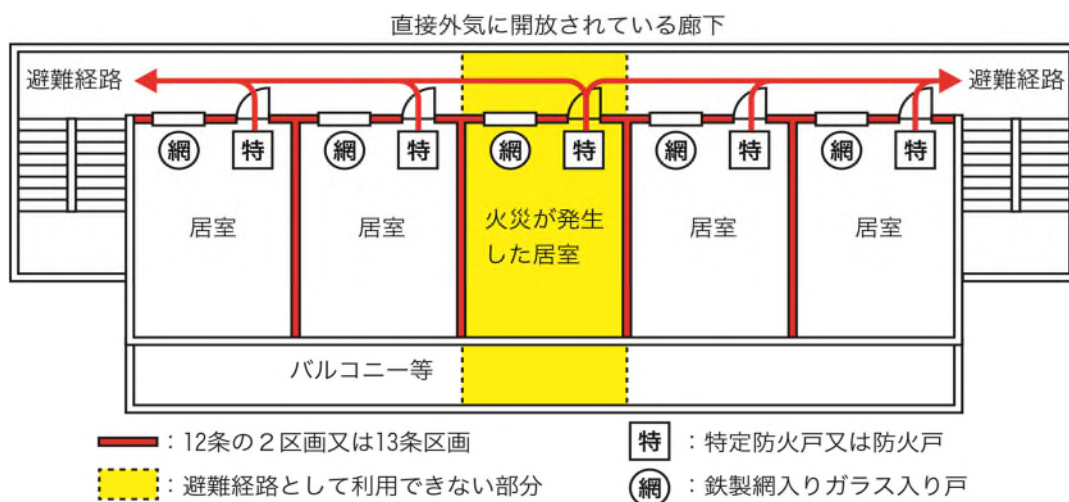
ただし、(14)に定めるバルコニー等が設けられている場合は、この限りでない。

なお、次に定める部分は、「避難経路」として利用できないものであること。

ア 火災が発生した居室

イ 直接外気に開放されている廊下の火災が発生した居室の幅員に相当する部分

ウ 火災が発生した居室のバルコニーその他これに類するもの（以下この項においてバルコニー等という。）



第9－9図

- (14) 省令第12条の2第1項第2号ニ並びに省令第13条第1項第1号ニ及び第2項第1号ハに規定する「2以上の異なった経路により避難することができる部分」には、次に掲げるバルコニー等も含まれること。(第9-10図参照)

ア バルコニー等に面する居室の外壁に、省令第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部が設けられていること。

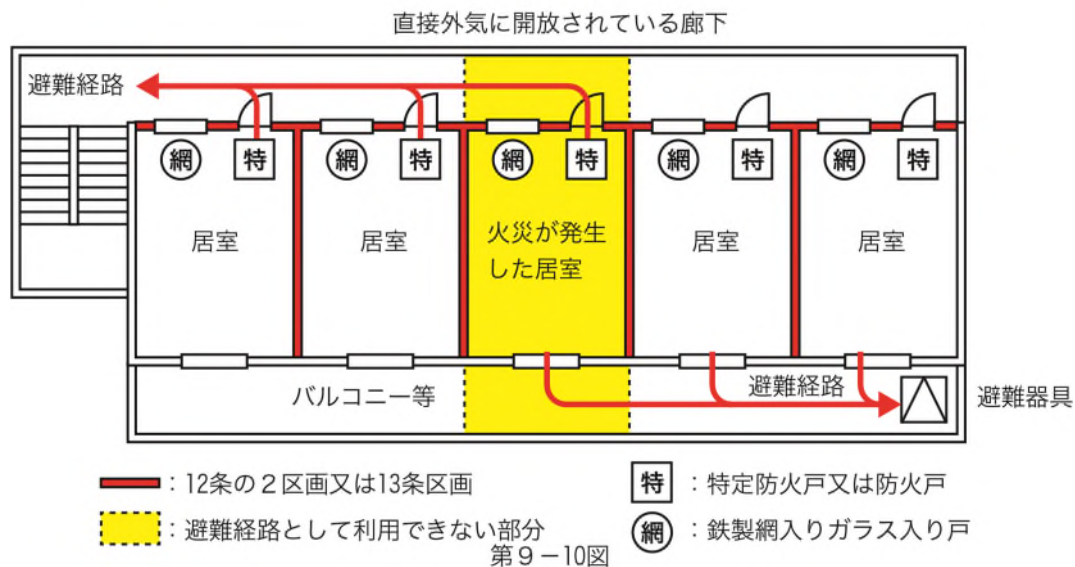
イ 直接外気に開放されているものであること。

ウ 避難上支障のない幅員及び手すりその他の転落防止のための措置を講じたものであること。

エ 他の居室のバルコニー等又は階段に接続しているものであること。

ただし、バルコニー等に設けられた避難器具により当該階の居室から避難階まで避難することができる場合は、この限りでない。

(バルコニー等に避難器具を設けたものの例)



- (15) 政令第12条第1項各号に規定するスプリンクラー設備の設置を要する防火対象物において、省令第12条の2並びに省令第13条第1項及び第2項に掲げる方法で区画し、スプリンクラー設備を設けない部分について、当該防火対象物が政令第11条第1項に該当する場合は、屋内消火栓設備を設置する必要があること。

2 12条の2区画

政令第12条第1項第1号及び第9号に規定する「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造」は、省令第12条の2各項に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じて、別図1により適用するものであること。

(1) 省令第12条の2第1項第1号

ア 適用できる防火対象物

基準面積が1,000㎡未満のもので、次に掲げる防火対象物又はその部分（第9～11図参照）

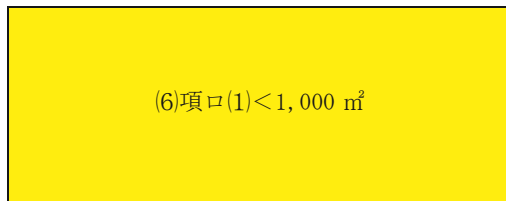
(イ) 政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物又はその部分

- a 別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物
- b 別表第1(6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物
- c 別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として省令第12条の3で定める者を主として入所させるもの以外のものにあっては、延べ面積が275㎡以上のものに限る。）
- d 別表第1(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。

(ロ) 政令第12条第1項第9号に掲げる防火対象物又はその部分

別表第116の2項に掲げる防火対象物（政令第12条第1項第6号に掲げるものを除く。）の部分のうち、同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

（政令別表第1(6)項ロ(1)に掲げる防火対象物の例）



○階数（地階を除く。）<11

(注) 1 防火対象物の入居者、入所者又は宿泊者の利用する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が100㎡未満のものにおいて、一定の構造を有している場合は、省令第12条の2第2項を適用することができる。

2 地階を除く階数が11以上のものにおいては、13条区画とする必要がある。

（政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の例）



○階数（地階を除く。）<11

(注) 1 延べ面積が275㎡未満のものにおいて、一定の構造を有している場合は、省令第12条の2第3項を適用することができる。

2 地階を除く階数が11以上のもの又は特定用途部分の床面積の合計が3,000㎡以上のものの階のうち、当該部分が存する階においては、13条区画とする必要がある。

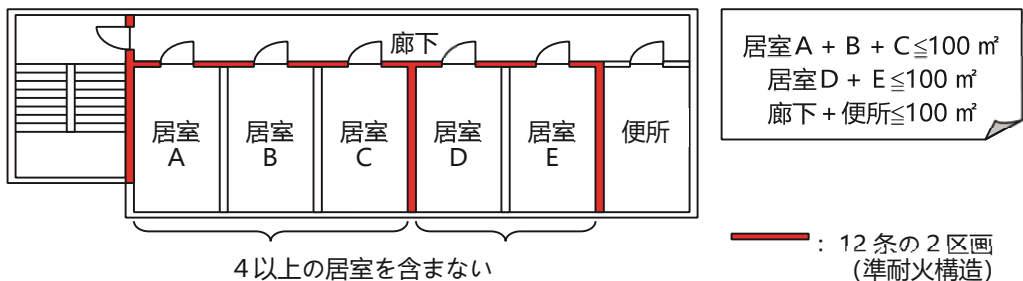
イ 構造の要件（別図2参照）

- (7) 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
 (i) 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

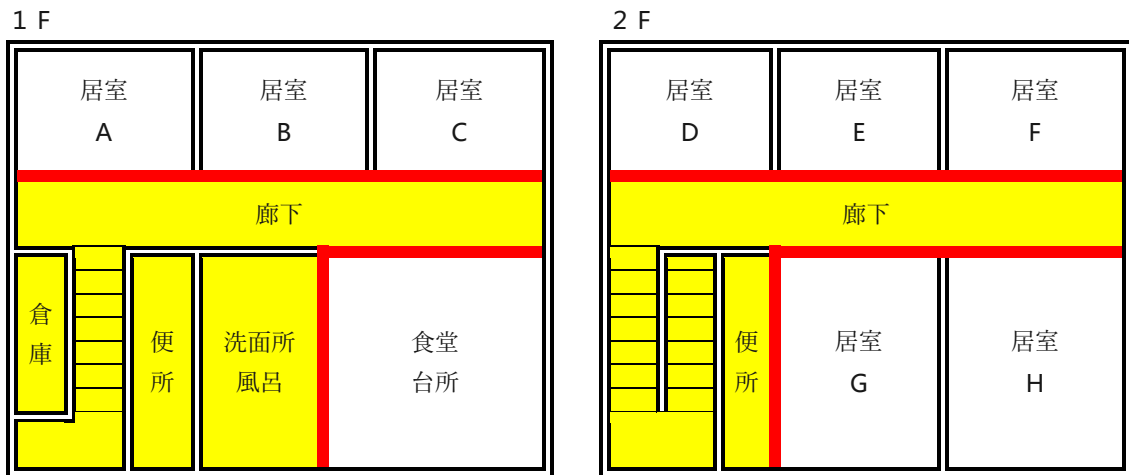
ただし、居室（もっぱら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。以下この項において「入居者等の利用に供する居室」という。）が避難階のみに存する防火対象物で、延べ面積が275㎡未満のものうち、(4)の例によるものにあつては、この限りでない。

- (ii) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。
 (k) (ii)の開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものを設けたものであること。
 (l) 区画された部分すべての床の面積が100㎡以下であり、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。（第9～12図参照）

この場合、一の住戸又は病室の用に供する部分に、複数の居室が存する場合においても4以上の居室を含まないこと。



（2の階を一の12条の2区画する場合の例）



1 F 居室A + B + C ≤ 100㎡、食堂・台所 ≤ 100㎡
 2 F 居室D + E + F ≤ 100㎡、居室G + H ≤ 100㎡
 1 F (廊下 + 階段 + 倉庫 + 便所 + 洗面所・風呂) + 2 F (階段 + 廊下 + 便所) ≤ 100㎡

第9～12図

(2) 省令第12条の2第1項第2号

ア 適用できる防火対象物

基準面積が1,000㎡以上のもので、前(1)アに掲げる防火対象物又はその部分（第9－13図参照）

（政令別表第1(6)項ロ(1)に掲げる防火対象物の例）

1,000㎡＜(6)項ロ(1)＜6,000㎡	○階数（地階を除く。）＜11
------------------------	----------------

（注） 地階を除く階数が11以上のもの又は延べ面積が6,000㎡以上のものにおいては、13条区画とする必要がある。

（政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の例）

(5)項ロ	1,000㎡＜(6)項ロ(5)＜3,000㎡	○階数（地階を除く。）＜11
-------	------------------------	----------------

（注） 地階を除く階数が11以上のもの又は特定用途部分の床面積の合計が3,000㎡以上のものの階のうち、当該部分が存する階においては、13条区画とする必要がある。

第9－13図

イ 構造の要件（別図3図参照）

- (7) 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- (8) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。
- (9) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。
- (10) (9)の開口部には、特定防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
- (11) 区画された部分すべての床の面積が200㎡以下であること。

(3) 省令第12条の2第2項

ア 適用できる防火対象物

政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物のうち、入居者、入所者又は宿泊者（以下この項において「入居者等」という。）の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が100㎡未満のもの（前(1)に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。）（第9～14図参照）

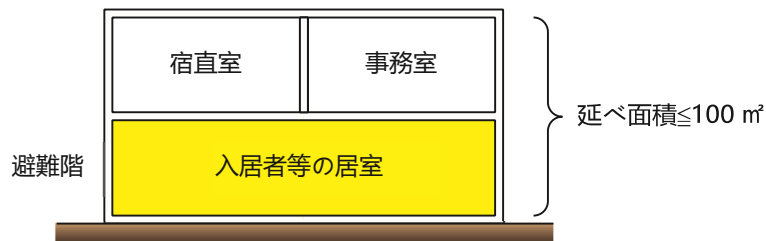
なお、ここでの「入居者等の利用に供する居室」については、居室のうち、職員が使用するための事務室、宿直室、会議室等を除くものであること（次の(4)において同じ。）。

（政令別表第1(6)項ロ(5)に掲げる防火対象物の例）

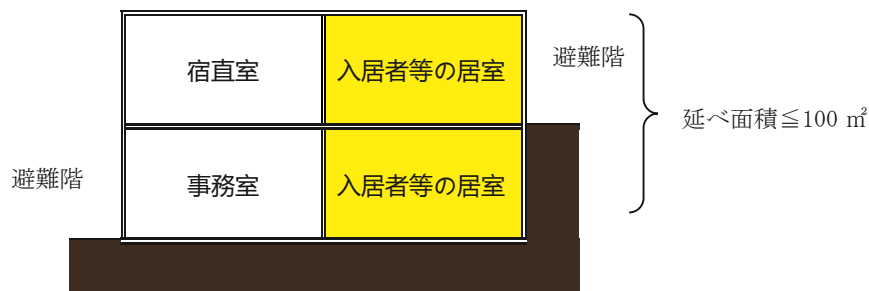
1階建ての場合



入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存する場合（その1）



入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存する場合（その2）



(注) 12条の2区画（居室を準耐火構造の壁及び床で区画すること。）を要しない。

第9～14図

イ 構造の要件

次のいずれかに定めるところによるもの

(7) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。（別図4図参照）

(i) (4)の例によるもの。

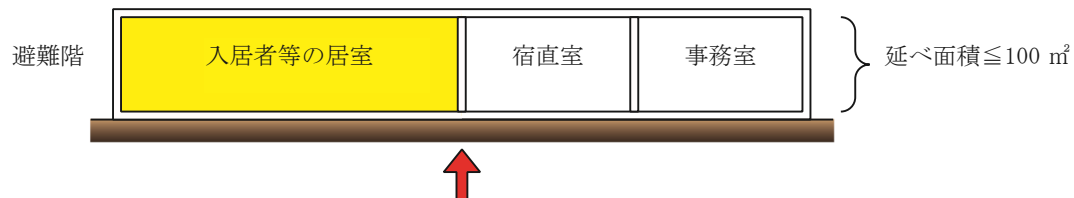
(4) 省令第12条の2第1項第1号ロただし書き及び第2項第2号

ア 適用できる防火対象物

入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、次のいずれかに掲げるもの（内装制限がなされていないものに限る。）

(7) 延べ面積が100㎡未満のもので、政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物（第9-15図参照）

(i) 延べ面積が275㎡未満のもので、前(1)アに掲げる防火対象物又はその部分



内装制限がなされていないものに限る。

第9-15図

イ 構造の要件

(7) 前ア(7)に掲げる防火対象物（別図5図参照）

居室を壁、柱、床及び天井で区画し、出入口に戸（常時閉鎖式ののものに限る。）を設けたもので、次のaからeまでに適合するもののうち、入居者等の避難に要する時間として、入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（平成26年消防庁告示第4号。以下「避難告示」という。）で定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として避難告示が定める時間を超えないものであること。

なお、ここでいう「区画」とは、壁及び天井により構成されるものをいい、襖、障子、カーテン、パーティション等により間仕切りされるものは、これにあたらぬものであること。

a 省令第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。

この場合、政令別表第1(6)項ロに存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることにかんがみ、省令第23条第4項第1号ニハ「厨房その他正常時において煙が滞留する場所」とある場所には、原則該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。

b 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部を設けたものであること。

なお、ここでいう「屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部」については、屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外からの鍵の使用又は自動火災報知設備との連動により解錠するもの等破壊せずに解錠するものであること。

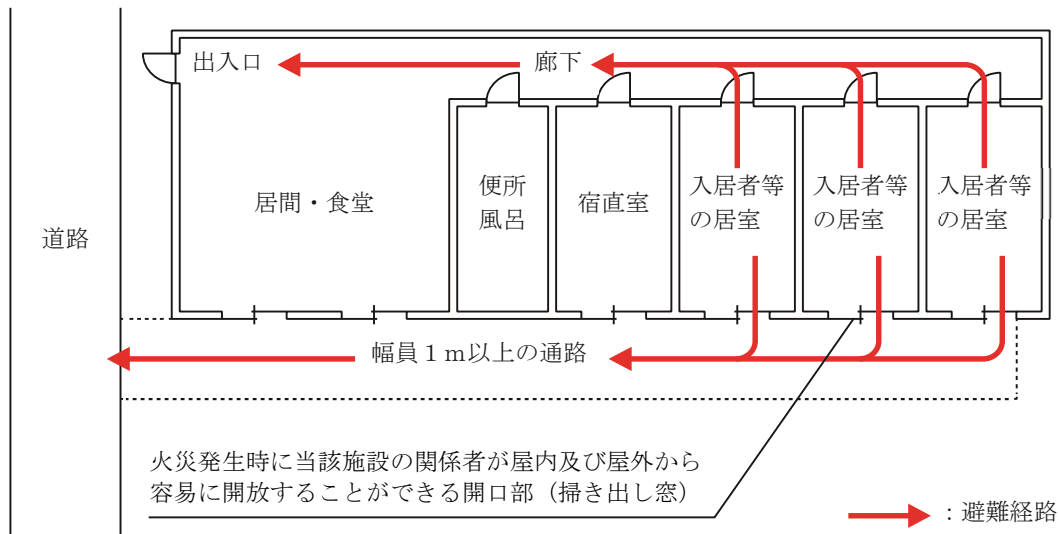
c bの開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面したものであること。

d bの開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないものであること。

なお、ここでいう「入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでない」開口部については、掃き出し窓であって、その幅、高さ及び下端の床面からの高さについては、当該居室の入居者の避難に際して器具を使用する場合などを勘案し、避難、救出が容易である大きさ、構造の開口部をいうものであること。

e 入居者等の利用に供する居室から2以上の異なった避難経路を確保していること。

なお、ここでいう「2以上の異なった避難経路」については、当該防火対象物の廊下、玄関又は勝手口を経て屋外へ到達することができる経路と前bにより設けられた開口部を介して屋外へ到達することができる経路をいうものであること。(第9-16図参照)



第9-16図

(イ) 前ア（イ）に掲げる防火対象物

- a (ア)の規定の例によるものであること。
- b 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構の壁及び床で区画したものであること。
- c 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m^2 以下であり、かつ、一の開口部の面積が 4 m^2 以下であること。
- d cの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものを設けたものであること。
- e 区画された部分すべての床の面積が 100 m^2 以下であり、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。

ウ 入居者等の避難に要する時間の算定方法

入居者等の避難に要する時間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間を合算した時間とする。

なお、各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定して算定するものであること。

(7) 入居者等が避難を開始するまでに要する時間

施設の延べ面積（単位 m^2 ）の平方根を30で除して得た値（単位 分）

(イ) 入居者等が屋外までの避難を終了するまでに要する時間

次のaからcまでに掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる時間を合算した時間

a 入居者等の存する各居室に介助者が至るのに要する時間

各居室からの避難経路上の移動距離を次の(a)から(c)までに掲げる介助者の移動速度で除して得た時間を合算した時間

なお、算定上の介助者は1人として、施設内の全入居者等が避難に要する時間を算定するものであり、実際の職員数とは異なるものであっても差し支えないものであること。

また、介助者は、事務室、宿直室、当直室等もつばら当該施設の職員が使用することとされている居室のうち、最も滞在時間が長い居室を起点とした移動距離について算定することとし、当該居室内の最遠の部分の部分を起点とし、起点からの経路にあつては最短経路とすること。

その後、入居者等を屋外まで介助して避難させた後、他の入居者等の居室へ至る経路のうち、屋外を移動する距離についても含むものであること。

- (a) 介助者の移動速度（階段上り） 54m/min
- (b) 介助者の移動速度（階段下り） 72m/min
- (c) 介助者の移動速度（階段以外における移動） 120m/min

b 介助用具が必要な入居者等がそれぞれ乗り換え等の準備に要する時間

介助用具等が必要な入居者等の数（2に満たない場合は2とする。）に0.5（単位 分）を乗じて得た時間を合算した時間

なお、ここでいう「介助用具」とは、車いすその他の避難の際にベット等から移乗を要する用具をいうものであること。

c 入居者等を屋外まで介助して避難させるのに要する時間

各居室からの避難経路上の移動距離を介助された入居者等の移動速度（30m/min）で除して得た時間を合算した時間

なお、居室から入居者等を介助して避難する移動距離については、避難経路となる当該居室の出入口又は省令第12条の2第2項第2号口の開口部から最遠の部分（ウ）を起点とし、起点からの経路にあっては最短経路とすること。（第9-17図参照）

エ 火災発生時に確保すべき避難時間の基準

火災発生時に確保すべき避難時間は、次に掲げる条件に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

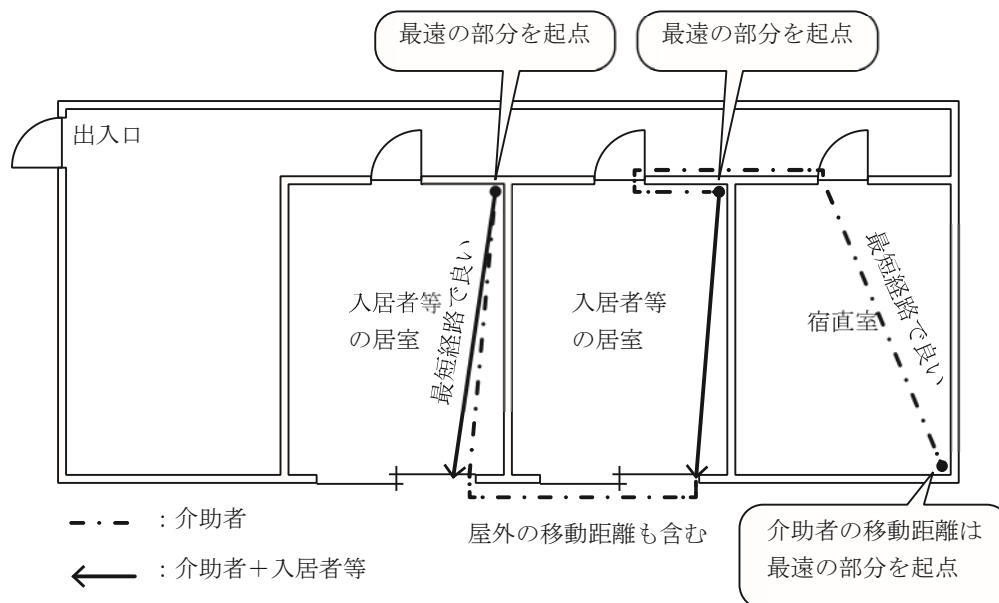
- (7) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの（ウに掲げるものを除く。）
4分

- (i) 次の式に当てはまるもの（ウに掲げるものを除く。） 4分

$$\text{居室の床面積} \times (\text{床面から天井までの高さ} - 1.8\text{m}) \geq 200 \text{ m}^2$$

- (7) (7)及び(i)のいずれにも該当するもの 5分

- (e) (7)又は(i)のいずれにも該当しないもの 3分

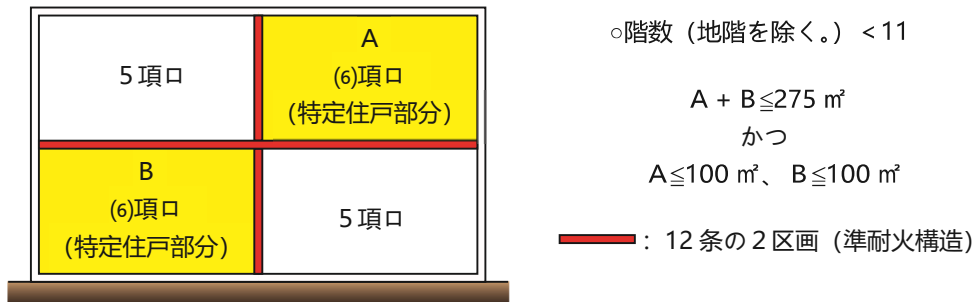


第9-17図

(5) 省令第12条の2第3項

ア 適用できる防火対象物

政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物（政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（同表(5)項口及び(6)項口に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。）の部分で同号の規定を適用するものに限る。）のうち、延べ面積が275㎡未満のもの（前(1)に定めるところにより設置される区画を有するものを除く。以下この項において「特定住戸部分」という。）（第9-18図参照）

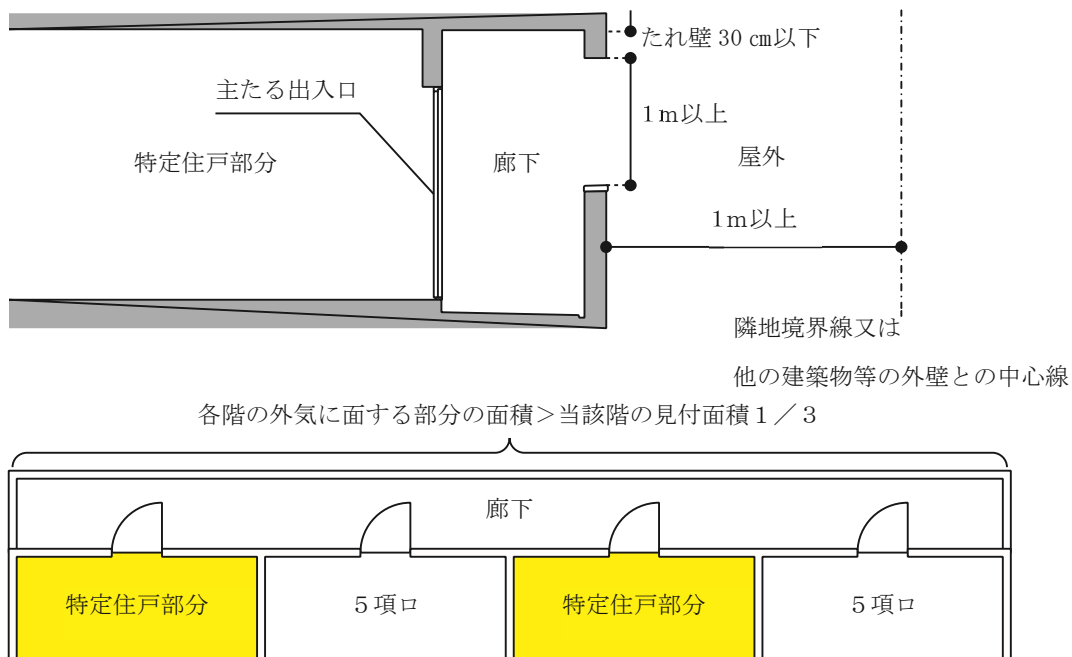


第9-18図

イ 構造の要件（別図6参照）

- (7) 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- (4) 特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。

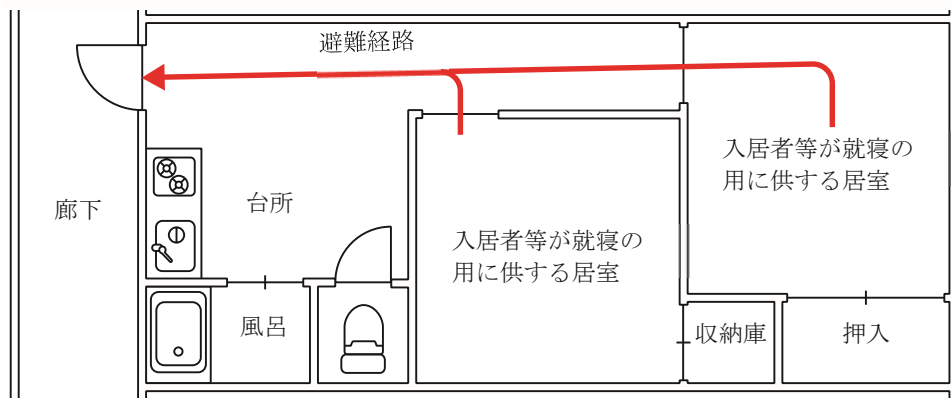
なお、ここでいう「直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下」については、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号）第4第2号(4)又は(5)に定めるところによるもの、又は避難階において出入口が直接地上に通じている通路等をいうものであること。（第9-19図参照）



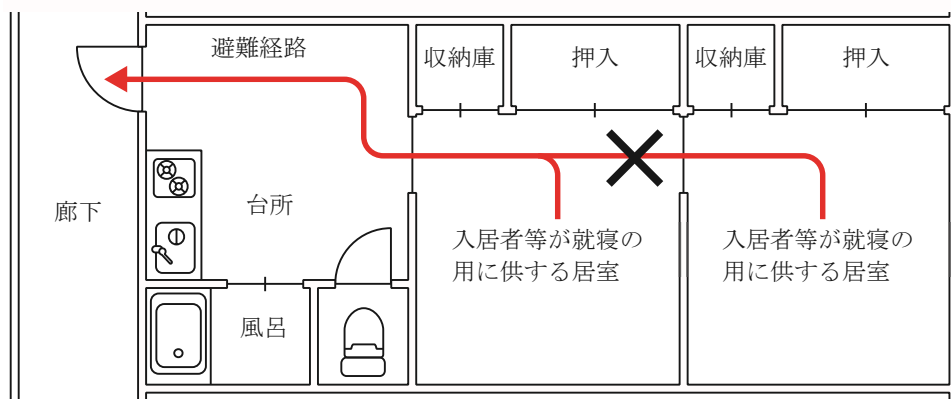
第9-19図

- (g) 前(イ)の主たる出入口は、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものを設けたものであること。
- (h) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを前イの廊下に通ずる通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。
- (i) 前(イ)の廊下に通ずる通路を次に定めるところにより設けたものであること。
- a 居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しないものであること。（第9－20図参照）
- なお、ここでいう「居室」とは、入居者等が就寝の用に供する居室及び当該施設の宿直室及び当直室として使用する居室をいい、当該施設の事務室、台所、入居者等の食事に供する室、入居者等の団らんに用いられる室を除くものであること。
- b 居室の開口部のうち廊下に通ずる通路に面するものは、常時閉鎖式の戸（不燃材料で造られたものに限る。）を設けたものであること。

（居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しないものの例）



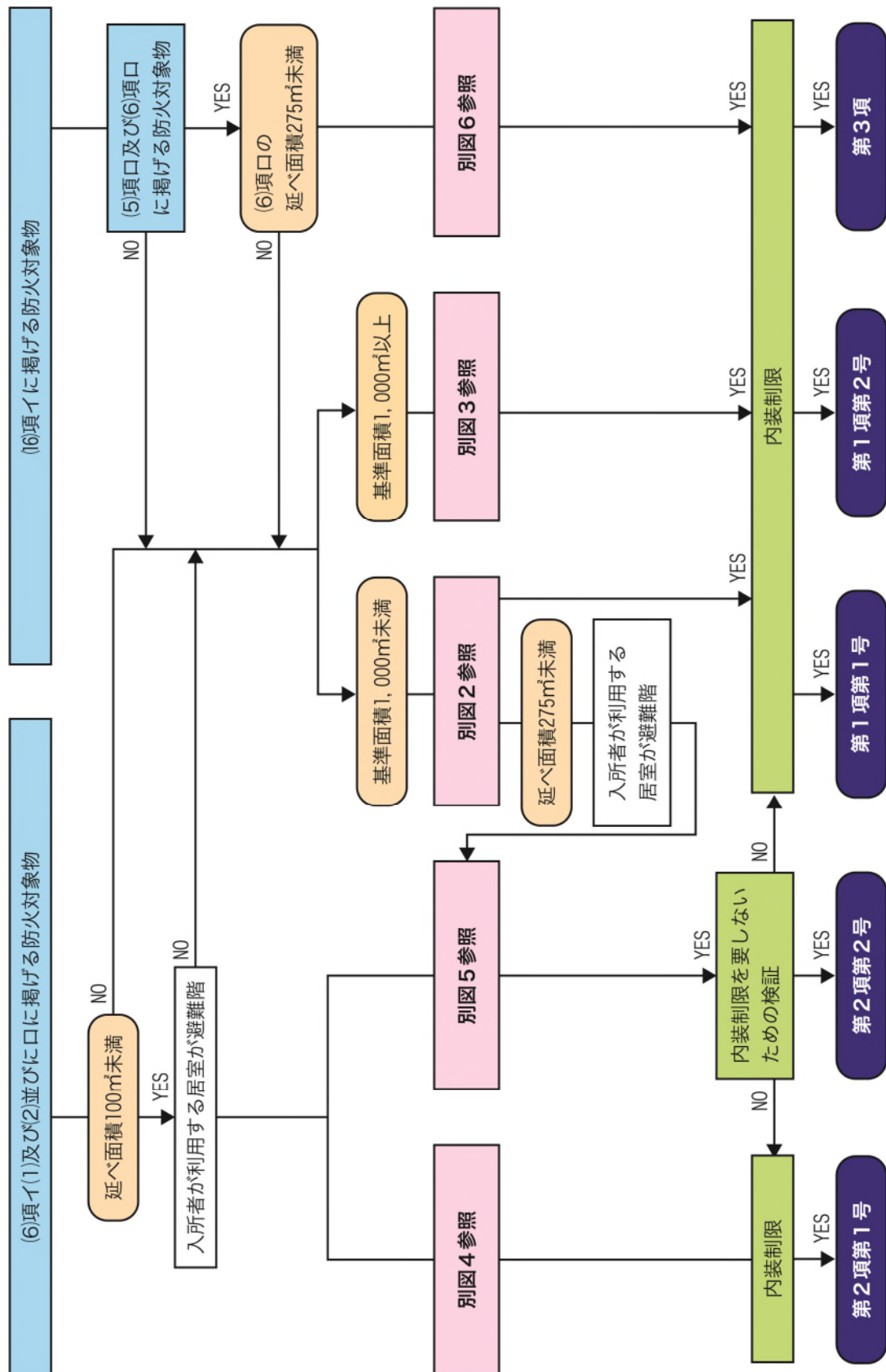
（居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過する例）※認められない例



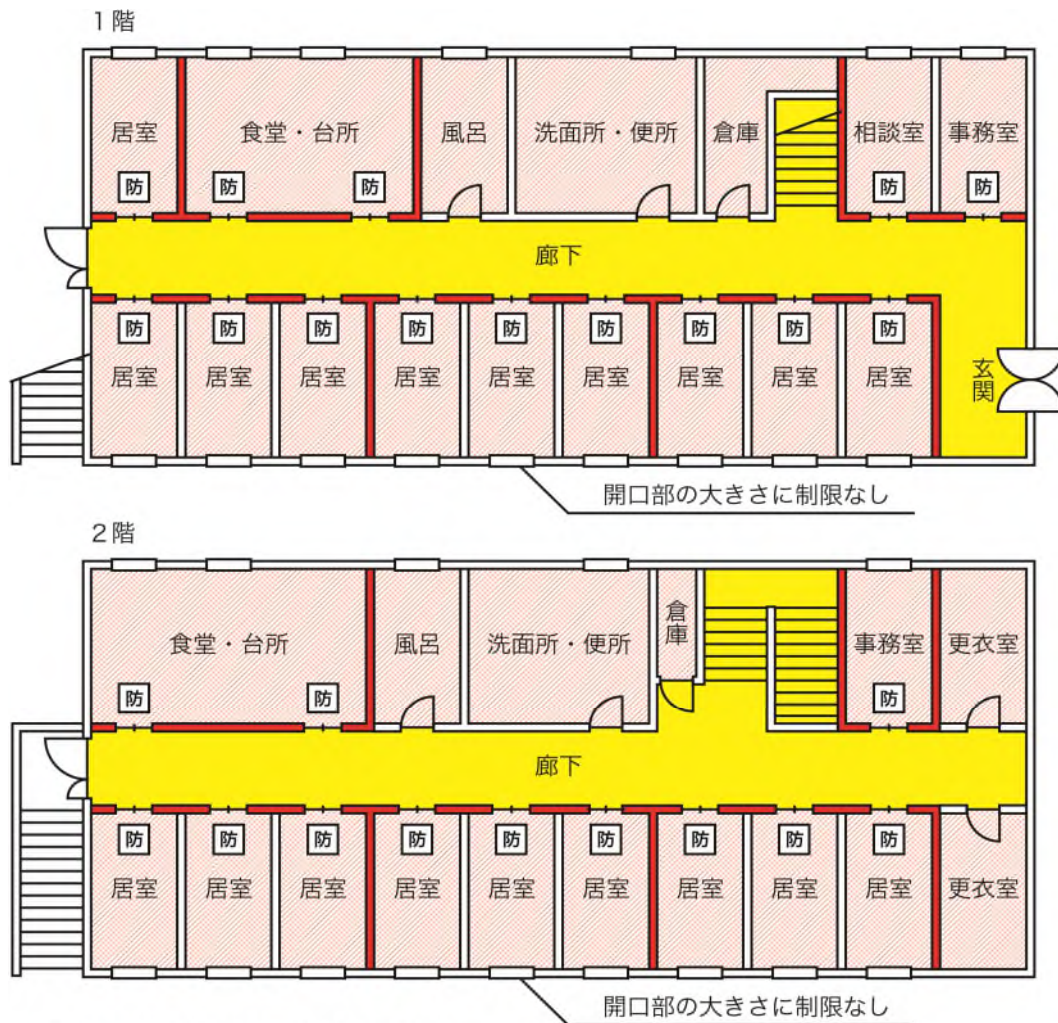
第9－20図

- (ii) 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- この場合、特定住戸部分の各住戸に存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることにかんがみ、省令第23条第4項第1号ニハ「厨房その他正常時において煙が滞留する場所」とある場所には、原則該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。
- (iii) 特定住戸部分の各住戸の床の面積が100㎡以下であること。

別図1



別図2 省令第12条の2第1項第1号



- ① 居室を準耐火構造の壁及び床で区画
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料
- ③ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下
- ④ ③の開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
(廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッター不可)
- ⑤ 区画された部分すべての床の面積が100㎡以下、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まない。

※上図のように、1Fと2Fが12条の2区画されていない場合

1F玄関、廊下、倉庫、洗面所・便所及び風呂並びに2F廊下、更衣室、倉庫、洗面所・便所及び風呂を 一の区画(居室を含まないこと。)とみなし、面積が100㎡以下としなければならない。

凡例

	12条の2区画(準耐火構造)		準不燃材料
	常時閉鎖式の防火戸		難燃材料

別図3 省令第12条の2第1項第2号

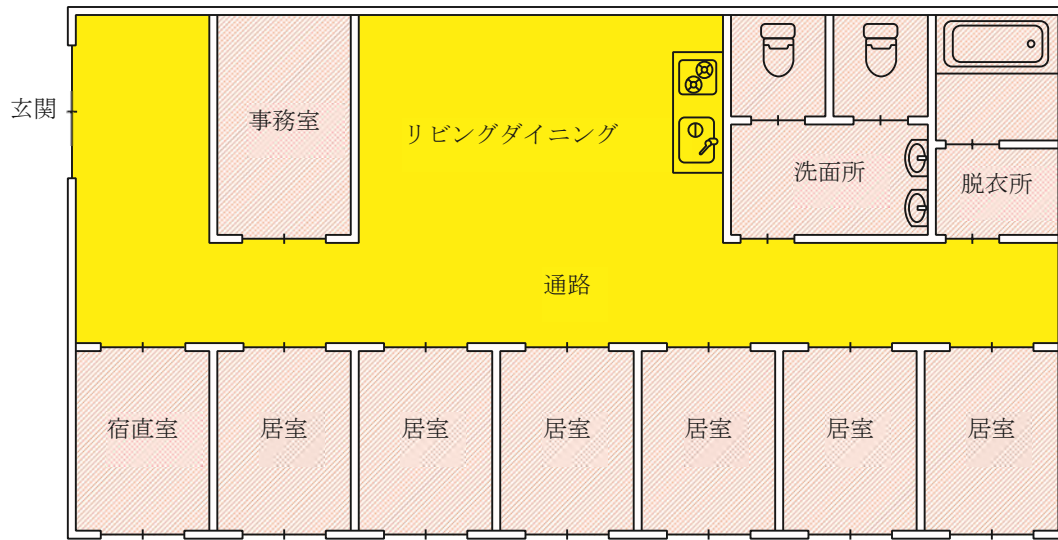


- ① 居室を耐火構造の壁及び床で区画
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料
- ③ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m^2 以下、かつ、一の開口部の面積が 4 m^2 以下
- ④ ③の開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特防火戸
(廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッター不可)
- ⑤ 区画された部分すべての床の面積が 200 m^2 以下
 - ※ 1 F 玄関+廊下+ (風呂・脱衣室) $\times 2$ +洗面所+倉庫 $\leq 200 \text{ m}^2$ (居室を含まないこと。)
 - 2 F 廊下+ (風呂・脱衣室) $\times 2$ +洗面所 $\leq 200 \text{ m}^2$ (居室を含まないこと。)

凡例

	12 条の 2 区画 (耐火構造)		準不燃材料
	常時閉鎖式の特防火戸		難燃材料

別図4 省令第12条の2第2項第1号



- ① 入居者等の利用に供する居室が避難階のみ
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料

凡例

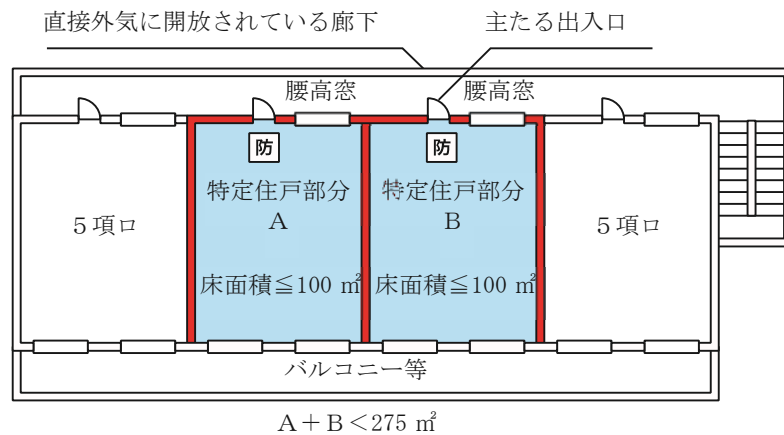
	準不燃材料		難燃材料
---	-------	---	------

火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部（掃き出し窓）

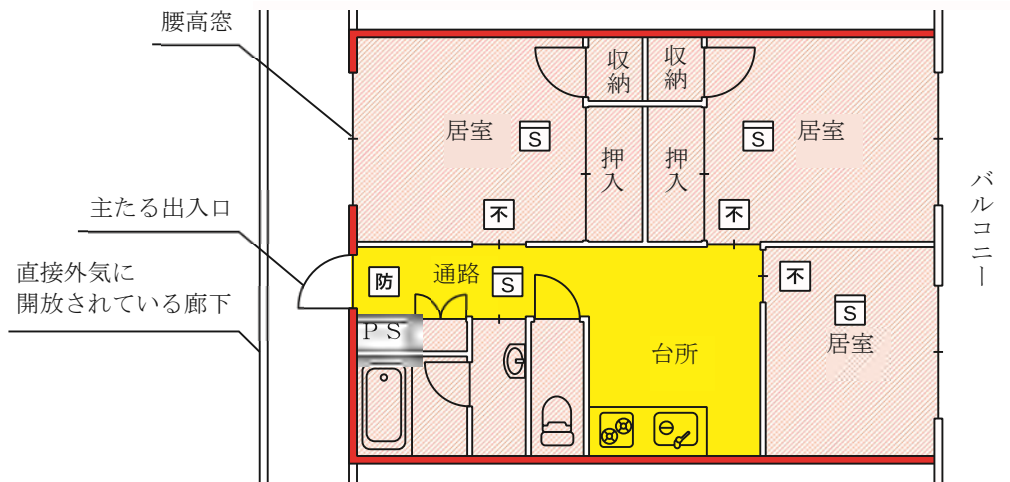
- ① 入居者等の利用に供する居室が避難階のみ
- ② 避難告示で定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として避難告示が定める時間を超えない。(内装制限を要しないための検証)
- ③ 居室を壁、柱、床及び天井で区画
- ④ ③の開口部には、常時閉鎖式の戸
- ⑤ 自動火災報知設備の感知器は、煙感知器
- ⑥ 入居者等の居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部
- ⑦ ⑥の開口部は、幅員1 m以上の避難通路に面している。
- ⑧ ⑥の開口部は、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないもの
- ⑨ 入居者等の居室から2方向避難

閉	常時閉鎖式の戸	S	煙感知器
---	---------	---	------

別図6 省令第12条の2第3項



(特定住戸部分拡大図)



- ① 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画
- ② 特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面している。
- ③ ②の主たる出入口は、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
- ④ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・廊下に通ずる通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料
- ⑤ 廊下に通ずる通路
 - ・居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しない。
 - ・居室の廊下に通ずる通路に面するものは、不燃材料で造られた自動閉鎖付きの戸
- ⑥ 居室及び通路に煙感知器
- ⑦ 特定住戸部分の各住戸の床の面積が 100 m^2 以下

凡例

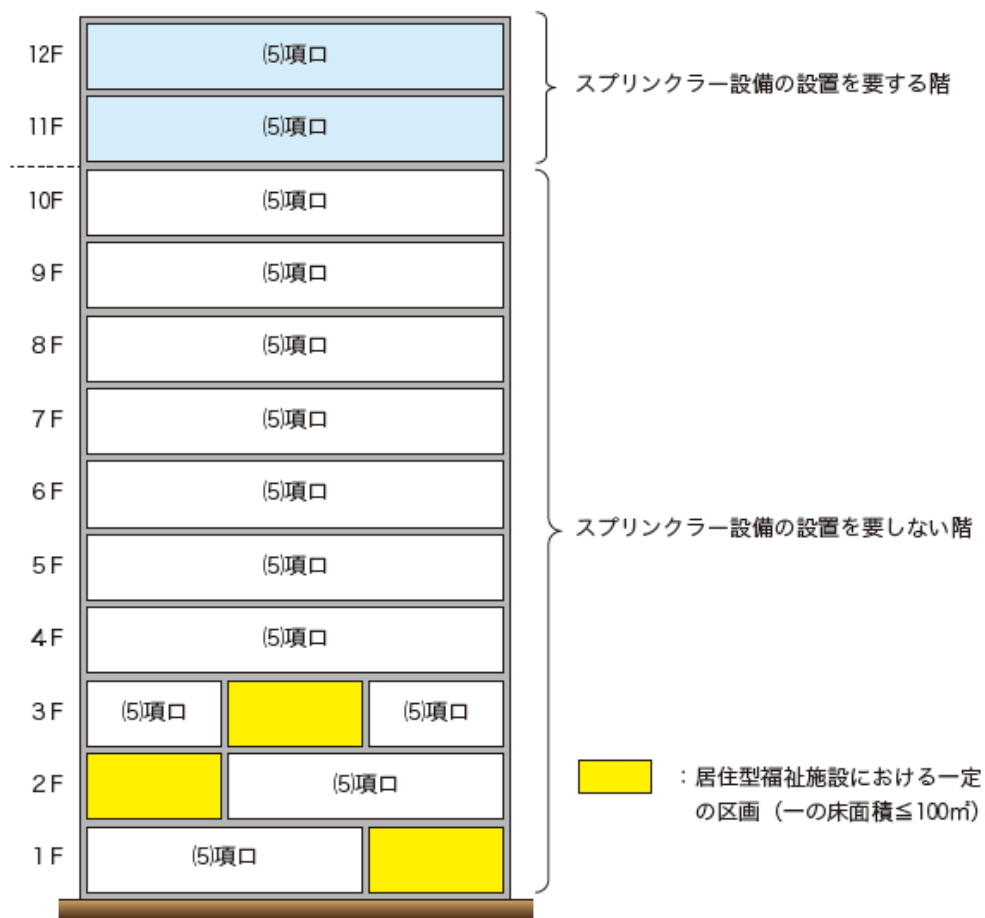
	12 条の 2 区画 (準耐火構造)		準不燃材料
	常時閉鎖式の防火戸		難燃材料
	常時閉鎖式の不燃扉		煙感知器

3 13条区画

(1) 省令第13条第1項第1号

ア 適用できる防火対象物

政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この項において「居住型福祉施設」という。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、イに定めるところにより、居住型福祉施設の用途に供される部分に設置される区画を有するものの10階以下の階（第9～21図参照）

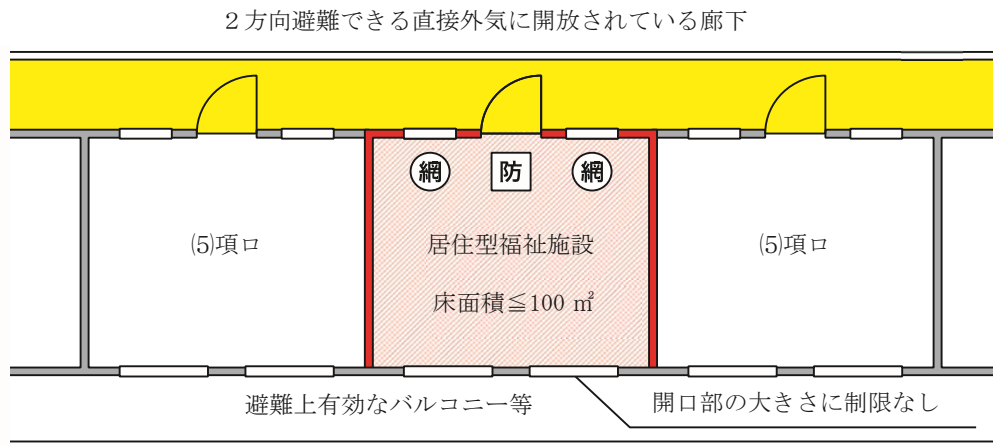


ただし、次のいずれかに該当する階は、スプリンクラー設備の設置が必要となる。

- ・居住型福祉施設の床面積の合計が3,000㎡以上となる階（10階以下の階に限る。）で、居住型福祉施設が存する階
- ・居住型福祉施設が1,000㎡以上存する地階、無窓階
- ・居住型福祉施設が1,500㎡以上存する4階以上10階以下の階

イ 構造の要件（第9-22図参照）

- (7) 居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。
- (4) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。
- (9) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。
- (イ) (9)の開口部には、防火戸（3階以上の階に存する開口部にあっては特定防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
- (ロ) 区画された部分全ての床の面積が100㎡以下であること。



- ① 準耐火構造（3階以上の場合には耐火構造）で区画する。
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・ 地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・ その他の部分 難燃材料
- ③ 常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸（3階以上の場合には特定防火戸）を設置する。
- ④ 開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下とする。
（鉄製網入りガラス入り戸を設ける場合、主たる出入口以外で、2方向避難できる直接外気に開放されている廊下又は避難上有効なバルコニー等に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内）
- ⑤ 直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができる（鉄製網入りガラス入り戸を設ける場合に限る。）。
- ⑥ 区画された部分全ての床の面積が100㎡以下とする。

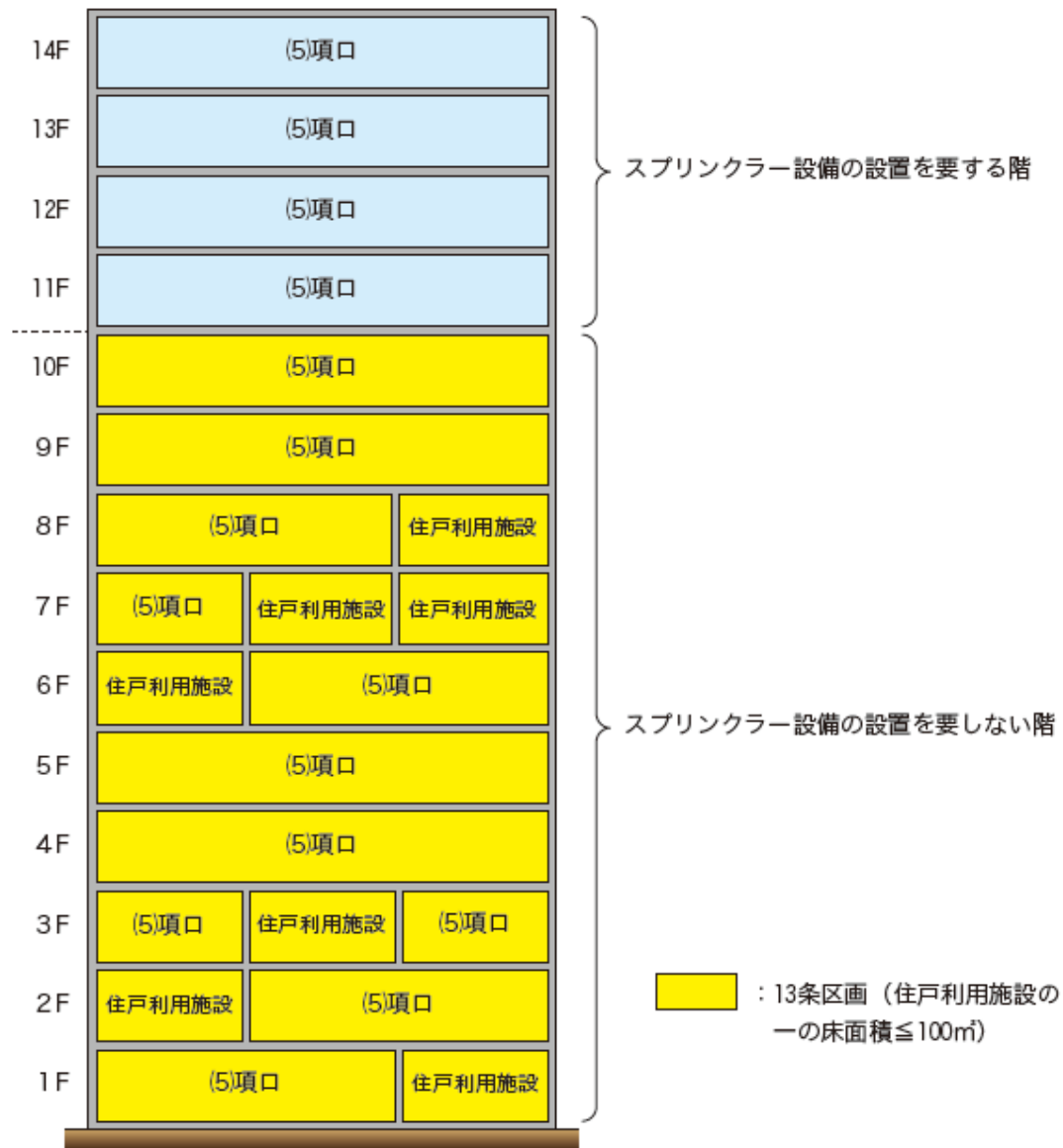
凡例

	準耐火構造（3階以上は耐火構造）		準不燃材料
	常時閉鎖式の防火戸（3階以上は特定防火戸）		難燃材料
	鉄製網入りガラス入り戸		

(2) 省令第13条第1項第1号の2

ア 適用できる防火対象物

政令別表第1(5)項口の用途に供される部分が存する同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項イの用途に供される部分並びに居住型福祉施設（以下この項において「住戸利用施設」という。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、イに定めるところにより、同表(5)項口の用途に供される部分及び住戸利用施設の用途に供される部分に設置される区画を有するものの10階以下の階（第9～23図参照）

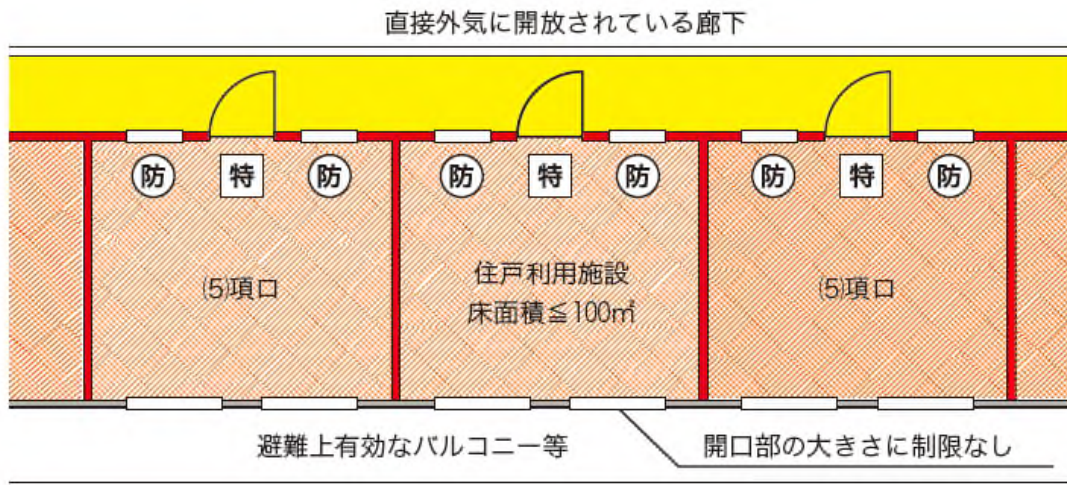


ただし、次のいずれかに該当する階は、スプリンクラー設備の設置が必要となる。

- ・住戸利用施設の床面積の合計が3,000㎡以上となる階（10階以下の階に限る。）で、住戸利用施設が存する階
- ・住戸利用施設が1,000㎡以上存する地階、無窓階
- ・住戸利用施設が1,500㎡以上存する4階以上10階以下の階

イ 構造の要件(第9-24図参照)

- (7) 居室を、耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- (8) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。
- (9) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m^2 以下であり、かつ、一の開口部の面積が 4 m^2 以下であること。
- (10) (9)の開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであって、2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が 4 m^2 以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
- (11) 住戸利用施設の各独立部分の床面積がいずれも 100 m^2 以下であること。



- ① 居室（(5)項口の用途に供される部分を含む。）を耐火構造で区画する。
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料
- ③ 常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸を設置する。
- ④ 開口部の面積の合計が 8 m^2 以下、かつ、一の開口部の面積が 4 m^2 以下とする。
 （2以上の異なった経路により避難できる部分の出入口以外に防火戸を設ける場合、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が 4 m^2 以内。）
- ⑤ 直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができる。（2以上の異なった経路により避難できる部分の出入口以外に防火戸を設ける場合に限る。）
- ⑥ 住戸利用施設の各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう）の床面積がいずれも 100 m^2 以下。

凡例

	耐火構造		準不燃材料
	常時閉鎖式の特定防火戸		難燃材料
	防火戸（防火シャッターを除く。）		

(3) 省令第13条第2項

ア 適用できる防火対象物

主要構造部を耐火構造とした防火対象物（政令別表第1(2)項、(4)項及び(5)項ロに掲げる防火対象物並びに同表16項に掲げる防火対象物で同表(2)項、(4)項又は(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の部分

なお、政令別表第1(2)項及び(4)項に掲げる防火対象物は、13条区画をした場合であっても、スプリンクラー設備の設置を要する部分又は設置基準の床面積から除外できないものとされているが、省令第13条第3項第11号の規定により、スプリンクラーヘッド（以下この項において「ヘッド」という。）の設置を省略できる部分となること。（第9-25図参照）

(政令第12条第1項第3号の防火対象物)



(2)項及び(4)項に掲げる防火対象物は、13条区画をした場合であっても、スプリンクラー設備の設置を要する部分から除外できないものとされているが、省令第13条第3項第11号の規定により、ヘッドの設置を省略できる部分となる。

スプリンクラー設備の設置基準の床面積から 13 条区画された部分を除外できるものとされているが、当該 13 条区画以外の部分の床面積の合計が、政令第 12 条第 1 項に該当する場合は、13 条区画された部分を含め、スプリンクラー設備を設けなければならないこと。(第 9-26 図参照)

ただし、省令第 13 条第 3 項第 11 号の規定により、主要構造部を耐火構造とした次に掲げる防火対象物の階（地階又は無窓階を除く。）の部分（政令別表第 1 (5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。）で、13 条区画に該当するものは、ヘッドの設置を省略できる部分となること。

(7) 政令第 12 条第 1 項第 3 号及び第 11 号の防火対象物（政令別表第 1 (2)項、(4)項及び(16)項イに掲げるものに限る。）

この場合、政令第 12 条第 1 項第 3 号の政令別表第 1 (16)項イに掲げる防火対象物の 10 階以下の階に適用する場合の省令第 13 条第 2 項第 1 号の構造の要件にあっては、次によること。

a 特定用途に供される部分が存する階 床面積 200 m²以下で区画

b 特定用途に供される部分が存しない階 床面積 400 m²以下で区画

(4) 政令第 12 条第 1 項第 4 号及び第 10 号の防火対象物

(9) 政令第 12 条第 1 項第 12 号の防火対象物（政令別表第 1 (16)項口に掲げるものに限る。）

(政令第 12 条第 1 項第 10 号の防火対象物)



スプリンクラー設備の設置基準の床面積

$$\begin{array}{ccccccccc}
 6F & & 6F & & 3F & & 2F & & 1F \\
 (3)項口 & + & (5)項イ & + & (4)項 & + & (4)項 & + & (4)項 \\
 500 \text{ m}^2 & & 500 \text{ m}^2 & & 1,000 \text{ m}^2 & & 1,000 \text{ m}^2 & & 1,000 \text{ m}^2 \geq 3,000 \text{ m}^2
 \end{array}$$

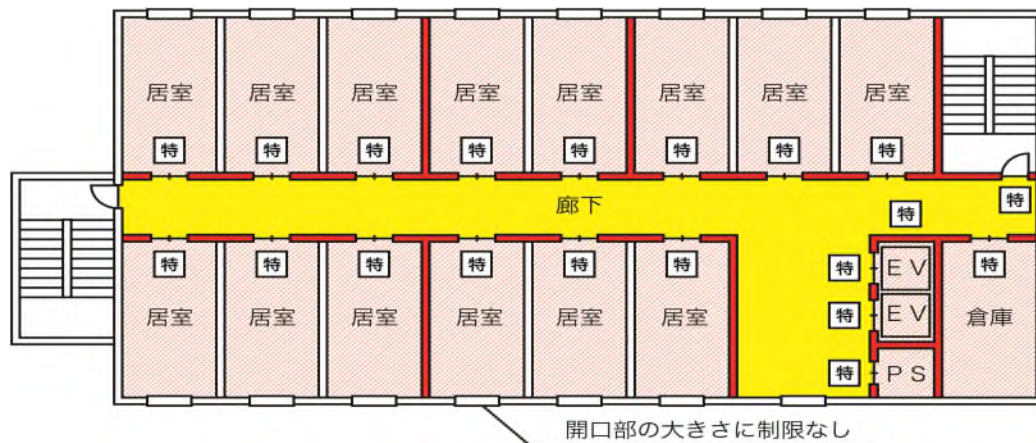
政令第 12 条第 1 項第 10 号に規定するスプリンクラー設備の設置基準以上となるため、13 条区画された部分を含め、スプリンクラー設備を設けなければならない。
 ただし、13 条区画された部分は、省令第 13 条第 3 項第 11 号の規定により、ヘッドの設置を省略できる部分となる。

イ 構造の要件（第9-27図参照）

(7) 耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次に該当するもの

- a 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。
- b 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。
- c bの開口部には、特定防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
- d 床面積が、防火対象物の10階以下の階にあっては200㎡以下、11階以上の階にあっては100㎡以下であること。

(4) 耐火構造の壁及び床で区画された廊下で、前(7)a及びcに該当するもの



○耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次に該当するもの

- ① 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
 - ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 準不燃材料
 - ・その他の部分 難燃材料
- ② 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下
- ③ ②の開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸
（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッター不可）
- ④ 床面積が、防火対象物の10階以下の階は200㎡以下、11階以上の階は100㎡以下

○耐火構造の壁及び床で区画された廊下で、①及び④に該当するもの

凡例

	13条区画（耐火構造）		準不燃材料
	常時閉鎖式の特定防火戸		難燃材料

第9-27図

第 10 水噴霧消火設備等の設置に係る取扱い

政令第13条第1項に規定する水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下この項において「水噴霧消火設備等」という。）の設置に係る取扱いは、次によること。

1 防火対象物の道路の用に供される部分

政令第13条第1項の規定により防火対象物の道路に供される部分で、床面積が、屋上部分にあつては600㎡以上、それ以外の部分にあつては400㎡以上には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「防火対象物の道路の用に供される部分」として規制の対象となる道路は、建築物と一体をなすと認められる構造のものであり、建築物と分離構造をなしている道路は含まれないものであること。

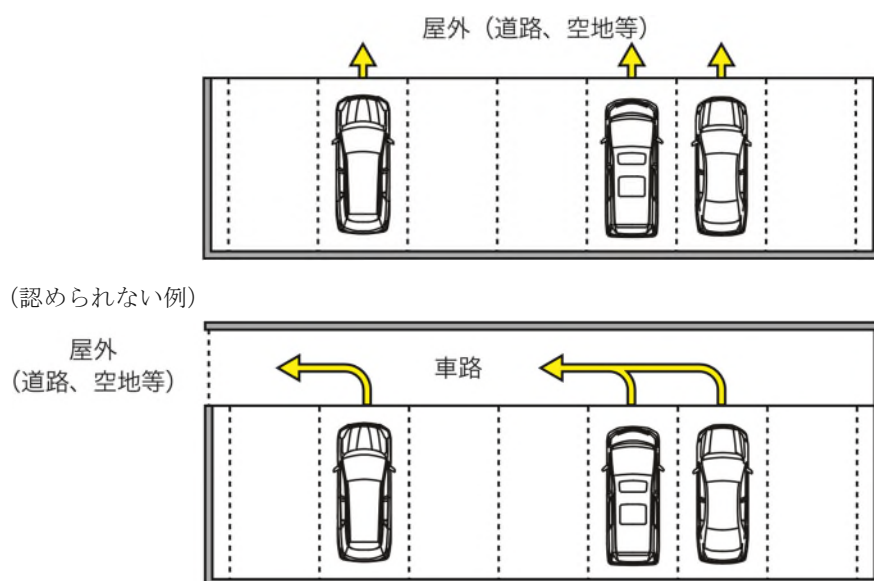
従って、高架下に構造的に分離して設けられている建築物を有する高架道路、建築物の構造と分離して設けられている地下トンネル内の道路等は、該当しないものであること。

また、道路と建築物とが一体をなすと認められる防火対象物の道路の用に供される部分としてとらえる場合における当該道路については、省令第31条の8において、道路法による道路等交通の用に供される道路で自動車の通行が可能なのが定められているものであること。

従って、防火対象物の関係者、利用者等が主として使用する当該防火対象物内の通路、傾斜路、駐車場進入路等及び敷地内の防火対象物への取り付け通路等は、これに含まれないものであること。

2 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造

政令第13条第1項の規定により駐車のために供される部分で、当該部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあつては200㎡以上、1階にあつては500㎡以上、屋上部分にあつては300㎡以上の防火対象物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階」とは、第10-1図の例に示すとおり、自動車が横に1列に並んで収容されている車庫のように、それぞれの車が同時に車路等を通らず直接屋外（道路、空地等）に出ることができるものをいうが、2列に並んで収容されるものも同時に屋外に出ることができるものと解して差し支えないものであること（直接屋外に出ることができる部分が常時外気に直接開放されているものに限る。）。



第10-1図

3 電気設備が設置されている部分

- (1) 政令第 13 条第 1 項の規定により、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分（以下この項において「電気設備」という。）で、床面積が 200 m²以上の防火対象物又はその部分には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が該当するものであること。

ただし、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

ア 配電盤又は分電盤

イ 電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

ウ 電気設備のうち容量が 20KVA 未満（同一の場所に 2 以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）のもの

エ 電気設備の冷却又は絶縁のため、油類を使用せず不燃性ガスである S F 6（六フッ化硫黄）のみを使用するもの

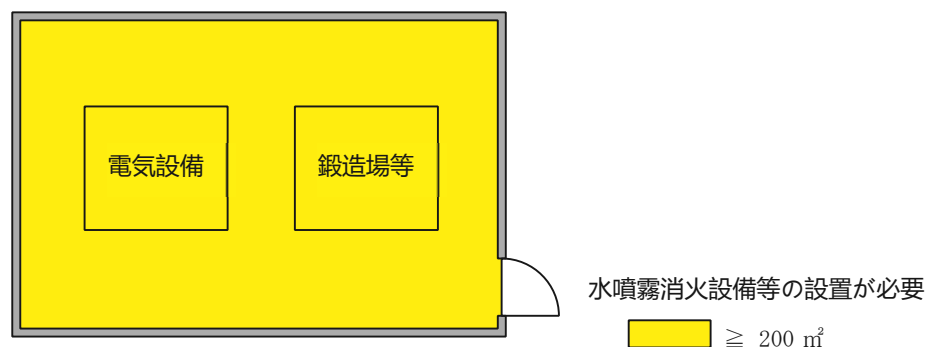
- (2) 電気設備が設置されている部分の床面積は、第 2 章第 3 建築物の床面積及び階の取扱い 2 (4) によること。

4 多量の火気を使用する部分

- (1) 政令第 13 条第 1 項の規定により鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）で、床面積が 200 m²以上の防火対象物又はその部分には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、入力合計が 350kW 以上のものが設置されている場所が該当するものであること。

- (2) 鍛造場等の床面積の算定は、第 2 章第 3 建築物の床面積及び階の取扱い 2 (4) によること。

- 5 電気設備の部分と鍛造場等の部分とが同一の室にあり（区画はされていない。）、当該部分の床面積が 200 m²以上の場合は、水噴霧消火設備等の設置が必要であること。（第 10-2 図参照）



第 10-2 図

6 通信機器室

政令第13条第1項の規定により通信機器室で、床面積が500㎡以上の防火対象物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「通信機器室」とは、次に掲げる室その他これらに準ずる室をいうものであること。

ア 電話通信機器室

電話通信を行うに必要な機器が設けられている室で、自動機械室、市外機械室及び手動交換室（これらの機械の保守及び調整を行う電話調整室、試験室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）並びにケーブル室（ケーブル内に乾燥空気を供給する装置が置かれるガス施設室を含む。）をいう。

イ 電報通信機器室

電報通信を行うに必要な機器が設けられている室で、中継交換機械室、加入電信機械室、電信機械室及び通信室（これら機械の保守及び調整を行う加入電信試験室、電信試験室、加入電信調整室、印刷電信調整室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）並びにケーブル室をいう。

ウ 無線通信機器室

無線通信を行うに必要な機器が設けられている室で、無線機械室（冷却のためのブロアー室、無線機械の保守及び調整を行う無線調整室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）をいう。

エ 搬送通信機器室

搬送通信に必要な機器が設けられている室で、搬送機械室（これら機械の管理、保守及び調整を行う回線統制室、搬送試験室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）をいう。

オ データ通信機器室

データ通信及び料金計算を行うに必要な機器が設けられている室で、データ（料金計算を含む。）通信機械室（計算機械室、データプリント室、さん検孔室、テープ保管室その他これらに付随する調和機室及び前室その他これら機械の保守及び調整を行う計算機調整室を含む。）並びにケーブル室をいう。

7 合成樹脂類

(1) 不燃性又は難燃性の判断について

政令第13条第1項の規定により合成樹脂類で、危政令別表第4で定める数量の1,000倍以上貯蔵し、又は取扱う政令別表第1に掲げる建築物その他の工作物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「不燃性又は難燃性」の判断は、試験の再現性等を考慮してJIS K7201に定める酸素指数法により判断することとし、当該試験法に基づく酸素指数26以上のもの及び固体でないものを不燃性又は難燃性を有するものとして取扱うこと。

なお、参考に合成樹脂類として一般的に使用されているもので、酸素指数が26未満のものを第10-1表に、また酸素指数が26以上のもの及び固体でないものを第10-2表に示すものとする。

この場合、第10-1表に示すものであっても、難燃化を行い、酸素指数が26以上となる場合があるので留意すること。

(2) 貯蔵又は取扱いについて

「貯蔵し、又は取扱うもの」とは、一定量以上の合成樹脂類を倉庫において貯蔵する場合、工場において製造、加工する場合等をいうものであり、一定場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子等、ホテルのベッド類、倉庫の保温保冷のため断熱材として使用してい

るもの等は該当しないものであること。なお、販売を目的として展示しているものは、貯蔵又は取扱いに含まれるものであること。

第 10－1 表（酸素指数 26 未満のもの）

アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂（ＡＳ）
アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（ＡＢＳ）
エポキシ樹脂（ＥＰ）……接着剤以外のもの
不飽和ポリエステル樹脂（ＵＰ）
ポリアセタール（ＰＯＭ）
ポリウレタン（ＰＵＲ）
ポリエチレン（ＰＥ）
ポリスチレン（ＰＳ）
ポリビニルアルコール（ＰＶＡＬ）……粉状（原料等）
ポリプロピレン（ＰＰ）
ポリメタクリル酸メチル（ＰＭＭＡ、メタクリル樹脂）
（注）（ ）書は略号又は別名を示す。

第 10－2 表 酸素指数 26 以上のもの又は液状のもの

フェノール樹脂（ＰＦ）
ふっ素樹脂（ＰＦＥ）
ポリアミド（ＰＡ）
ポリ塩化ビニリデン（ＰＶＤＣ、塩化ビニリデン樹脂）
ポリ塩化ビニル（ＰＶＣ、塩化ビニル樹脂）
ユリア樹脂（ＵＦ）
けい素樹脂（ＳＩ）
ポリカーボネート（ＰＣ）
メラミン樹脂（ＭＦ）
アルキド樹脂（ＡＬＫ）……液状
（注）（ ）書は略号又は別名を示す。

(参考) 政令第13条第1項表

防火対象物又はその部分		消火設備
別表第1(13)項ロに掲げる防火対象物		泡消火設備又は粉末消火設備
別表第1に掲げる防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機又は垂直離着陸航空機の発着の用に供されるもの		泡消火設備又は粉末消火設備
別表第1に掲げる防火対象物の道路（車両の交通の用に供されるものであつて総務省令で定めるものに限る。）の用に供される部分で、床面積が、屋上部分にあつては 600 m ² 以上、それ以外の部分にあつては 400 m ² 以上のもの		水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備
別表第1に掲げる防火対象物の自動車の修理又は整備の用に供される部分で、床面積が、地階又は2階以上の階にあつては 200 m ² 以上、1階にあつては 500 m ² 以上のもの		泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
別表第1に掲げる防火対象物の駐車のために供される部分で、次に掲げるもの 一 当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあつては 200 m ² 以上、1階にあつては 500 m ² 以上、屋上部分にあつては 300 m ² 以上のもの 二 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が 10 以上のもの		水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
別表第1に掲げる防火対象物の発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、床面積が 200 m ² 以上のもの		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
別表第1に掲げる防火対象物の鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分で、床面積が 200 m ² 以上のもの		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
別表第1に掲げる防火対象物の通信機器室で、床面積が 500 m ² 以上のもの		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第4（以下この項において「危険物政令別表第4」という。）で定める数量の 1,000 倍以上貯蔵し、又は取扱うもの	危険物政令別表第4に掲げる綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。）、糸類、わら類、再生資源燃料又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。）に係るもの	水噴霧消火設備、泡消火設備又は全域放出方式の不活性ガス消火設備
	危険物政令別表第4に掲げるぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品に限る。）又は石炭・木炭類に係るもの	水噴霧消火設備又は泡消火設備
	危険物政令別表第4に掲げる可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）に係るもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
	危険物政令別表第4に掲げる木材加工品及び木くずに係るもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、全域放出方式の不活性ガス消火設備又は全域放出方式のハロゲン化物消火設備

第 11 火災のとき著しく煙が充満するお それのある場所の取扱い

省令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は、防護対象物となる部分が、次によるものであること。

1 共通事項

- (1) 開口部が著しく偏在する部分（開口部が一面のみにある場合、階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部である場合等）で、防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動ができず、又は安全に避難できないおそれのあるものは除くものとする。（第11-1図参照）

なお、ここでいう「開口部」とは、次によるものであること。

ア 常時外気に直接開放されている部分であること。

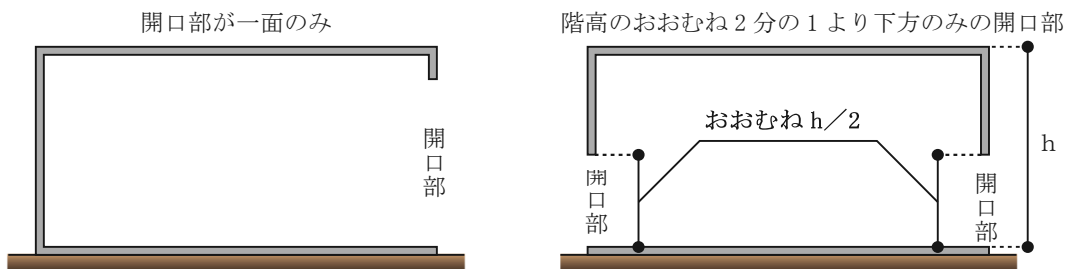
イ 開口部は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物（同一の建築物の外壁等を含む。以下この項において同じ。）と0.5m以上の距離を確保すること。（2(1)及び2(2)を除く。）

この場合、自走式駐車場（自動車を運転して走行させることにより行う形式の自動車庫をいう。以下同じ。）にあつては、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（1m以上の距離を確保した場合を除く。）。ただし、5層6段以上の自走式駐車場については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は2m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（3m以上の距離を確保した場合を除く。）。

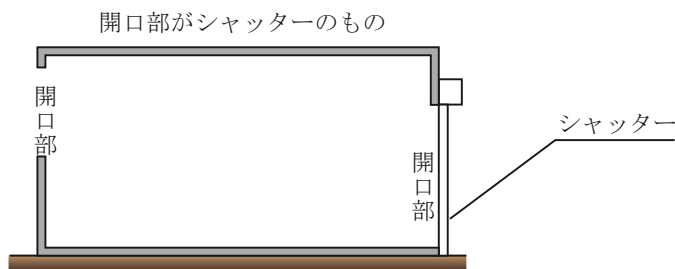
ウ 防護対象物となる部分に建基令第112条に規定する防火区画が存する場合は、当該防火区画された部分ごとに、それぞれの基準に該当するかを判断すること。

エ 開口部の割合を算定する基準となる床面積は、水平投影面積とすること。

（開口部が著しく偏在する部分の例）



（開口部が常時外気に直接開放されていない例）



第11-1図

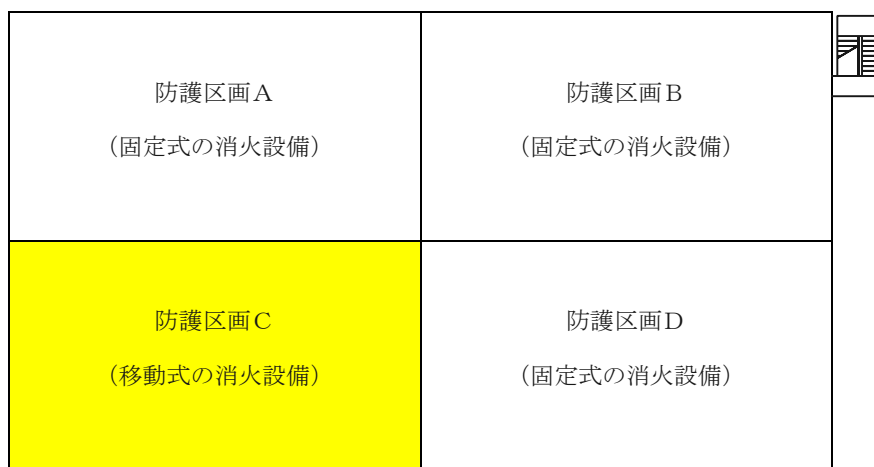
- (2) 一の階に、複数の防護区画が存する場合は、固定式の消火設備と移動式の消火設備を併存しないこと。(第 11-2 図参照)

ただし、次のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

ア 常時直接外気に開放されたスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分という。以下この項において同じ。）に移動式の消火設備を設ける場合

イ 防護区画以外の部分を介して 2 以上の防護区画がある場合（防護区画と防護区画以外の部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。）

ウ 防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動を行うことができ、かつ、安全に避難することができるよう、移動式の消火設備を設けた防護区画内から直接屋外に出られる場合又は直通階段（建基令第 120 条に規定するものをいう。スロープ部を除く。以下この項において同じ。）が設けられている場合



防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動を行うことができ、かつ、安全に避難することができるものを除き、固定式の消火設備と移動式の消火設備を併存しないこと。

第 11-2 図

- (3) 自走式駐車場にあつては、建基法第 68 条の 26 に基づき、建基令第 108 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 4 項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること（1 層 2 段及び 2 層 3 段の自走式駐車場にあつては、独立した自走式自動車庫の取扱いについて（平成 14 年 11 月 14 日国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議）により取扱われていること。）。

2 移動式の泡消火設備、移動式の不活性ガス消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備又は移動式の粉末消火設備を設置することができる部分

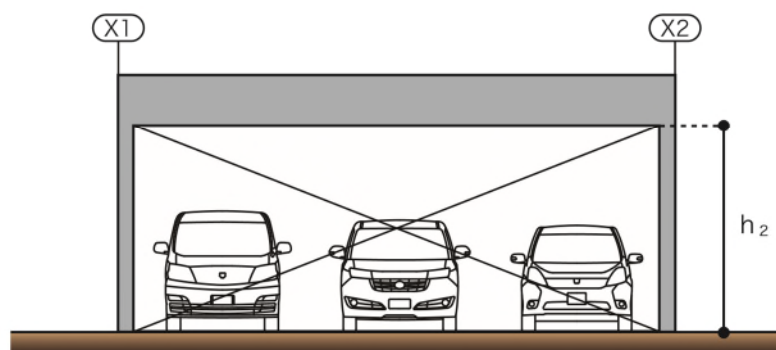
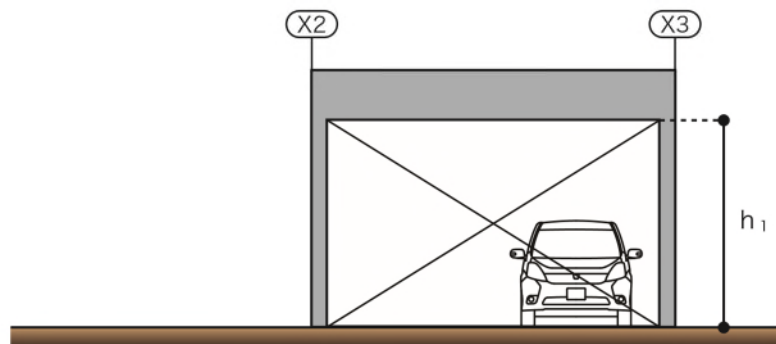
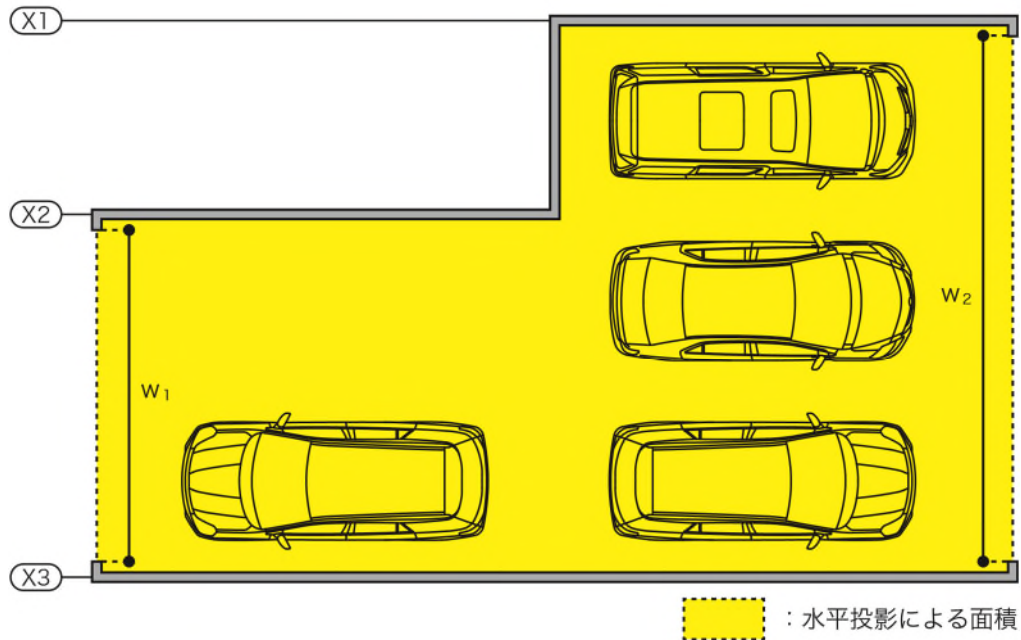
次のいずれかに掲げる部分には、移動式の泡消火設備、移動式の不活性ガス消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備又は移動式の粉末消火設備を設置することができる。

(1) 屋上部分

- (2) 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下で、防護対象物となる部分に周壁がなく、柱のみである部分又は周囲の鉄柵のみで囲まれている部分

- (3) 防護対象物となる部分における外周部の開口部が、常時外気に直接開放されており、かつ、排煙上有効な開放部分の合計面積が、防護対象物の床面積の15%以上ある部分（第11-3図参照）

（例3）駐車の用に供する部分

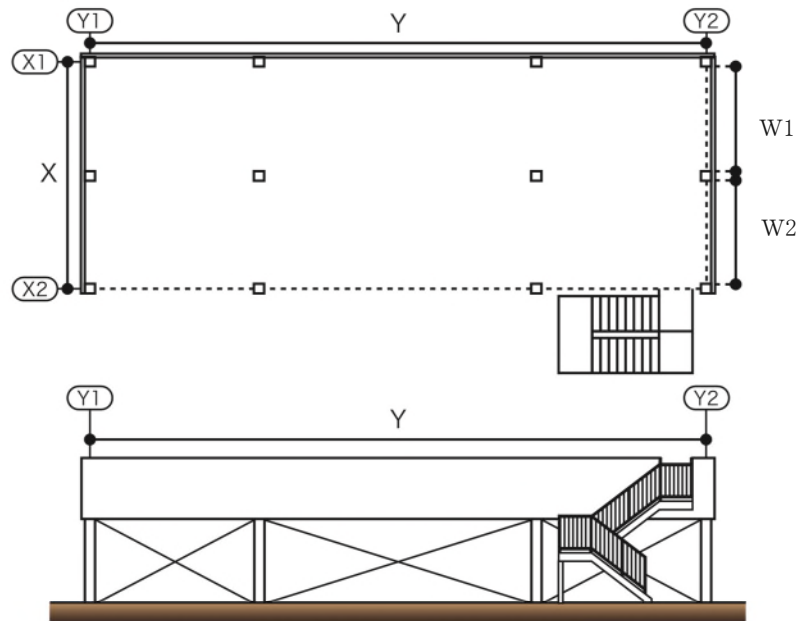


$$h_1 \times w_1 + h_2 \times w_2 \geq \text{床面積 (黄色の部分)} \times 15\%$$

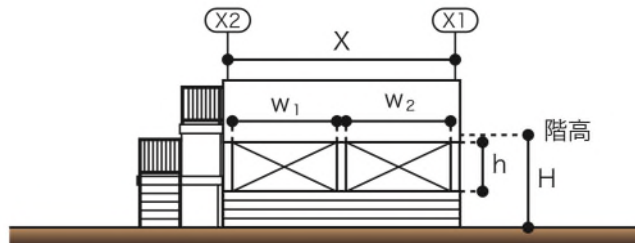
第11-3図

- (4) 防護対象物となる部分（４層５段以上の自走式駐車場を除く。）における外周部について、長辺の一辺の全面（構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができる。）が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一辺が当該壁面の面積の２分の１以上（階高のおおむね２分の１より下方のみの開口部は除く。）が常時外気に直接開放されている部分（第 11－４図参照）

（例４）駐車場の用に供する部分



※構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができる。



※階高のおおむね２分の１より下方のみの開口部は除く。

長辺（Y 1～Y 2）の全面が常時外気に直接開放、かつ、
他の一辺の壁面 $1/2$ 以上が常時外気に直接開放 $(w_1 + w_2) \times h \geq (X \times H) / 2$

第 11－４図

- (5) 防護対象物となる部分（４層５段以上の自走式駐車場を除く。）における外周部の四辺（構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周）の上部 50 cm 以上の部分が常時外気に直接開放されている部分
- (6) 自走式駐車場（４層５段以上の自走式駐車場を除く。）の天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。）の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。）の面積の合計が自走式駐車場の床面積の合計の 15% 以上確保されている部分

(7) 次の全ての基準に適合する多段式の自走式駐車場の部分

ア 自走式駐車場の外周部の開口部の開放性が、次のアからウまでの基準を満たしていること。

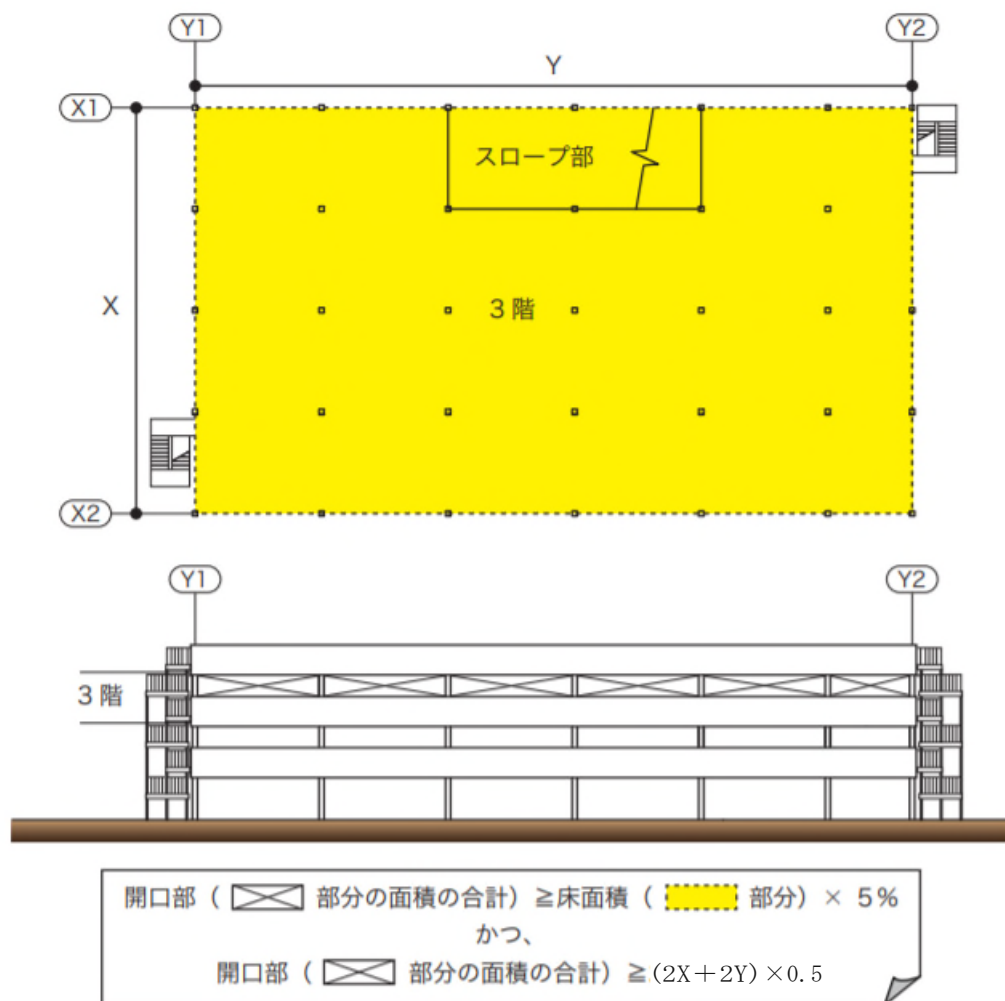
ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと。

(7) 常時外気に直接開放されていること。

(イ) 各階における外周部の開口部の面積の合計は、自走式駐車場の床面積の5%以上であるとともに、当該自走式駐車場の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。(第11-5図参照)

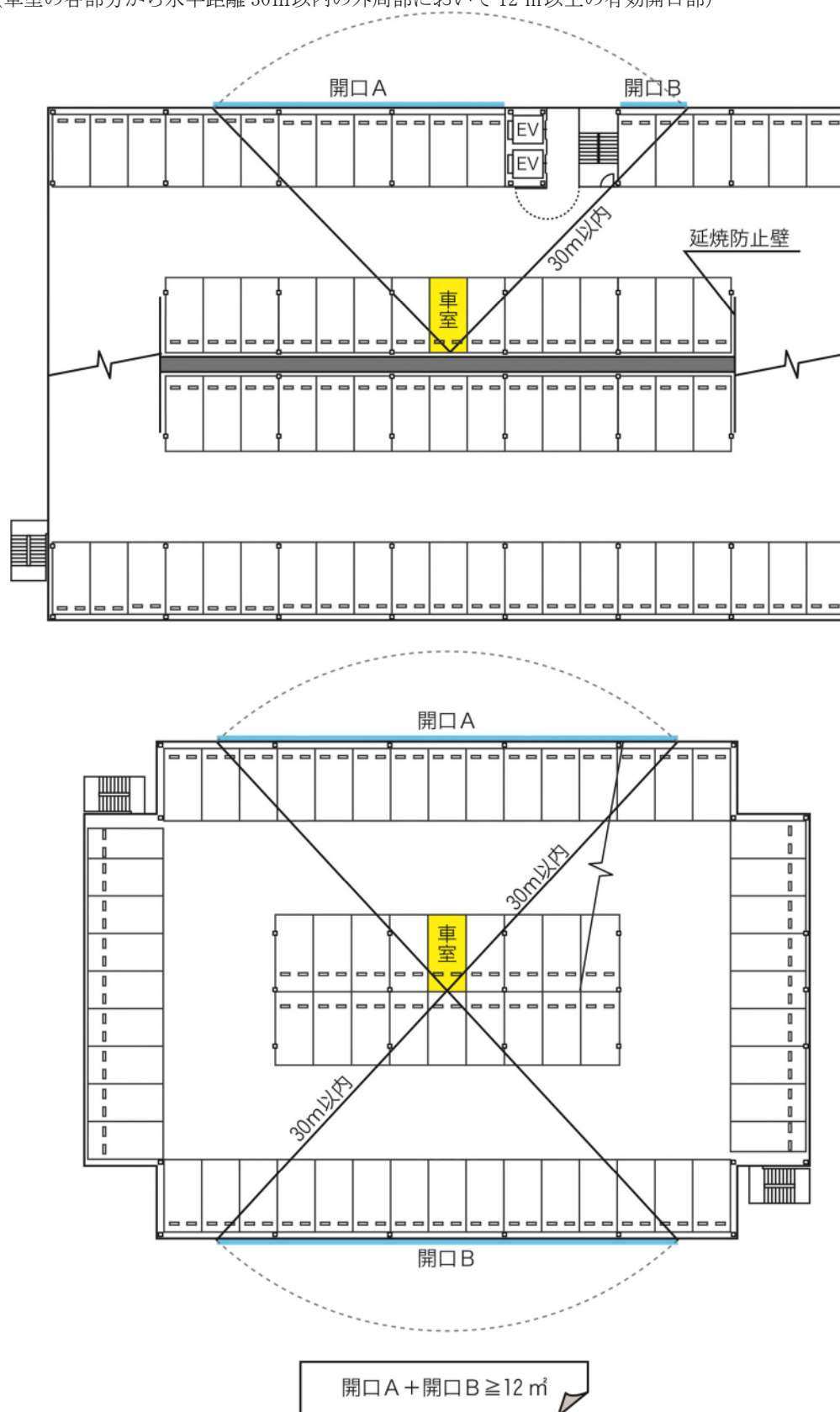
(ロ) 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12㎡以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さ2分の1以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部に限る。）が確保されていること。(第11-6図から第11-8図まで参照)

(外周部の開口部の面積の合計)



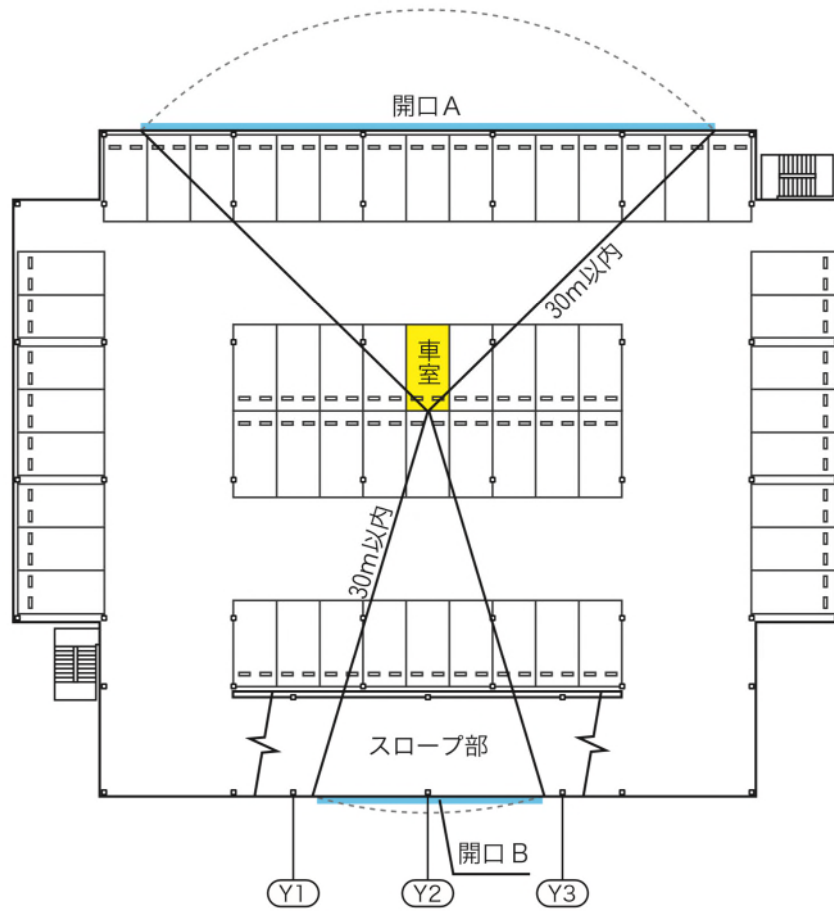
第11-5図

(車室の各部分から水平距離 30m 以内の外周部において 12 m² 以上の有効開口部)

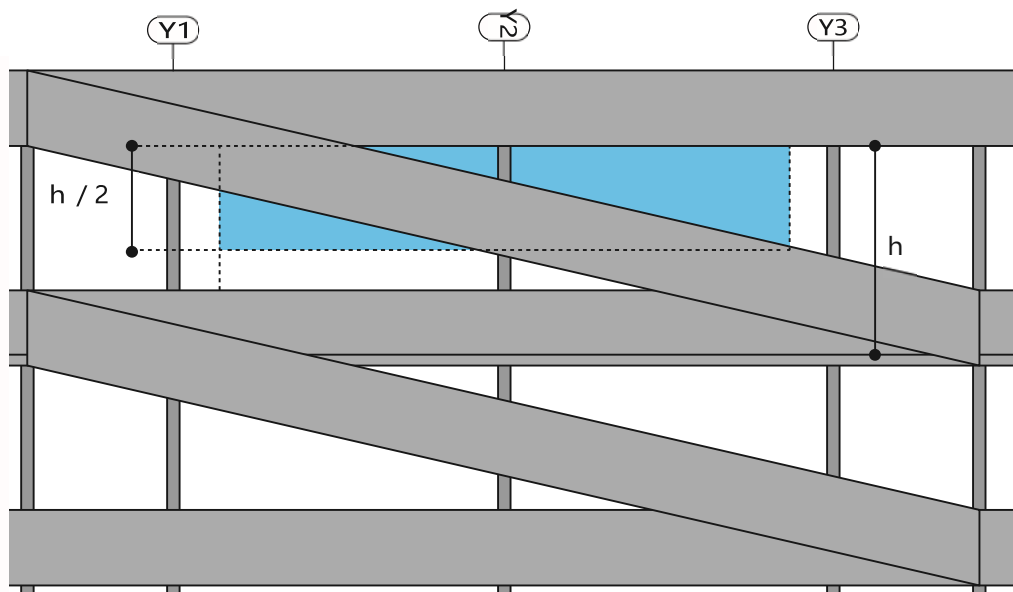


第11-6図

(有効開口部その1)



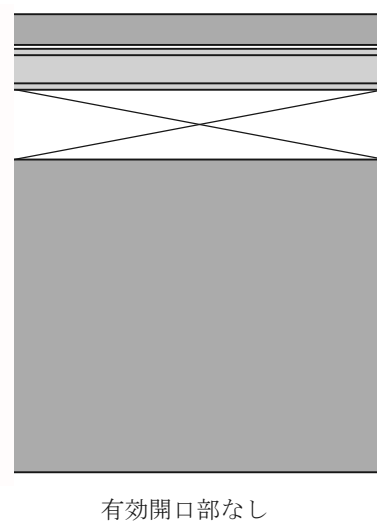
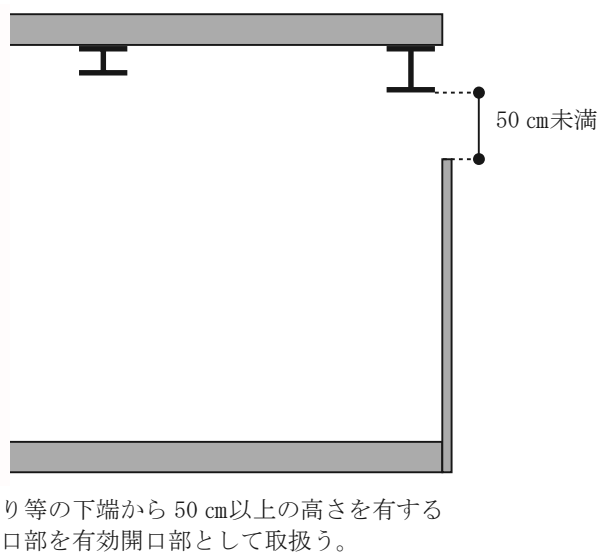
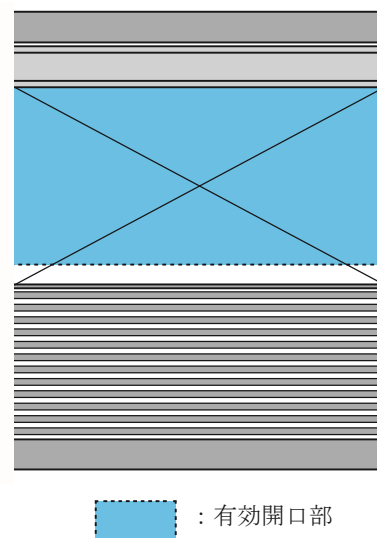
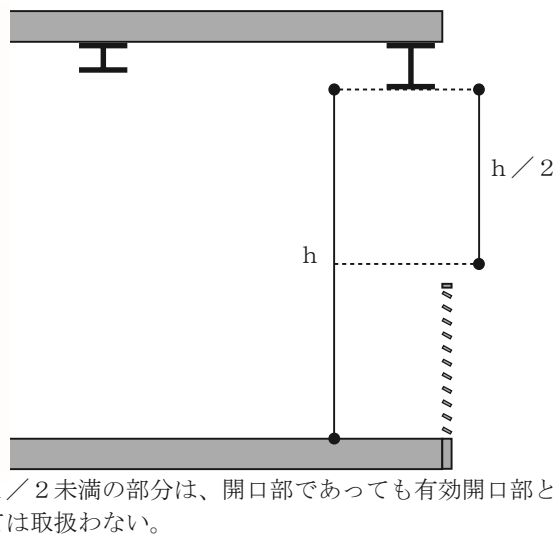
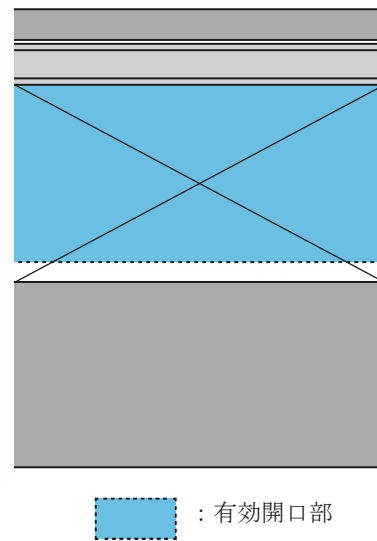
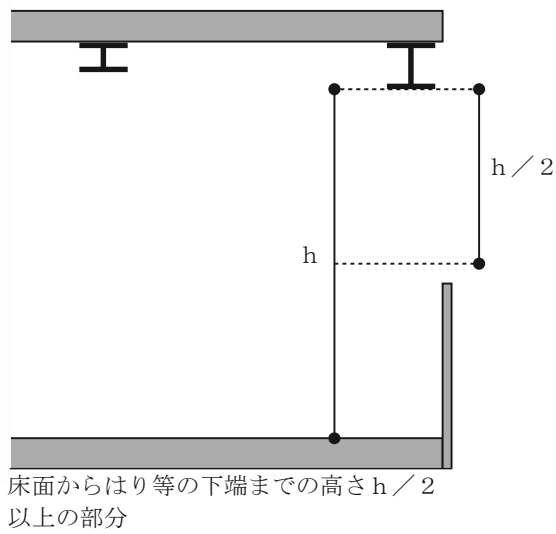
(スロープ部立面拡大図)



 : 有効開口部

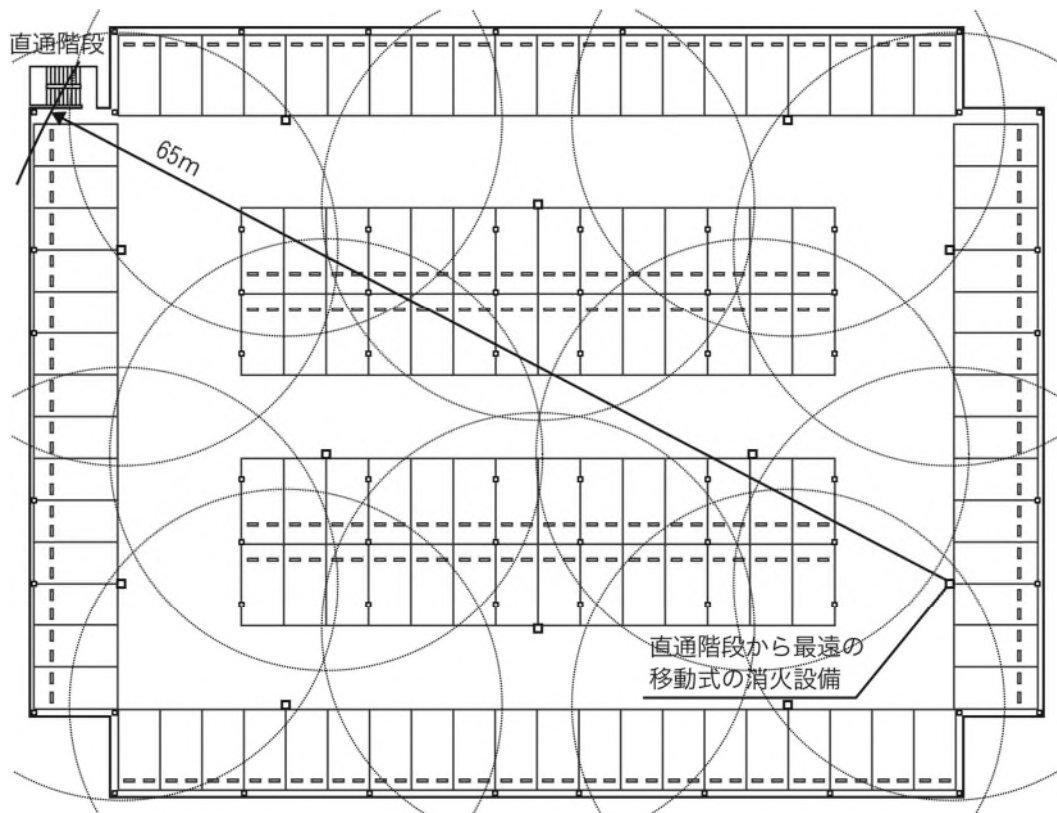
第11-7図

(有効開口部その 2)



第 11－8 図

イ 直通階段は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が65m以内に設けてあること。(第11-9図参照)



第11-9図

(8) 地上階にある防護区画で、当該防護区画外から手動又は遠隔操作により容易に（一の動作又は操作で可能であるものをいう。）開放することができる次のいずれかの開口部分（外気に面する扉等）を有するもの。

ア 排煙上有効な開口部分の有効面積の合計が床面積の20%以上のもの。

イ 有効な排煙装置を有するもので、開口部分の有効面積の合計が床面積の15%以上（有効な排煙装置とは、5回毎時以上の排煙能力のあるもの。）

ウ 排煙上有効な越屋根を有するもので、開口部分の有効面積の合計が床面積の15%以上のもの。
（排煙上有効な越屋根とは、越屋根部分の開口部の面積の合計が床面積の5%以上あるものをいう。）

(9) 政令第13条第1項の規定による電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分で、次のいずれかに該当する部分とする。

ア 地上1階及び避難階にある部分で、地上から容易に手動又は遠隔操作により開放することができる

開口部（外気に面するとびら等）の有効面積の合計が、床面積の15%以上である部分。

イ 電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分の床面積（当該設備の周囲5mで算出した場合に限る。）で、実際に当該部分が区画されている床面積の5分の1未満となる部分。

第 12 避難器具の設置個数の減免の取扱

い

1 共通事項

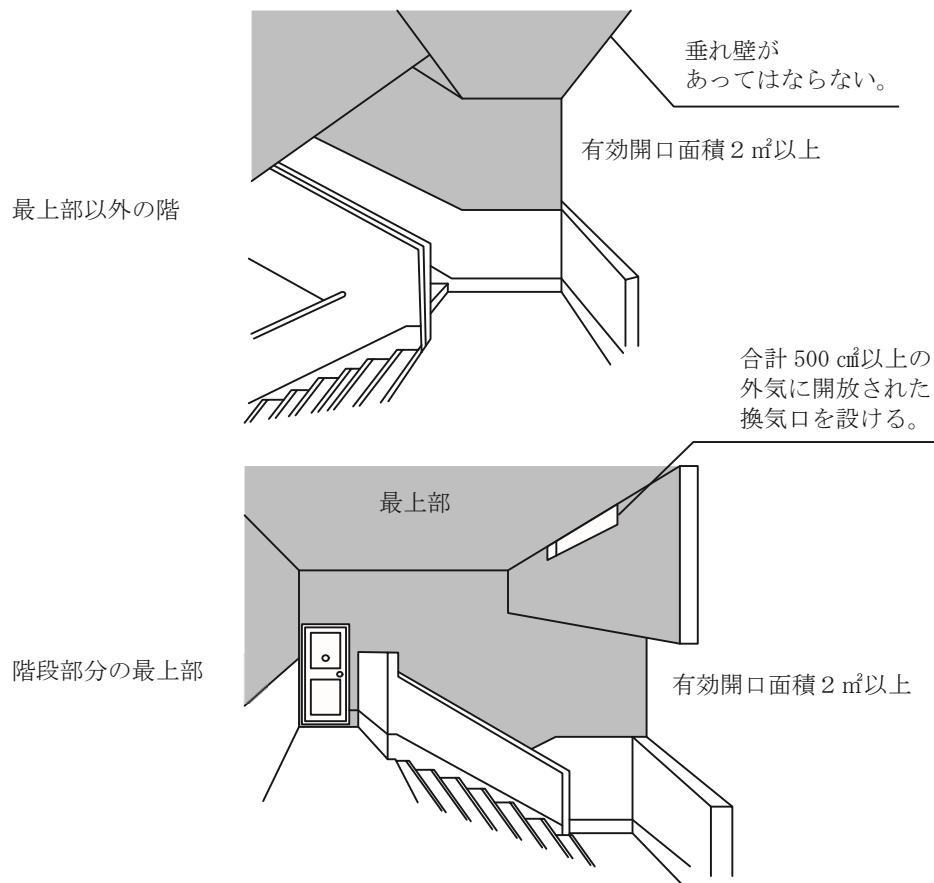
省令第26条に規定する避難器具の設置個数の減免の取扱いは、次によること。

- (1) 省令第26条第3項第2号及び第5項第3号ロに規定する「自動閉鎖装置付きのもの」とは、ドアクローザ、フロアヒンジ、ヒンジクローザ及び引戸クローザのものうち、扉をある角度まで開け放った場合、開いたままの状態で保持する機能を有していないものをいう。
- (2) 省令第26条第4項第2号、第5項第1号ロ及び第7項第2号に規定する「鉄製網入りガラス入り戸」とは、常時閉鎖式又は随時閉鎖式以外の防火戸が該当するものであること。
- (3) 省令第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号に規定する「屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分」は、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次のア及びイに該当するものであること。(消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件(平成14年消防庁告示第7号)。第12-1図参照)

ア 開口部の開口面積は、 2 m^2 以上であること。

イ 開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。

ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に 500 cm^3 以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、この限りでない。

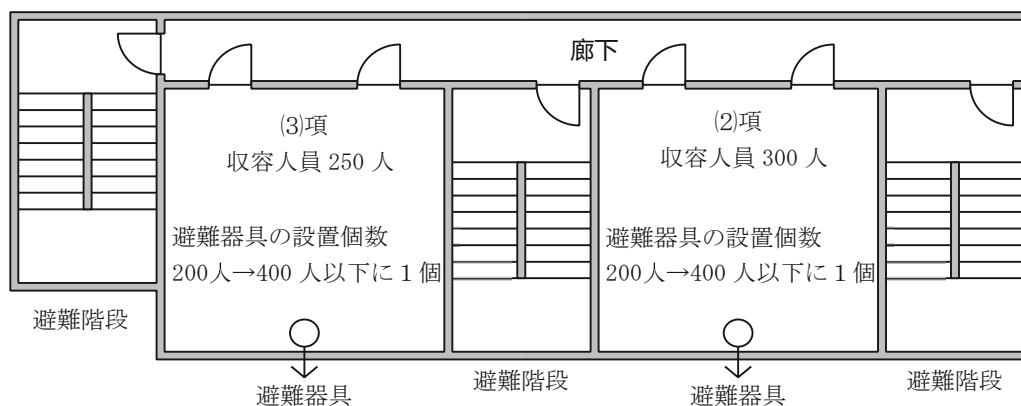


第12-1図

2 避難器具の設置個数の減少（省令第 26 条第 1 項関係）

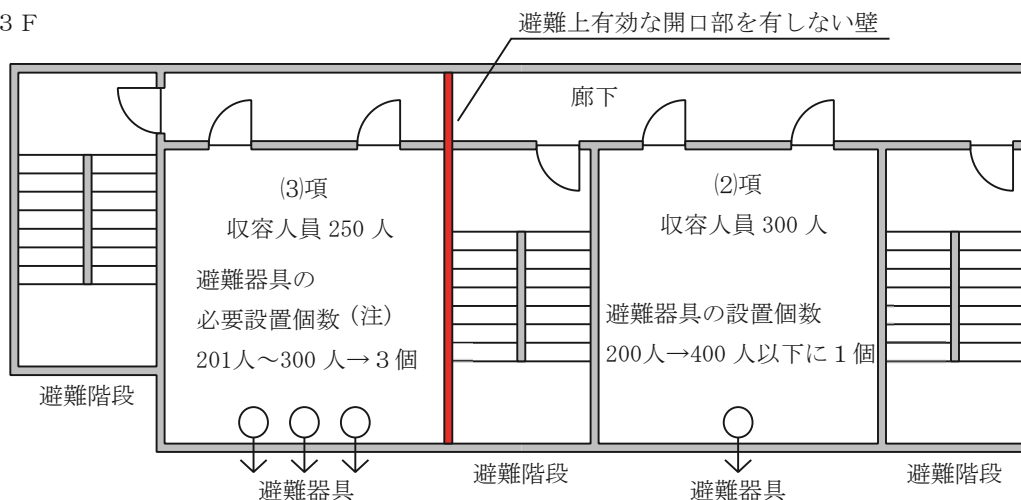
- (1) 政令第 25 条第 1 項各号に掲げる防火対象物の階が次に該当するときは、当該階に設置する避難器具の個数は、政令第 25 条第 2 項第 1 号本文中「100 人」を「200 人」に、「200 人」を「400 人」に、「300 人」を「600 人」に読み替えて算出して得た数以上とする。（第 12－1 表参照）
- ア 主要構造部を耐火構造としたものであること。
- イ 避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下この項において「直通階段」という。）で、避難階段又は特別避難階段が 2 以上設けられていること。
- (2) 政令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物の部分で、政令第 9 条の規定により、防火対象物の用途区分ごとに避難器具が設置されている場合、当該防火対象物ごとに前(1)により算出して得た数以上とすることができる。（第 12－2 図参照）
- ただし、当該階が省令第 4 条の 2 の 2 で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合は、この限りでない。（第 12－3 図参照）

3 F



第 12－2 図

3 F



（注）政令第 25 条第 1 項第 5 号が適用される。

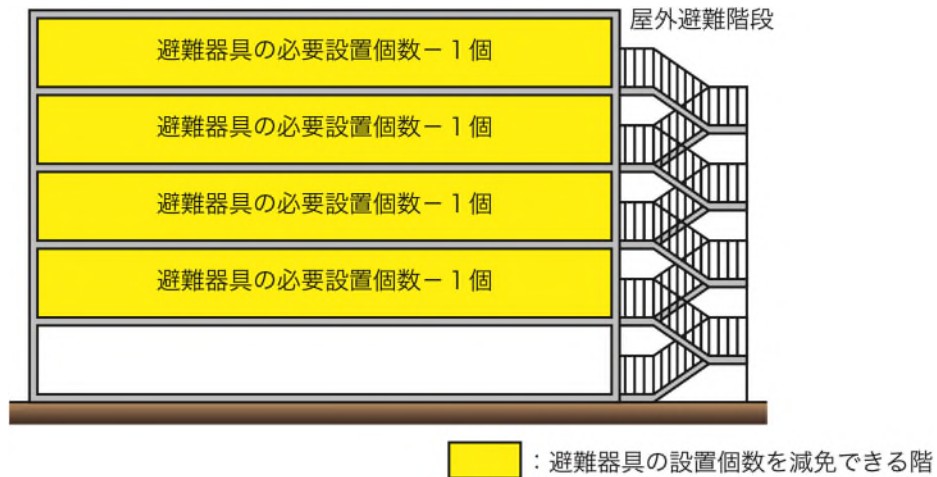
第 12－3 図

[illegible]

3 避難階段又は特別避難階段（省令第 26 条第 2 項関係）

省令第 26 条第 2 項に規定する避難器具の設置個数の減免の取扱いは、次によること。

- (1) 政令第 25 条第 1 項各号に掲げる防火対象物の階に建基令第 120 条、第 121 条及び第 122 条の規定により必要とされる直通階段で、建基令第 123 条及び第 124 条に規定する避難階段（屋外に設けるもの及び屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）又は特別避難階段としたものが設けられている場合は、当該階に設置する避難器具の個数は、政令第 25 条第 2 項第 1 号本文又は省令第 26 条第 1 項の規定により算出して得た数から当該避難階段又は特別避難階段の数を引いた数以上とすることができる。この場合において、当該引いた数が 1 に満たないときは、当該階に避難器具を設置しないことができる。（第 12－4 図参照）

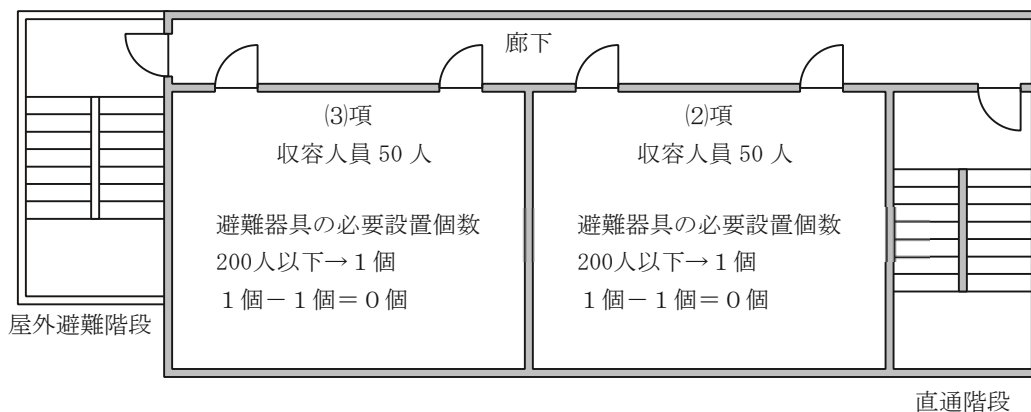


第12－4図

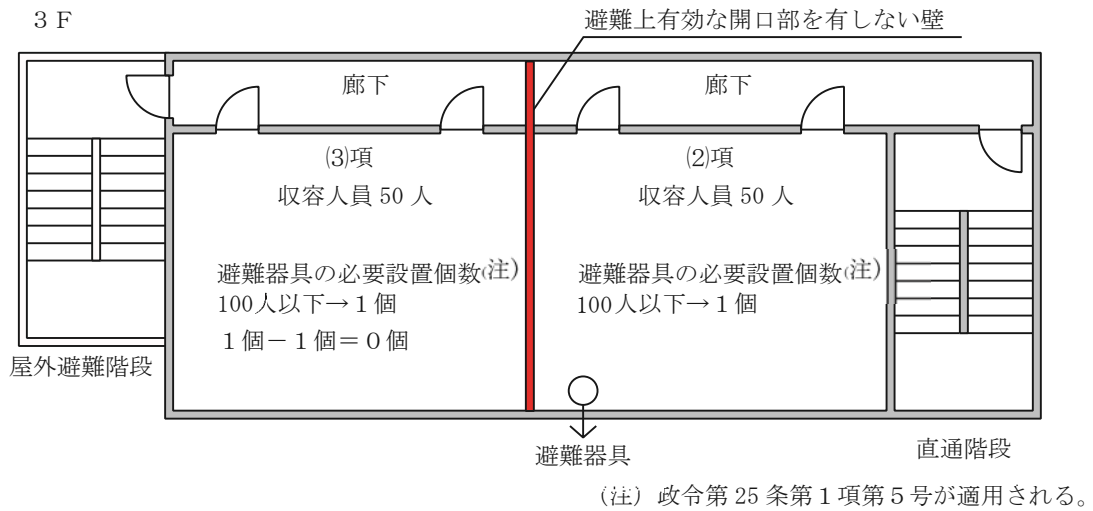
- (2) 政令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物の部分で、政令第 9 条の規定により、防火対象物の用途区分ごとに避難器具が設置されている場合、当該防火対象物ごとに前(1)により算出して得た数以上とすることができる。（第 12－5 図参照）

ただし、当該階が省令第 4 条の 2 の 2 で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合は、この限りでない。（第 12－6 図参照）

3 F



第 12－5 図



第12-6図

- (3) 建基令第122条の規定により、避難階段又は特別避難階段としなければならない防火対象物以外の防火対象物であっても、当該直通階段が建基令第123条及び第124条で定める屋外避難階段又は特別避難階段の構造等に該当する場合は、省令第26条第2項の規定を適用できるものであること。

(第12-7図参照)

この場合、建基法の規定によるほか、屋外避難階段又は特別避難階段は、次によること。

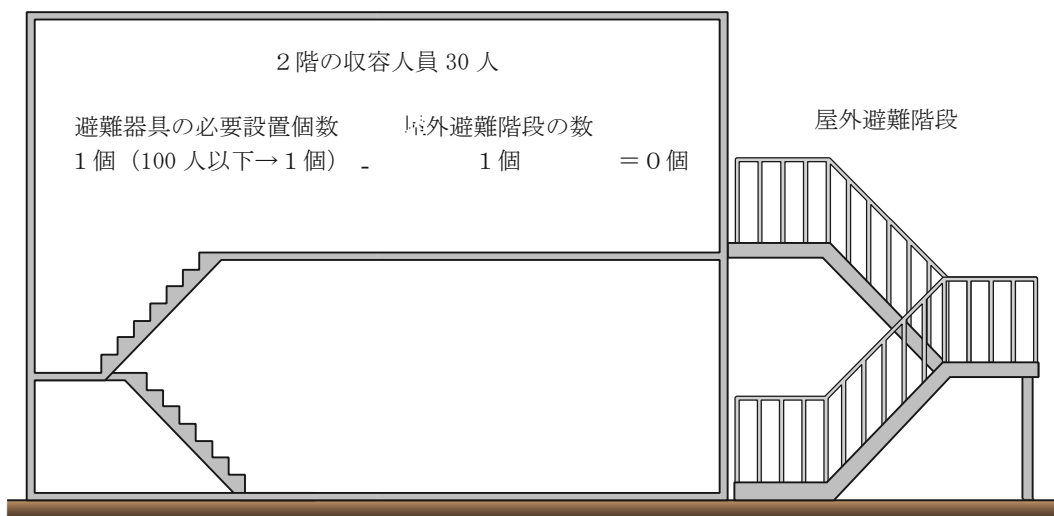
ア 屋外避難階段

屋外避難階段の外気に開放された部分から、その面する隣地境界線から50cm以上及び同一敷地内の他の建築物（同一の建築物の外壁等を含む。）から1m以上の距離を確保すること。

イ 特別避難階段

特別避難階段のバルコニー又は付室の床面積は、5㎡以上の大きさを確保すること。

(2階建ての政令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物)



第12-7図

4 渡り廊下（省令第 26 条第 3 項関係）

省令第 26 条第 3 項に規定する避難器具の設置個数の減免の取扱いは、次によること。

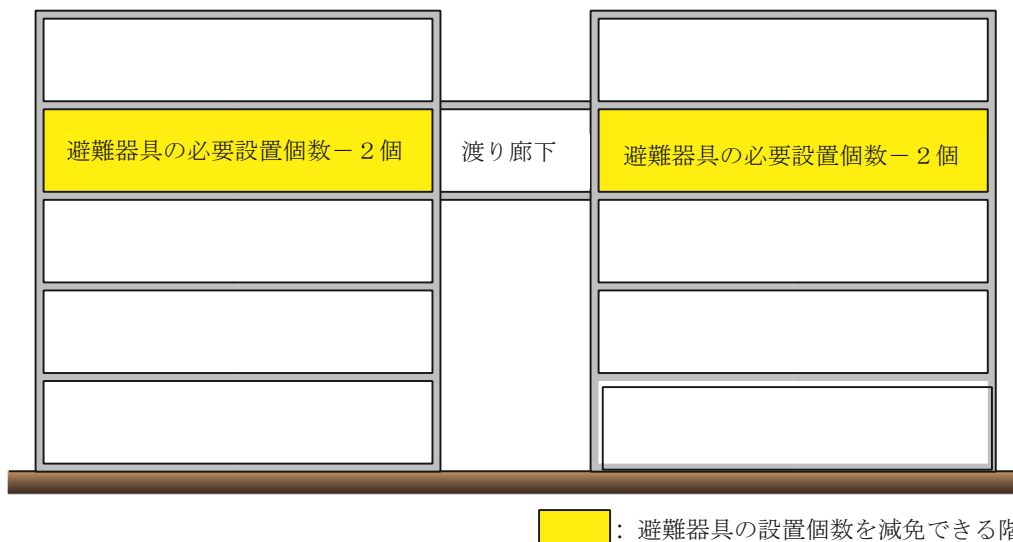
- (1) 政令第 25 条第 1 項各号に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造としたものに次に該当する渡り廊下が設けられている場合は、当該渡り廊下が設けられている階に設置する避難器具の個数は、政令第 25 条第 2 項第 1 号本文又は省令第 26 条第 1 項の規定により算出して得た数から当該渡り廊下の数に 2 を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、当該引いた数が 1 に満たないときは、当該階に避難器具を設置しないことができる。

ア 耐火構造又は鉄骨造であること。

イ 渡り廊下の両端の出入口に常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸（防火シャッターを除く。）が設けられていること。

ウ 避難、通行及び運搬以外の用途に供しないこと。

- (2) 省令第 26 条第 3 項の規定は、2 以上の防火対象物における避難器具の設置義務を有する階の間に、一の渡り廊下が設置されている場合、当該 2 以上のそれぞれの防火対象物の階について、避難器具の設置個数の減免を行えるものであること。（第 12－8 図参照）



第 12－8 図

- (3) 渡り廊下は、省令第 26 条第 3 項の規定によるほか、次によること。

ア 渡り廊下の幅員は、1.2m 以上とし、避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであること。

イ 公共用道路上空に設ける渡り廊下については、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和 32 年 7 月 15 日建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号）によるものとする。

ウ 渡り廊下内の給水管、配電管その他の管が、防火対象物の耐火構造の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と耐火構造の区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものであること。

エ 渡り廊下内の換気、暖房又は冷房の設備の風道が、防火対象物の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けたものであること。

5 避難橋（省令第26条第4項関係）

省令第26条第4項に規定する避難器具の設置個数の減免の取扱いは、次によること。

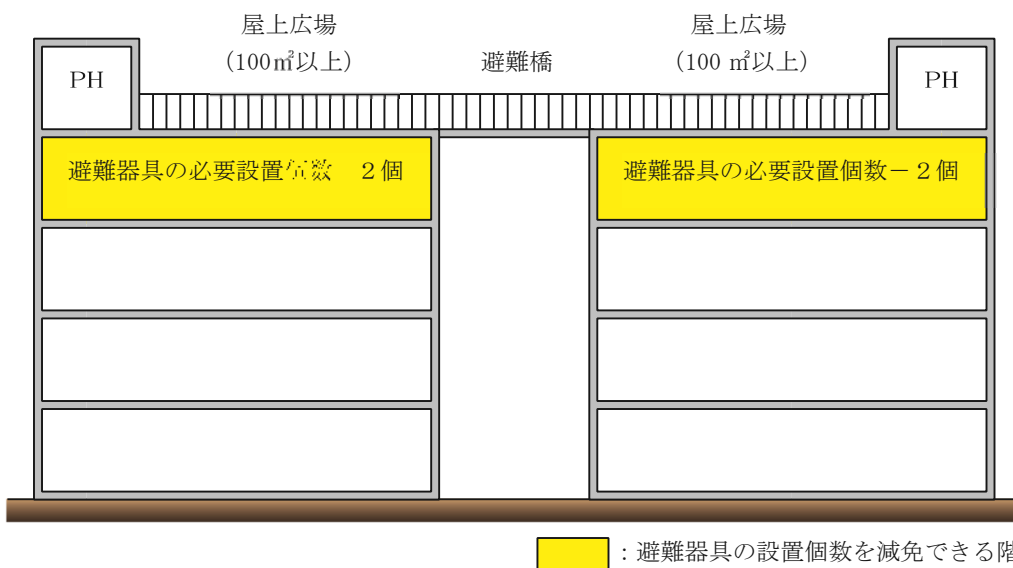
- (1) 政令第25条第1項各号に掲げる防火対象物で主要構造部を耐火構造としたものに避難橋を次に該当する屋上広場に設けた場合において、当該直下階から当該屋上広場に通じる避難階段又は特別避難階段が2以上設けられているときは、当該直下階に設置する避難器具の個数は、政令第25条第2項第1号本文又は省令第26条第1項の規定により算出して得た数から当該避難橋の数に2を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、当該引いた数が1に満たないときは、当該階（避難橋で連絡する防火対象物のそれぞれの階）に避難器具を設置しないことができる。

ア 避難橋が設置されている屋上広場の有効面積は、100㎡以上であること。

イ 屋上広場に面する窓及び出入口に特定防火戸又は防火戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。

ウ 避難橋に至る経路に設けられている扉等は、避難のとき容易に開閉できるものであること。

- (2) 省令第26条第4項の規定は、2以上の防火対象物における避難器具の設置義務を有する階の間に、一の避難橋が設置されている場合、当該2以上のそれぞれの防火対象物の屋上広場の直下階について、避難器具の設置個数の減免を行えるものであること。（第12－9図参照）



第12－9図

- (3) 避難橋は、省令第26条第4項の規定によるほか、次によること。

ア 避難橋の幅は60cm以上とし、勾配は5分の1未満とすること。

ただし、5分の1以上の高低差を生じるところに設ける場合は、避難上有効な段を設け、階段式としても差し支えない。

イ 避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであること。

ウ 公共用道路上空に設ける避難橋については、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」（昭和32年7月15日建設省発注第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）によるものとする。

- エ 避難橋の主要な部分は、不燃材料とし、構造耐力上主要な部分は鋼材、鉄筋コンクリート、アルミニウム等の耐久性のある材料で造ること。
- オ 避難橋には、転落防止のために高さ 10 cm 以上の巾木及び高さ 110 cm 以上の手すり並びに間隔 20 cm 以内ごとに手すり子を設け、床面には間隔を設けないこと。
- カ 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から 2 m 以上離れた位置に設けておくこと。

6 避難上有効なバルコニー等（省令第 26 条第 5 項関係）

省令第 26 条第 5 項に規定する避難器具を設置することを要しない場合の取扱いは、次によること。

(1) 避難器具を設置することを要しない防火対象物の区分

防火対象物の階が次のいずれかに該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

ア 第 1 号（第 12-2 表及び第 12-10 図参照）

(イ) 政令別表第 1 (1)項から(8)項までに掲げる防火対象物

- a 主要構造部を耐火構造としたものであること。
- b 開口部に特定防火戸又は防火戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。
- c b の区画された部分の収容人員が、政令第 25 条第 1 項各号の区分に応じ、それぞれ当該各号の収容人員の数値未満であること。
- d 壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下この項において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類するものを除く。以下この項において同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、又はスプリンクラー設備が、当該階の主たる用途に供するすべての部分に、政令第 12 条に定める技術上の基準に従い、若しくは当該技術上の基準の例により設けられていること。
- e 直通階段を避難階段又は特別避難階段としたものであること。
- f バルコニーその他これに準ずるもの（以下この項において「バルコニー等」という。）が避難上有効に設けられているか、又は 2 以上の直通階段が相互に隔った位置に設けられ、かつ、当該階のあらゆる部分（居室の出入口からをいう。）から 2 以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの 2 以上のものに到達しうよう設けられていること。

(ロ) 政令別表第 1 (9)項から(11)項までに掲げる防火対象物

- a 主要構造部を耐火構造としたものであること。
- b 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、又はスプリンクラー設備が、当該階の主たる用途に供するすべての部分に、政令第 12 条に定める技術上の基準に従い、若しくは当該技術上の基準の例により設けられていること。
- c 直通階段を避難階段又は特別避難階段としたものであること。
- d バルコニー等が避難上有効に設けられているか、又は 2 以上の直通階段が相互に隔った位置に設けられ、かつ、当該階のあらゆる部分（居室の出入口からをいう。）から 2 以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの 2 以上のものに到達しうよう設けられていること。

(ハ) 政令別表第 1 (12)項及び(15)項に掲げる防火対象物

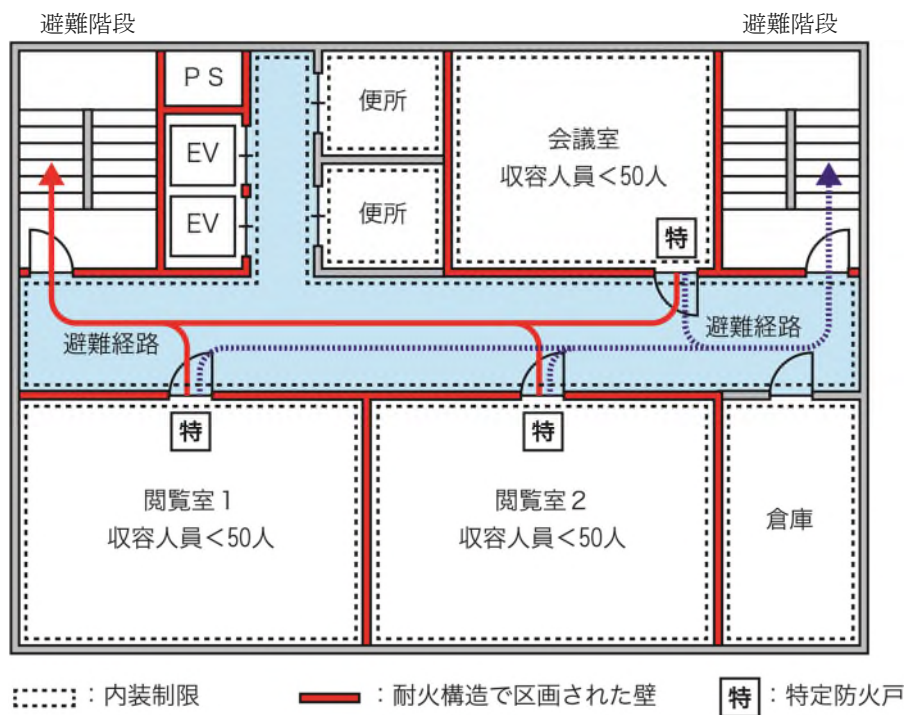
- a 主要構造部を耐火構造としたものであること。
- b 直通階段を避難階段又は特別避難階段としたものであること。
- c バルコニー等が避難上有効に設けられているか、又は 2 以上の直通階段が相互に隔った位置に設けられ、かつ、当該階のあらゆる部分（居室の出入口からをいう。）から 2 以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの 2 以上のものに到達しうよう設けられていること。

第12-2表 第5項第1号

免除の条件		(1)項～(8)項	(9)項～(11)項	(12)項、(15)項
①	主要構造部を耐火構造	○	○	○
②	開口部に特定防火戸又は防火戸を設ける 耐火構造の壁又は床で区画	○	—	—
③	②の区画された部分の収容人員が、 ・(6)項 20人又は10人 ^注 ・(5)項 30人又は10人 ^注 ・(1)項～(4)項、(7)項、(8)項 50人未満	○	—	—
④	準不燃材料で内装制限又はスプリンクラー設備	○	○	—
⑤	直通階段を避難階段又は特別避難階段	○	○	○
⑥	避難上有効なバルコニー等又は2方向避難	○	○	○

(注) 下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するもの

(政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物) 2方向避難の場合の例



第12-10図

イ 第 2 号（第 12－3 表及び第 12－11 図参照）

(7) 政令別表第 1 (5)項及び(6)項に掲げる防火対象物

- a 主要構造部を耐火構造としたものであること。
- b 居室の外気に面する部分にバルコニーが避難上有効に設けられており、かつ、当該バルコニーから地上に通ずる階段（建基令第 26 条に規定されている階段に代わる傾斜路を含む。）が設けられていること。

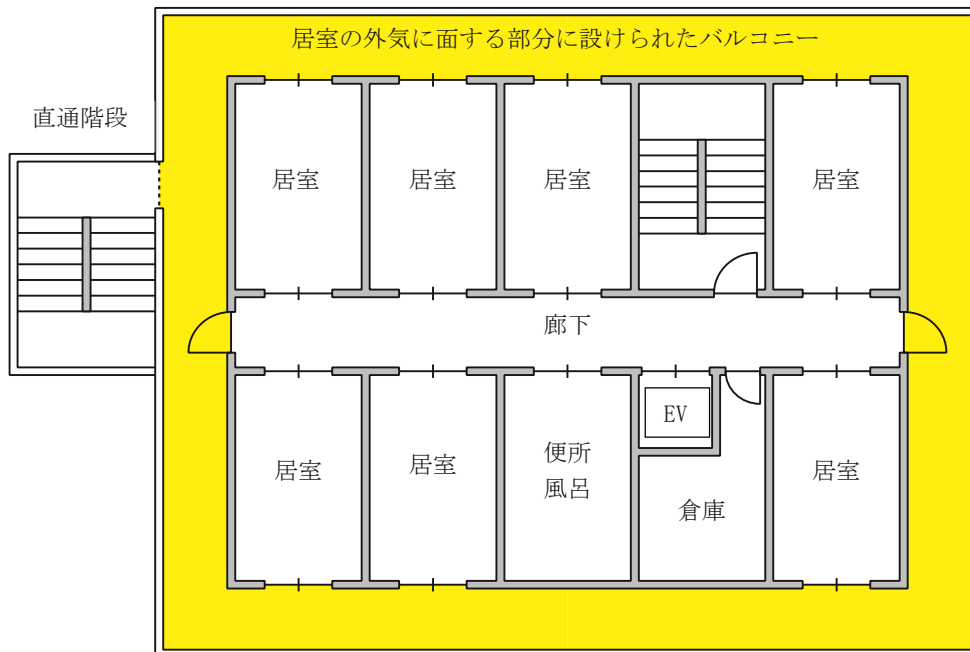
(i) 政令別表第 1 (5)項又は(6)項に掲げる防火対象物以外の防火対象物

- a 主要構造部を耐火構造としたものであること。
- b 居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられており、かつ、当該バルコニー等から地上に通ずる階段その他の避難のための設備若しくは器具が設けられ、又は他の建築物に通ずる設備若しくは器具が設けられていること。

第 12－3 表 第 5 項第 2 号

免除の条件		(5)項、(6)項	(5)項、(6)項以外のもの
①	主要構造部を耐火構造	○	○
②	居室の外気に面する部分に設けられたバルコニー、かつ、地上に通ずる階段	○	—
③	居室の外気に面する部分に設けられたバルコニー等、かつ、地上に通ずる階段、渡り廊下又は避難器具	—	○

（政令別表第 1 (6)項ロに掲げる防火対象物）居室の外気に面する部分に設けられたバルコニーの場合の例



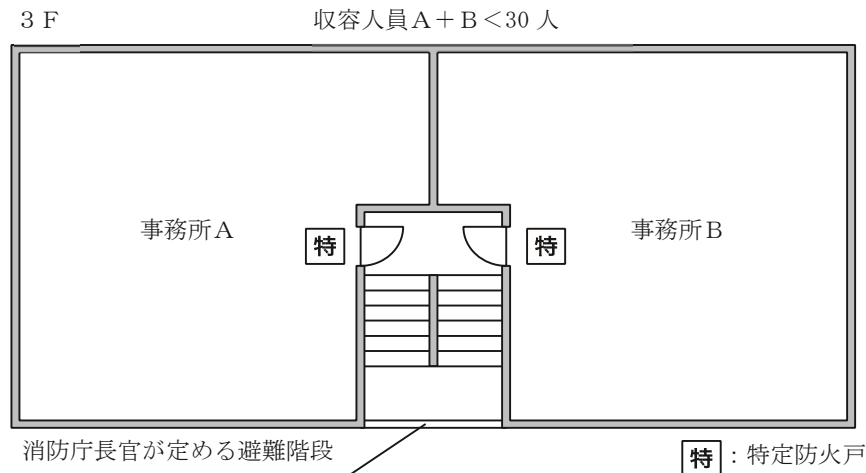
第 12－11 図

ウ 第3号

政令別表第1(1)項から(16)項まで、及び(17)項に掲げる防火対象物（第12～12図）参照）

- (7) 主要構造部を耐火構造としたものであること。
- (イ) 居室又は住戸から直通階段に直接通じており、当該居室又は住戸の当該直通階段に面する開口部には特定防火戸（防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものを設けたものであること。
- (ロ) 直通階段が建基令第123条（第1項第6号、第2項第2号及び第3項第9号を除く。）に定める構造のもの（同条第1項に定める構造のものにあつては、消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）であること。
- (エ) 収容人員は、30人未満であること。

（政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物）



第12～12図

(2) 避難上有効なバルコニー等

省令第26条第5項第1号へ及び第2号ロに規定する「バルコニー等」は、次によること。

ア 「バルコニーその他これらに準ずるもの」とは、次のものをいう。

- (7) バルコニー（開放廊下を含む。）は、耐火構造とし、その周囲に高さが110cm以上の手すり壁、さく又は金網を堅固に固定して設けたものであること。
- (イ) 「その他これに準ずるもの」は、ひさし、床又は構造体の突出部がこれに該当し、これらの構造は、次によるものであること。

a 傾斜のある場合

避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであり、その上面の傾斜（内側に傾斜がある場合を除く。）が10分の1以下で、幅（幅は外壁、柱等の外面から測るものとする。）を80cm以上とし、その周囲には高さが110cm以上の手すり壁、さく若しくは金網を設けるか又は外壁、柱等に高さが90cm前後の手すり棒を設けたものであること。

b 傾斜のない場合

避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであり、その幅は50cm以上のものであること。

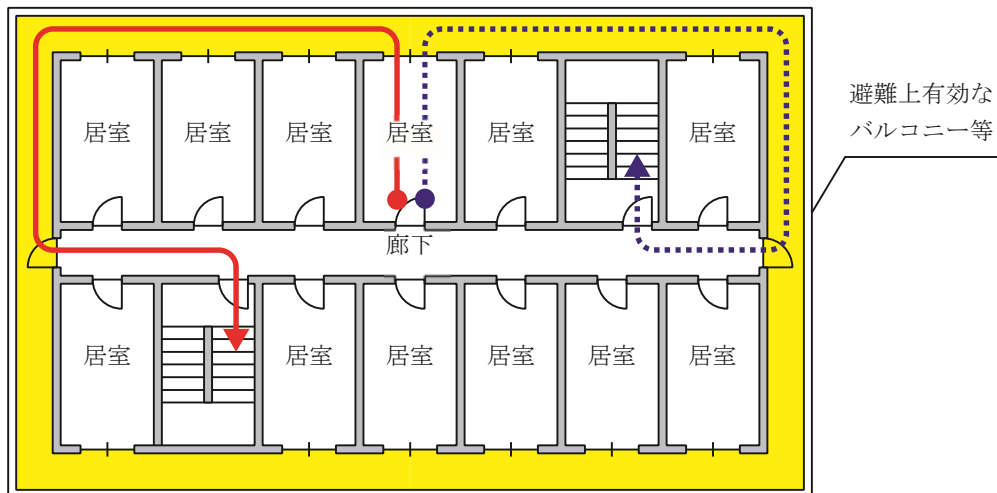
ただし、幅が80cm未満の場合には、前aの手すり壁、さく、金網又は手すり棒を設けたものであること。

イ 「バルコニー等」とは、直接外気に開放された部分を有する煙が充満しない構造のもので一定の面積（おおむね 2 m^2 以上）を有するものをいい、建基令第 112 条に規定する防火区画した避難用の専用スペースもこれに該当するものであれば、含まれるものであること。

ウ 省令第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「バルコニーその他これらに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次のアからウまでによること。

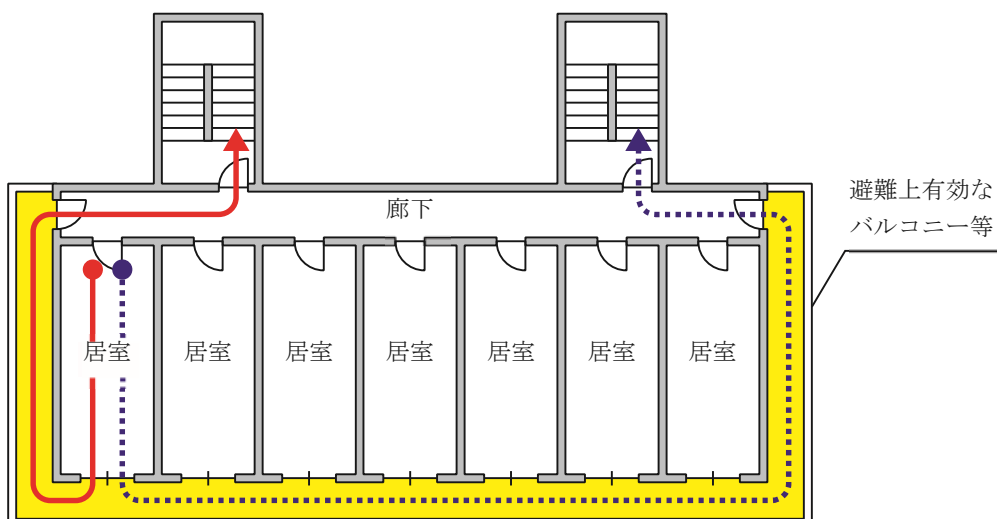
なお、バルコニー等に仕切りが設けられ、又は障害物が置かれている場合で、当該仕切り壁等を容易に破壊し、又は除去することができるときは、避難上有効なバルコニー等であること。

(7) 建築物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられた場合（第 12-13 図参照）



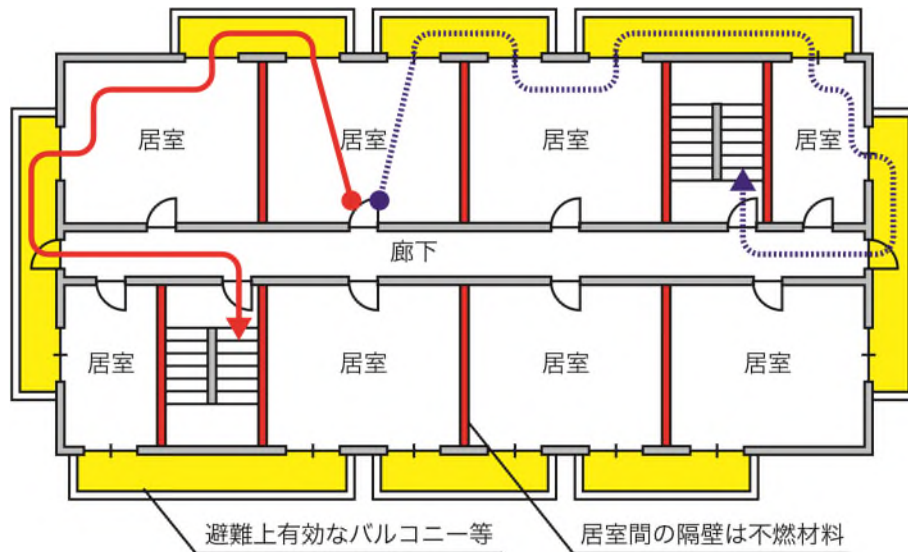
第 12-13 図

(i) 建築物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの 2 以上に移行できる場合（第 12-14 図参照）

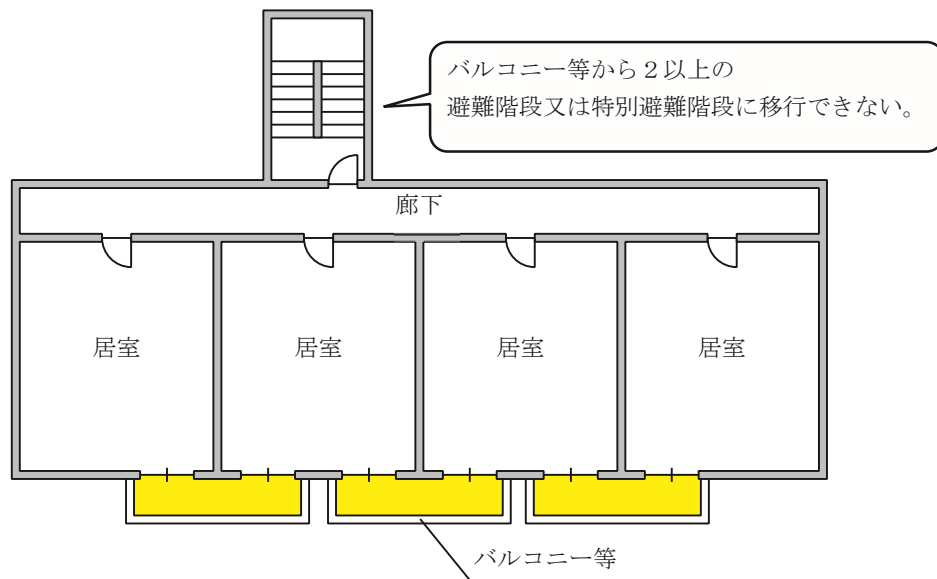


第 12-14 図

- (ウ) 建築物の居室間を相互に連絡できるようなバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの2以上に移行できる場合（第12～15図参照）
 なお、この場合、居室間の隔壁は不燃材料で造られていること。



(認められない例)



第12～15図

エ 屋内から省令第26条第5項第1号へに規定するバルコニー等に通ずる扉は、幅75cm以上、高さ180cm以上、下端の床面からの高さは15cm以下とすること。

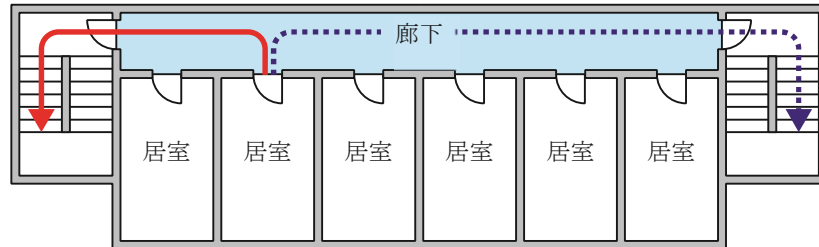
ただし、避難上支障がない場合はこの限りではない。

オ 省令第26条第5項第1号へに規定する「あらゆる部分」とは、居室の出入口からをいうものであること。

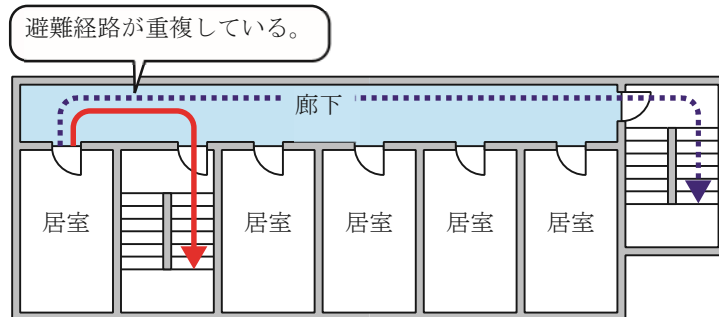
(3) 2 方向避難

ア 省令第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「2 以上の異なった経路により、これらの直通階段のうち 2 以上のものに到達しうるように設けられている」とは、次のような場合をいう。

(7) 建築物の両端のそれぞれに直通階段が設けられている場合（第 12-16 図参照）

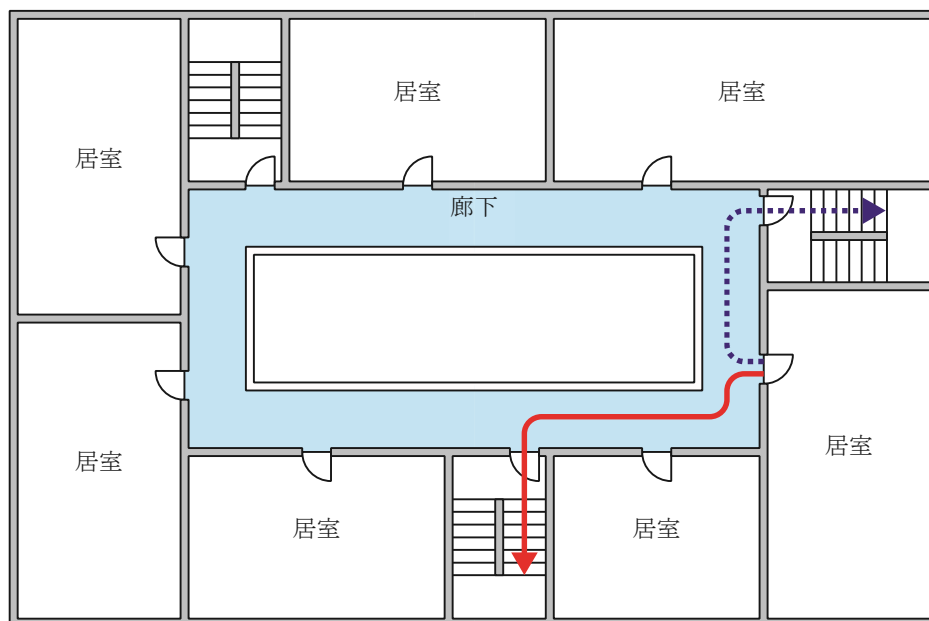


(認められない例)



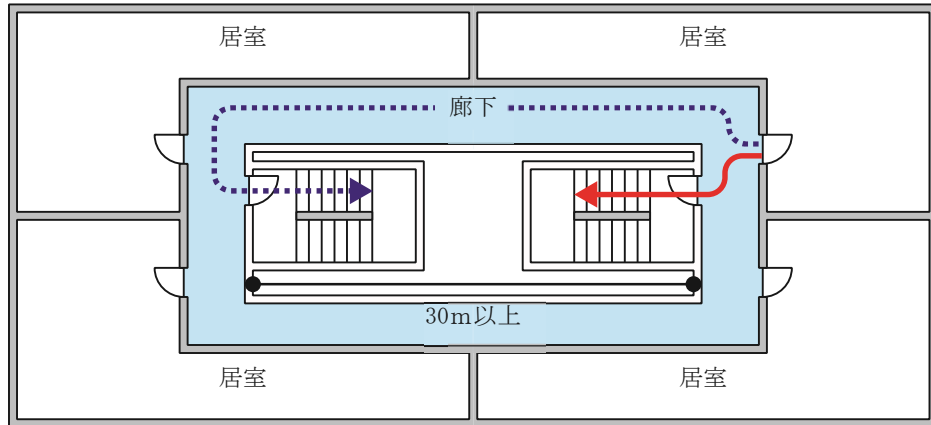
第 12-16 図

(i) 建築物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が生じても異なる 2 方向に避難できるための直通階段が設けられた場合（第 12-17 図参照）



第 12-17 図

- (ロ) 階段、エレベーター、便所等が建築物の中心部に集中したコア型式の建築物については、いずれの部分で火災が発生しても異なる二方向に避難できるよう、2以上の直通階段が設置され、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして30m以上となるように設けられた場合（第12-18図参照）



第12-18図

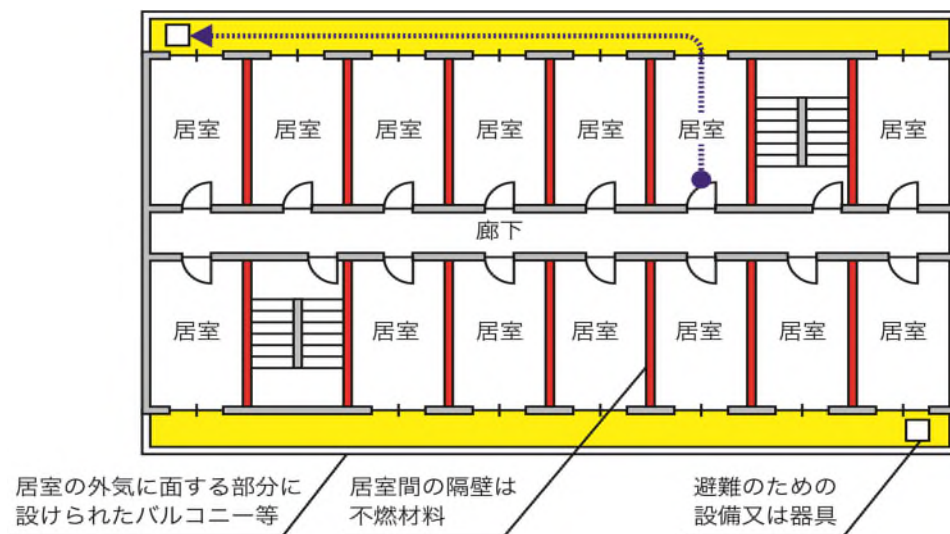
イ 省令第26条第5項第1号へに規定する「あらゆる部分」とは、居室の出入口からをいうものであること。

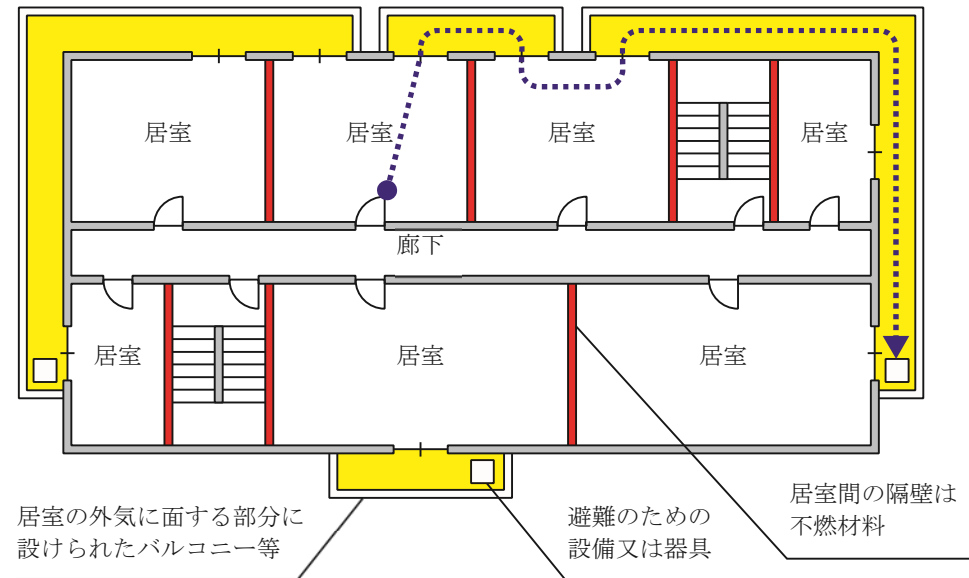
- (4) 居室の外気に面する部分に設けられたバルコニー等

ア 省令第26条第5項第2号ロに規定する「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられており」とは、次のような場合をいう。

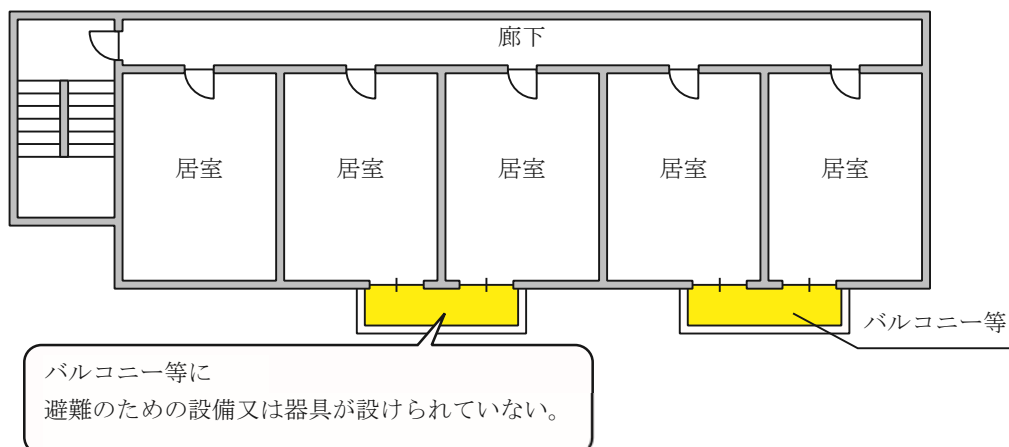
- (イ) 前(2)ウア及びイに掲げる場合イ 建築物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣室の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられた場合（第12-19図参照）

なお、独立したバルコニー等については、それぞれに避難のための設備、器具を設けること。





(認められない例)



第 12-19 図

イ 屋内から省令第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定するバルコニー等に通ずる扉は、幅 75 cm 以上、高さ 180 cm 以上、下端の床面からの高さは 15 cm 以下とすること。

ただし、避難上支障がない場合はこの限りではない。

ウ 省令第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「その他の避難のための設備若しくは器具」とは、次に掲げるものをいう。

(7) 「設備」とは、各階のバルコニー等に設けられた階段及び傾斜路をいう。

(4) 「器具」とは、各階のバルコニー等に設けられた避難用タラップ、避難はしご、緩降機及び救助袋をいう。

エ 省令第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「他の建築物に通じる設備若しくは器具」とは、次に掲げるものをいう。

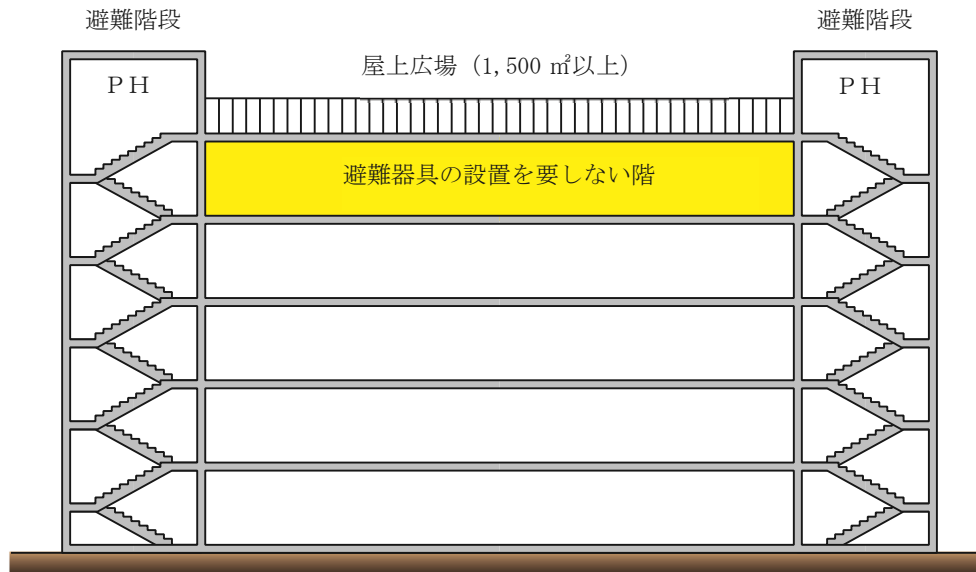
(7) 「設備」とは、渡り廊下をいう。

(4) 「器具」とは、避難橋をいう。

7 屋上広場（省令第26条第7項関係）

省令第26条第7項に規定する避難器具の設置を要しない場合の取扱いは、次によること。

- (1) 政令第25条第1項第3号及び第4号に掲げる防火対象物の階（政令別表第1(1)項及び(4)項に掲げる防火対象物の階を除く。）が、主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上広場の直下階であり、かつ、当該階から当該屋上広場に通ずる避難階段又は特別避難階段が2以上設けられている場合には、当該階には避難器具を設置しないことができる。（第12-20図参照）



第12-20図

- (2) 屋上広場は、省令第26条第7項の規定によるほか、次によること。

ア 屋上広場の面積が1,500 m²以上であること。

なお、避難上の障害となる建築物、工作物等の部分については、屋上広場の面積算定から除くものであること。

イ 屋上広場に面する窓及び出入口に、特定防火戸又は防火戸が設けられていること。

なお、この場合、屋上広場に面して換気口が設けられている場合には、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

ウ 屋上広場から避難階又は地上に通ずる直通階段で建基令第123条に規定する避難階段（屋外に設けるもの及び屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）又は特別避難階段としたものその他避難のための設備又は器具が設けられていること。

エ 屋上広場には、転落防止のための高さが110 cm以上の手すり壁、さく又は金網を設けること。

オ 屋上の床版の耐火性能は、建基令第107条に規定する1時間の耐火性能を有するものとする。

カ 屋上広場は、道又ははしご付消防自動車が、安全かつ効率的な救助活動を実施するために設ける空地に面していること。

第 13 誘導灯の設置を要しない部分の取 扱い

政令第26条第1項ただし書きの規定による誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分については、次によること。

1 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

(1) 「居室」とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室をいう。

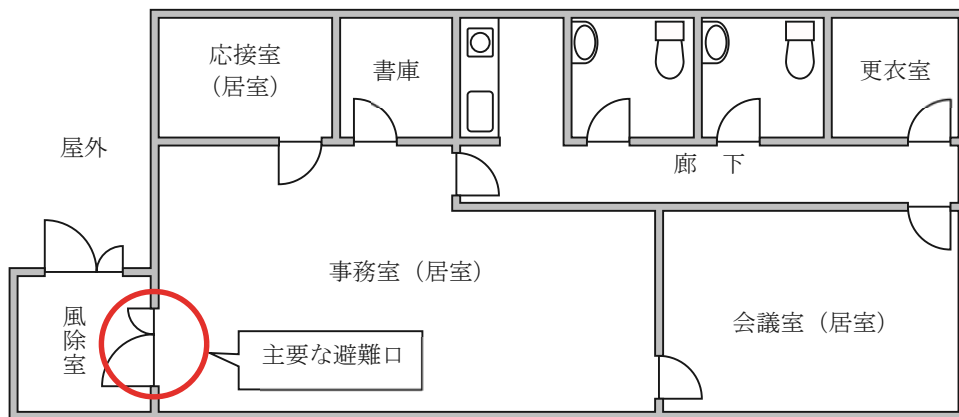
(2) 「主要な避難口」とは、次に掲げる避難口をいう。

ア 避難階

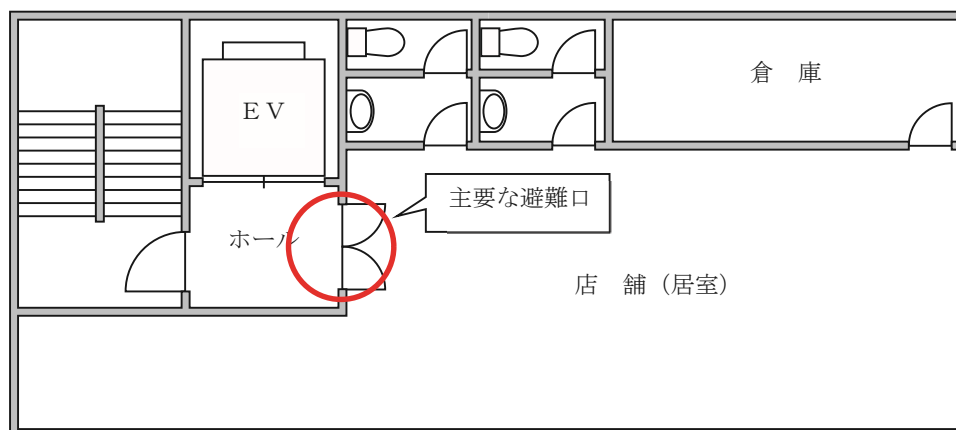
屋内から直接地上に通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）
（第13-1図参照）

イ 避難階以外の階

直通階段の出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）（第13-2図参照）

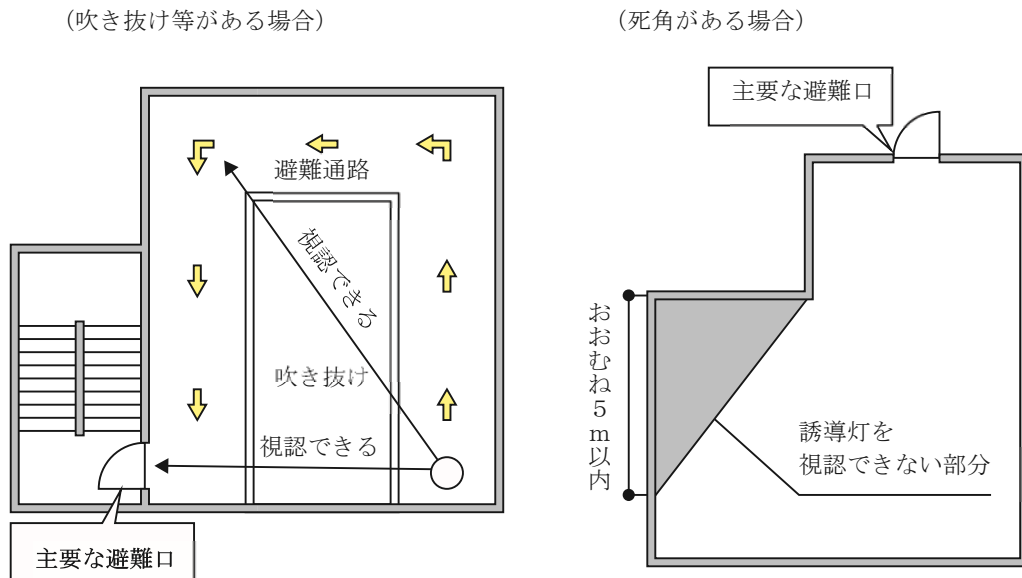


第13-1図



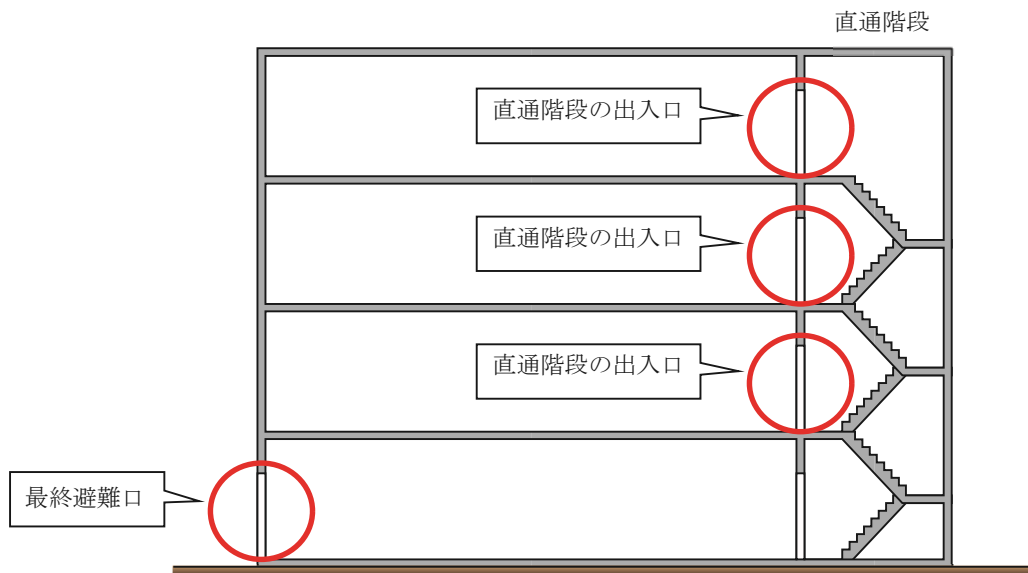
第13-2図

- (3) 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による主要な避難口の視認の障害がないことをいう。
- なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できることが必要であること。ただし、避難施設又は誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動（おおむね 5 m 以内）することにより主要な避難口を視認できる場合は、この限りでない。（第 13－3 図参照）



第 13－3 図

- (4) 「最終避難口」とは、屋内から直接地上へ通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）をいう。（第 13－4 図参照）
- (5) 「直通階段の出入口」とは、地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその付室の出入口をいう。（第 13－4 図参照）



第 13－4 図

2 主要な避難口の部分（省令第28条の2第1項第1号及び第2項第1号関係）

省令第28条の2第1項第1号及び第2項第1号の規定する誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分は、次によること。

(1) 設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（避難階（無窓階を除く。）にあつては最終避難口、避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）にあつては直通階段の出入口。次のイにおいて同じ。）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては20m以下、避難階以外の階にあつては10m以下であるもの

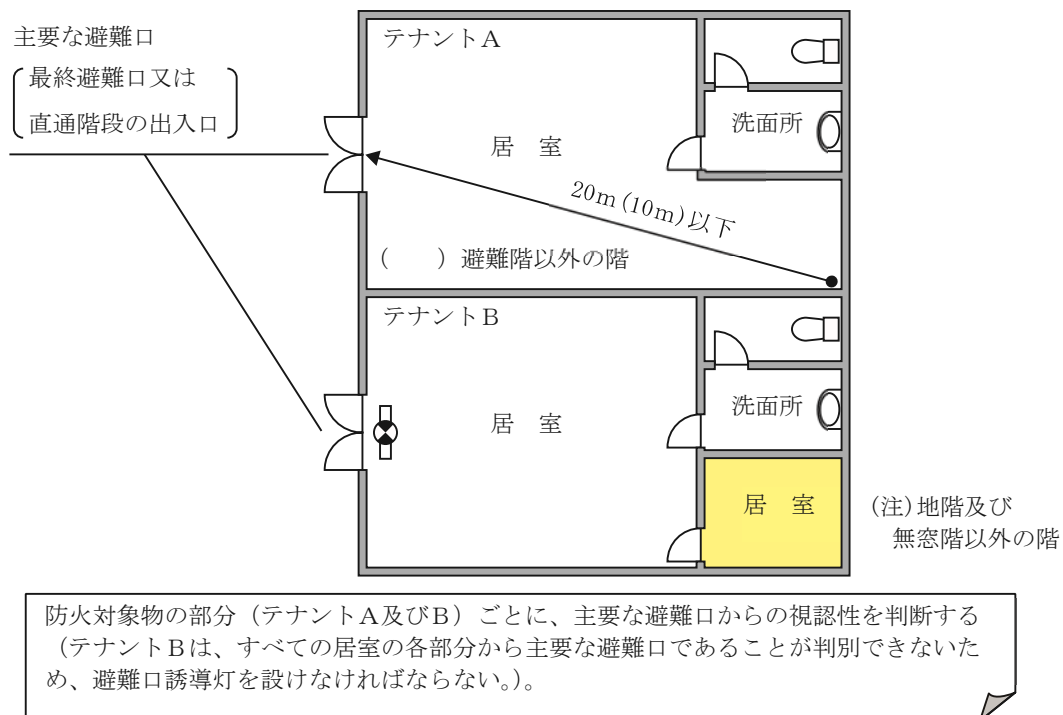
イ 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては40m以下、避難階以外の階にあつては30m以下であるもの

(2) 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。

(3) 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。（第13-5図参照）

また、省令第28条の2第1項の規定に適合しない階（避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第2項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

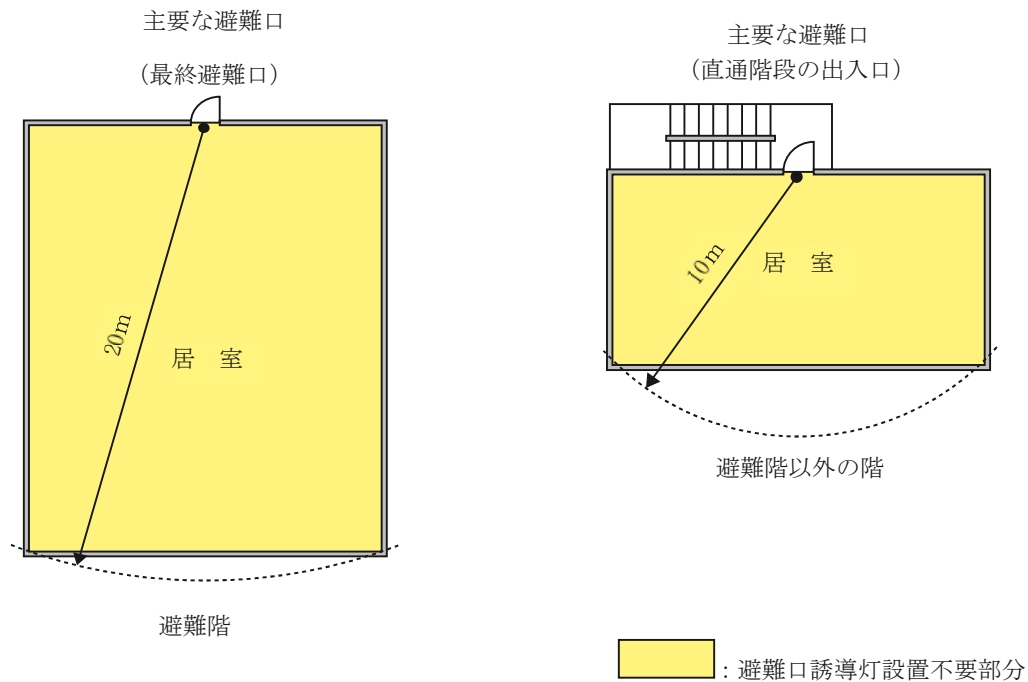
（容易に見とおし、かつ、識別することができる階の例）



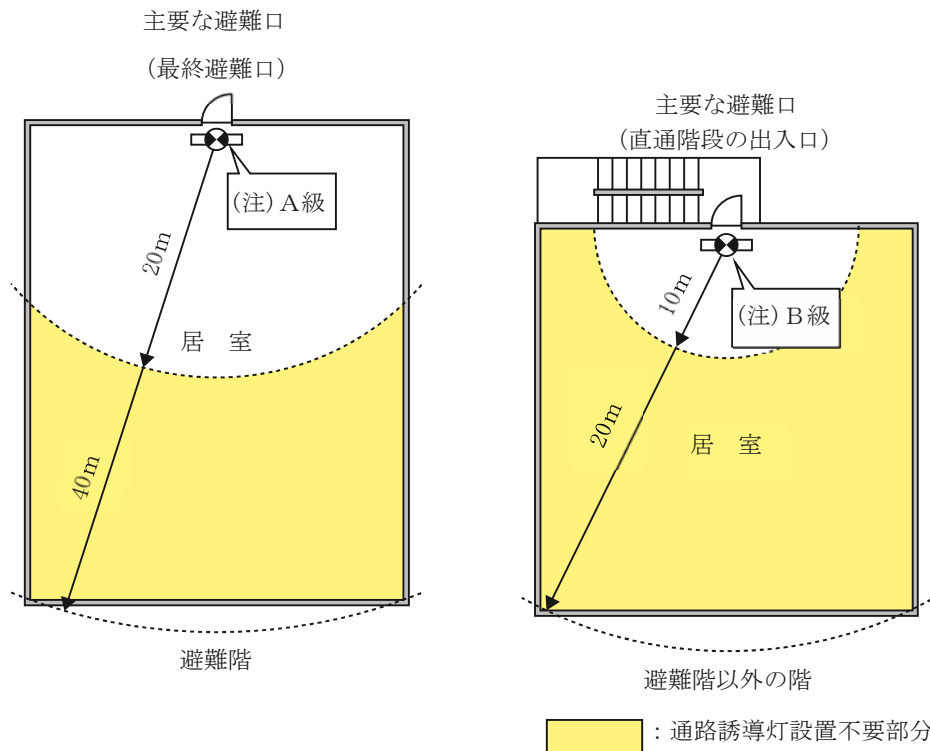
第13-5図

(4) 主要な避難口の部分に係る誘導灯の免除要件は、第 13－6 図の例によること。

(省令第 28 条の 2 第 1 項第 1 号関係)



(省令第 28 条の 2 第 2 項第 1 号関係)



(注) 通路誘導灯を免除する場合は、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要がある。

第 13－6 図

3 小規模な路面店等（省令第28条の2第1項第3号及び第2項第2号関係）

省令第28条の2第1項第3号及び第2項第2号に規定する避難口誘導灯の設置を要しない居室（以下この項において「小規模な路面店等」という。）は、次によること。

(1) 小規模な路面店等の要件

省令第28条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号に掲げるもののほか、政令別表第1

(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のアからウまでに該当するもの

なお、ここでのいう「居室」とは、地階及び無窓階に存する居室（例えば、傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面しているもの等）も、当該規定の要件に適合すれば設置することを要しない居室の対象となるものであること。（第13-7図参照）

ア 最終避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有すること。

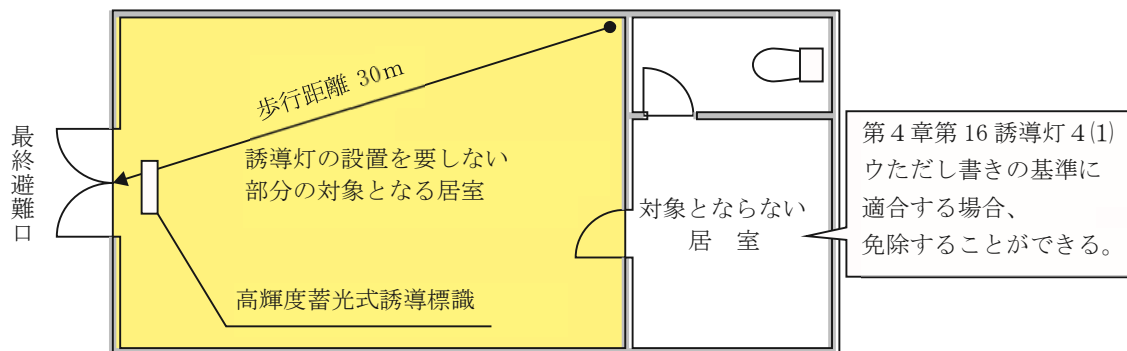
なお、ここでのいう「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等）。（第13-8図参照）

イ 室内の各部分から、最終避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。（第13-9図参照）

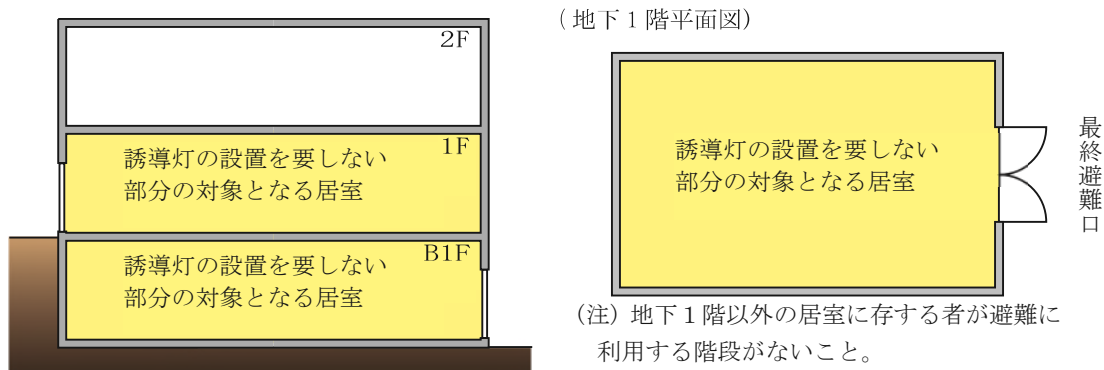
ウ 高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。

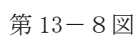
(2) 高輝度蓄光式誘導標識の設置方法は、第16の2誘導標識3によること。

（誘導灯の設置免除の対象となる居室）



（地階に存する居室における誘導灯の設置免除の対象となる例）





第 13-9 図

4 複合型居住施設（省令第28条の2第1項第4号及び第2項第3号関係）

省令第28条の2第1項第4号及び第2項第3号に規定する誘導灯の設置を要しない政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及び(6)項ハに掲げる防火対象物（同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この項において「居住型福祉施設」という。）は、次によること。（第13-10図参照）

ア 居住型福祉施設の用途に供される部分以外の部分（地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。）であること。

イ 居住型福祉施設の居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。

なお、当該区画された部分に給水管、配電管その他の管が、当該区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めることとし、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

ウ 壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。

エ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。

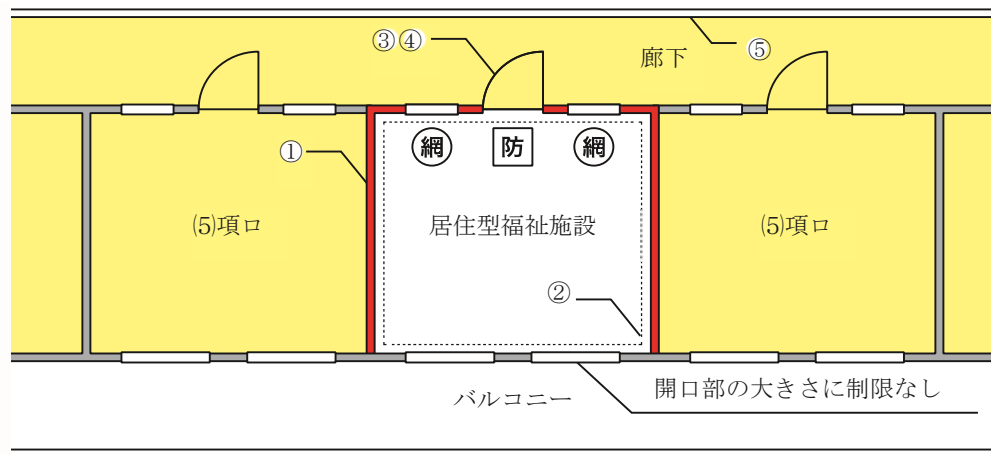
オ エの開口部には、防火戸（3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

なお、ここという「鉄製網入りガラス入り戸」とは、常時閉鎖式又は随時閉鎖式以外の防火戸が該当するものであること。

カ エの開口部に、随時閉鎖式の防火戸（特定防火戸）を居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、当該防火戸（特定防火戸）に近接して当該通路に常時閉鎖式の防火戸（特定防火戸）が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の防火戸（特定防火戸）とすること。

キ 居住型福祉施設の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

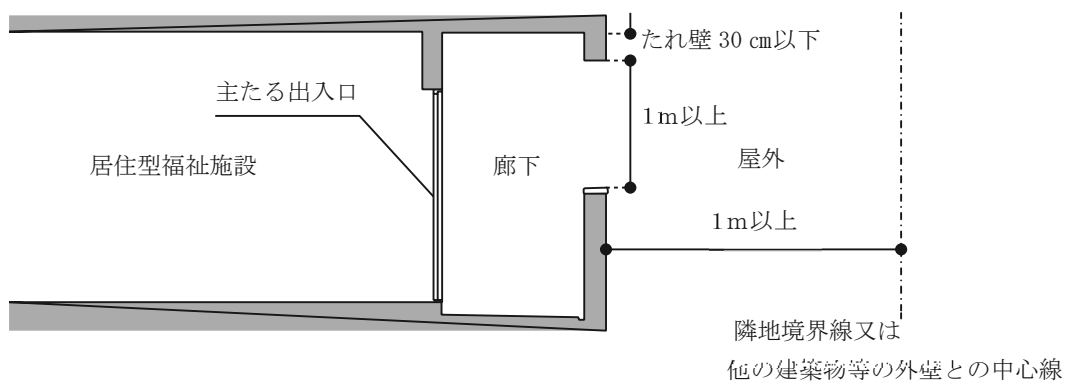
なお、ここという「主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面している」とは、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号）第4第2号(4)又は(5)に定めるところによるもの、避難階において出入口が直接地上に通じている通路等が該当するものであることをいう。



■：誘導灯の設置を要しない部分となる対象
(地階、無窓階及び 11 階以上の階の部分を除く。)

- ① 居住型福祉施設を準耐火構造（3 階以上の場合は耐火構造）で区画
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ 難燃材料
- ③ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m^2 以下、かつ、一の開口部の面積が 4 m^2 以下
(鉄製網入りガラス入り戸を設ける場合、主たる出入口以外で、2 方向避難できる直接外
気に開放されている廊下等に面し、かつ、その面積の合計が 4 m^2 以内)
- ④ ③の開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸（3 階以上の場合は特定防火戸）
(廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッター不可)
- ⑤ 居住型福祉施設の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出すること
ができる。

(直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができることの例)



各階の外気に面する部分の面積 > 当該階の見付面積 $1/3$



第 13-10 図

5 住戸利用施設（省令第28条の2第1項第4号の2及び第2項第3号の2関係）

省令第28条の2第1項第4号の2及び第2項第3号の2に規定する誘導灯の設置を要しない政令別表第1(5)項ロの用途に供される部分が存する同表(6)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項イに掲げる防火対象物並びに居住型福祉施設（以下この項において「住戸利用施設」という。）は、次によること。（第13-11図参照）

ア 住戸利用施設の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び11階以上の階を除く。）であること。

イ 居室を、耐火構造の壁及び床で区画したものであること。なお、当該区画された部分に給水管、配電管その他の管が、当該区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めることとし、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

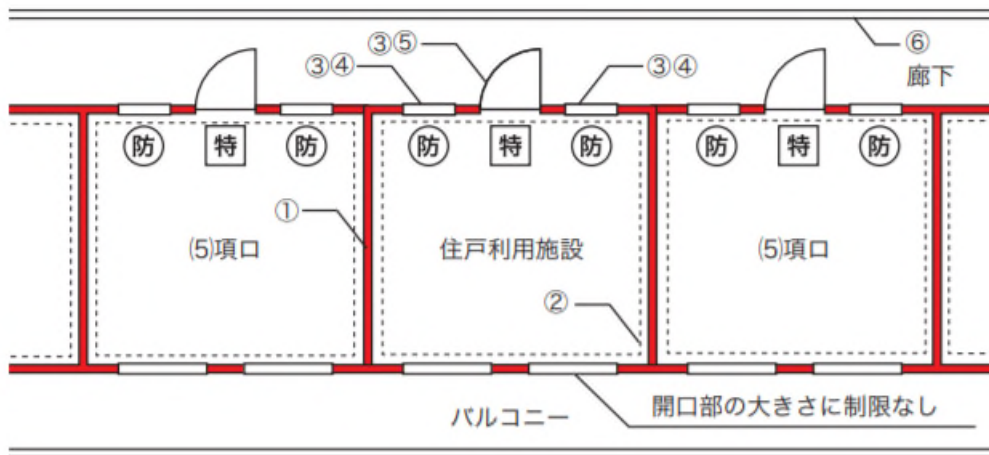
ウ 壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。

エ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。

オ エの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであって、2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

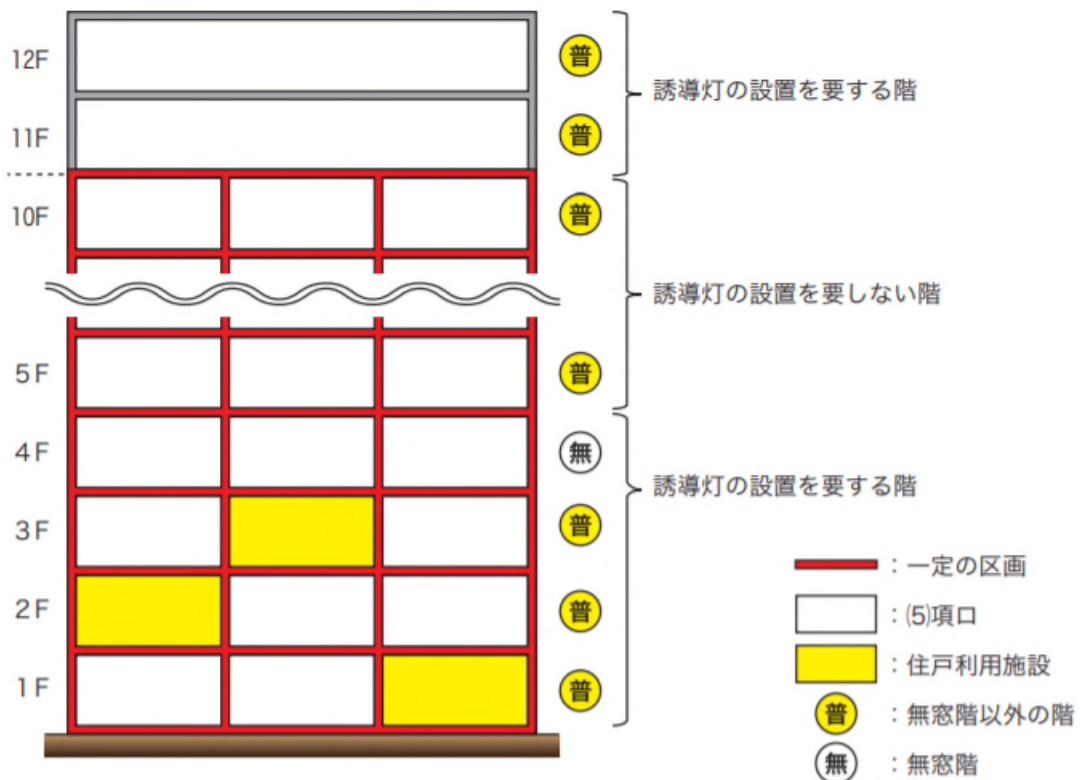
カ エの開口部に、随時閉鎖式の防火戸（特定防火戸）を居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、当該防火戸（特定防火戸）に近接して当該通路に常時閉鎖式の防火戸（特定防火戸）が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の防火戸（特定防火戸）とすること。

キ 住戸利用施設の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。



- ① 居室（(5)項口の用途に供される部分を含む。）を耐火構造で区画
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ 難燃材料
- ③ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m^2 以下、かつ、一の開口部の面積が 4 m^2 以下
- ④ 2 以上の異なった経路により避難できる部分の出入口以外に防火戸を設ける場合、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が 4 m^2 以内
- ⑤ ③の主たる出入口には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッター不可）
- ⑥ 住戸利用施設の主たる出入口が直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができること

（省令第 28 条の 2 第 1 項第 4 号の 2 及び第 2 項第 3 号の 2 の適用を受ける場合の例）



第 13-11 図

6 階段又は傾斜路

省令第28条の2第2項第5号に規定する階段通路誘導灯の設置を要しない階段又は傾斜路は、次によること。

(1) 設置を要しない階段又は傾斜路

政令別表第1(1)項から16の3項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、建基令第126条の4に規定する非常用の照明装置（以下「非常用の照明装置」という。）が設けられ、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができるもの（第13-12図参照）

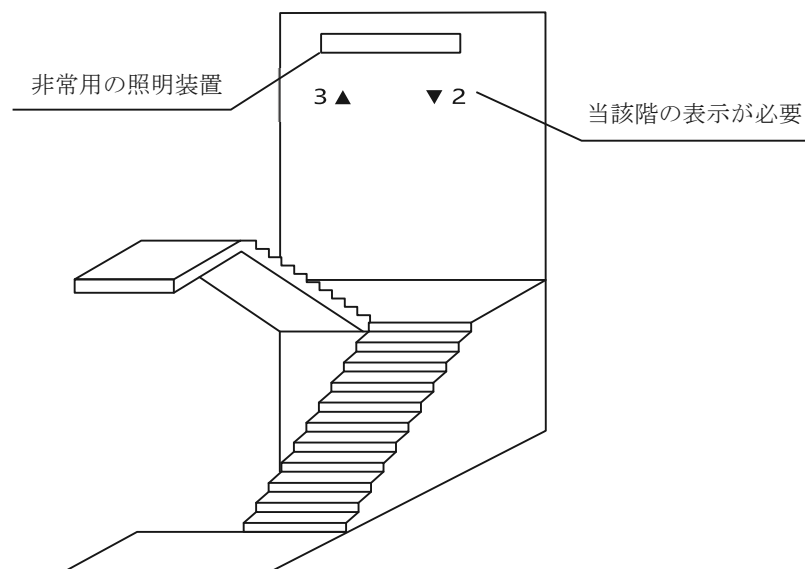
(2) 誘導灯の非常電源の容量を60分間とする防火対象物

誘導灯の非常電源の容量を60分間とする防火対象物の階段又は傾斜路に設ける階段通路誘導灯を非常用の照明装置で代替する場合にあっては、その予備電源を60分間作動できる容量以上とすること。

この場合における当該非常用の照明装置は、建基令第126条の5に規定する非常用の照明装置の基準（予備電源の容量に係る基準を除く。）を満たす必要があること。

ただし、高輝度蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられている非常用の照明装置にあっては、その予備電源は30分間作動できる容量以上のものであれば足りる。

(3) 高輝度蓄光式誘導標識の設置方法は、第16の2誘導標識4によること。



第13-12図